

GOAL（期間内の目標）	市ホームページへの年間アクセス数120万件以上を達成します
--------------	-------------------------------

（取組の方向性） ・あらゆる世代に情報を届けるため、対象とする世代に応じて広報紙やSNSなど情報発信手段を使い分ける。 ・広報紙へのQRコード掲載やSNSへのリンク掲載により、市ホームページへの誘導を行う。 ・SNSによるアンケート調査を行い、広報紙やSNSによる情報発信内容の見直しを行う。	（これまでの取組・現状） ・主に以下の手段による情報発信に取り組んでいる。 【主な情報発信手段】 - 広報おおの、市ホームページ、Facebook、LINE - 広報紙のスマホ配信アプリ、報道機関への情報提供 ・市ホームページ年間アクセス数89万9,674件（令和元年度）※計画目標値設定時点 ・市LINE友だち数3,638人（令和3年3月1日時点）※計画目標値設定時点
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
SNSによるきめ細かな情報発信		ターゲットに応じた情報発信 【ターゲットを絞ったメッセージの配信数 721通（3/31時点）】	ターゲットに応じた情報発信 【ターゲットを絞ったメッセージの配信数 790通（3/31時点）】	ターゲットに応じた情報発信 【ターゲットを絞ったメッセージの配信数 881通（3/31時点）】	ターゲットに応じた情報発信 【ターゲットを絞ったメッセージの配信数 1,080通（3/31時点）】	ターゲットに応じた情報発信 【ターゲットを絞ったメッセージの配信数 1169通（3/31時点）】
アンケート調査による情報発信内容の見直し		アンケートの実施とその結果による見直し 【R4.1にアンケート実施 回答数307件（3/31時点）】			LINEの使いやすさアンケートを実施【R6.9.15～10.31】 回答数210件（9/30時点）	
目標値	市ホームページへの年間アクセス数	102万件以上	106万件以上	110万件以上	116万件以上	80万件以上（※）
実績値		1,154,398件	981,479件	873,074件	838,041件	803,068件
目標値	市LINE友だち数	4,100人以上	4,600人以上	8,000人以上	8,300人以上	8,500人以上
実績値		6,605人	7,695件	8,498人	9,219人	9,976人

※行政改革推進プランは、実態に応じて目標値を見直しているため、第六次大野市総合計画前期基本計画の目標値と相違しています。

【取組１－１ 多様な情報発信手段の活用】

本取組は、「市ホームページへの年間アクセス数１２０万件以上の達成」を目標として、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ（ＬＩＮＥ・Ｆａｃｅｂｏｏｋ等）といった多様な媒体を効果的に活用し、市民ニーズや情報取得手段の変化に対応した情報発信の充実を図るものである。計画期間である令和３年度から令和７年度にかけては、従来のホームページ中心の情報提供に加え、ターゲットに応じた情報提供や媒体間の連携強化に取り組み、市民へ必要な情報を適切に届ける体制づくりを進めた。

目標値と実績値の推移を見ると、市ホームページの年間アクセス数は、令和３年度において１，１５４，３９８件となり、目標値を大きく上回る成果を上げたものの、その後は減少傾向で推移し、令和７年度には８０３，０６８件となった。一方で、市ＬＩＮＥ友だち数は計画期間を通じて着実に増加し、令和７年度には９，９７６人と最終目標である８，５００人を大きく上回った。また、ターゲットを絞ったメッセージ配信も、７２１通から１，１６９通へ増加しており、ＳＮＳを活用した情報発信の充実が図られた。

これらの実績から、本取組は、市民の情報取得手段の多様化に対応し、ＳＮＳやＬＩＮＥを活用した「プッシュ型」の情報発信を推進したことで、市民との接点拡大や情報発信機会の拡充に一定の成果を上げたと評価できる。特に、ＬＩＮＥによるターゲット別配信は、市民に必要な情報を適時かつ効果的に届ける手段として定着しつつあり、情報発信の即時性や利便性の向上に大きく寄与した。また、アンケート調査の実施により利用者の意見を把握し、情報発信内容の見直しにつなげたことは、質の向上を図る取組として評価できる。

一方で、ホームページアクセス数は計画期間を通じて減少傾向となり、最終目標の達成には至らなかった。ホームページは、市民が必要な情報に確実にたどり着くための重要な情報基盤であることから、アクセス数の減少については、ＳＮＳとの役割分担や情報導線のあり方に改善の余地があることを示している。

今後は、ＳＮＳやＬＩＮＥによる情報発信を継続・強化するとともに、それぞれの媒体を単独で運用するのではなく、ホームページとの連携を意識した情報発信を進める必要がある。具体的には、「ＳＮＳで情報を知り、ホームページで詳細を確認する」という利用者の行動を踏まえ、リンク設定や情報配置の見直しを行うなど、媒体を横断した情報提供環境の充実を図ることが重要である。また、ホームページについても、検索性や視認性の向上、利用者目線での情報整理やコンテンツ改善を進めることで、「情報のハブ」としての機能を強化していく必要がある。

さらに、今後の情報発信においては、単に発信件数を増やすのではなく、「必要な人に、必要な情報を、適切なタイミングと手段で届ける」ことが重要である。そのためには、アクセス状況やＳＮＳ利用実績などのデータ分析を行い、市民の利用傾向やニーズを把握した上で、対象者に応じた効果的な情報発信を推進することが求められる。また、行政手続や各種サービス案内についても、ホームページやＳＮＳと連動した情報提供を進めることで、市民が必要な情報を取得し、具体的な行動につなげやすい仕組みの構築が必要である。

以上のことから、本取組は、多様な情報発信手段の活用により、市民との接点拡大や情報発信力の向上に一定の成果を上げた一方で、ホームページへの誘導や媒体間連携の強化といった課題も明らかとなった。今後は、各媒体の特性を生かした戦略的な情報発信を推進するとともに、データに基づく効果検証と継続的な改善を行うことで、市民サービスの向上につながる効果的かつ戦略的な情報発信体制の構築を進めていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	県外メディアにおける年間掲載・放送件数を３０％増とします
--------------	------------------------------

（取組の方向性） ・歴史、文化、自然、食、人などのブランド情報を市内外に発信し、誘客を通じた「稼ぐ力」の向上と、地域の魅力の再認識、大野ファンの獲得につなげる。 ・「越前おおの 荒島の郷」開駅、中部縦貫自動車道大野和泉間開通、北陸新幹線敦賀開業など年度ごとの一大行事に対しターゲットを設定しPRを強化する。 ・インスタ映える観光スポットを増やしながら、これらを表現した写真素材を充実させ、SNS広告による情報発信を強化する。 ・庁内各課と連携し、効果的な情報発信方法やブランドPRの方向性を確認する。	（これまでの取組・現状） ・旬の素材を都度、メディアに情報提供し、PR広告を行っている。 ・近年、インスタ映える観光スポット等が増えてきているが、これらを表現した写真素材が不足している。 ・県内、北陸圏、中京圏、関西圏のメディアに向けて、満遍なくセールス活動を行っている。（令和２年度はコロナの影響により実績なし） ・近年の県外メディアでの年間掲載・放送件数：４５件（Ｈ２９～Ｒ１の平均） ・令和６年度より越前おおのブランド公式インスタの内容を越前おおの観光ビューローのインスタに移行し運用する。
---	--

取組内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
メディア・セールス活動及びPR広告（主にSNS広告）の実施		道の駅荒島の郷のPRを強化 【有名Youtuber等が取材】 【道の駅を掲載した総合観光パンフレット（４５，０００部）、観光ガイドマップ（４０，０００部）を作成しPR】	中部縦貫自動車道大野和泉間開通に係るPRを強化 【総合観光パンフレット（３０，０００部）、観光ガイドマップ（４０，０００部）を作成しPR】 【観光PRポスター５種類（春夏秋冬、天空の城）のデータ制作】	星空保護区認定に係るPRを強化 【観光PRポスター５種類（春夏秋冬、天空の城）B１/各１５０枚、B２/各４００枚印刷】（観光交流課） 【新総合観光パンフレットのデータ制作及び印刷４０，０００部】（観光交流課） 【観光誘客に係るSNS広告を２５回実施】（観光交流課）	中部縦貫自動車道の県内全線開通に向けたPRを強化 【総合観光パンフレット（４０，０００部）、観光ガイドマップ（５０，０００部）を作成しPR】（観光交流課） 【中京方面のSAへのパンフレット配架（１，４００部）、出向宣伝（８回）】（観光交流課） 越前おおの観光ビューローのSNSを活用し、情報発信を行う	中部縦貫自動車道の県内全線開通に向けたPRを強化 【総合観光パンフレット（３０，０００部）、簡易版パンフレット（２０，０００部）、観光ガイドマップ（４０，０００部）を作成しPR】（観光交流課） 【中京方面のSAへのパンフレット配架（７，０００部）、出向宣伝（５回）】（観光交流課） 越前おおの観光ビューローのSNSを活用し、情報発信を行う
インスタ映える写真素材の収集		写真素材収集 【まいおおのフォトコンテスト入賞作品等から新しい観光素材３０点を収集】	写真素材収集 【まいおおのフォトコンテスト入賞作品等から新しい観光素材３１点を収集】	写真素材収集 【第５回まいおおのフォトコンテストをＲ５年６月まで実施。入賞作品等から新しい観光素材２１点を収集】（観光交流課）	写真素材収集 【取組みなし：まいおおのフォトコンテストは令和５年度で終了】	写真素材収集
庁内PR戦略推進会議の開催		随時開催	随時開催	随時開催	随時開催	随時開催
目標値	県外メディアでの掲載・放送件数（年間）	６０件以上	６０件以上	６０件以上	６０件以上	６０件以上
実績値		７５件	６６件	８０件	６０件	７０件
目標値	公式インスタグラム（越前おおの観光ビューロー）のフォロワー数	－	４００件	７００件	２，４００件	２，５００件
実績値		－	６３０件	１，０３６件	３，２０１件	５，４９４件

【取組１－２ 目的とターゲットを設定した大野の魅力発信】

本取組は、本市が有する豊かな自然、歴史、文化、食などの地域資源の魅力を広く発信し、本市の認知度向上や交流人口の拡大、さらには地域の活性化につなげることを目的として実施した。計画期間中は、「越前おおの 荒島の郷」の開駅や中部縦貫自動車道の開通、北陸新幹線敦賀開業など、本市を取り巻く環境の変化を好機と捉え、関係機関や民間事業者と連携しながら、各種媒体を活用した情報発信に取り組んだ。

成果指標である県外メディアへの年間掲載・放送件数については、計画期間を通じて概ね目標値を達成しており、本市に関する情報を継続的に全国へ発信することができた。また、観光分野におけるＳＮＳの活用についても積極的に取り組み、公式インスタグラムのフォロワー数は大きく増加し、最終目標を大幅に上回る結果となった。情報発信媒体の多様化やデジタル化が進む中で、ＳＮＳを活用した情報発信が着実に定着し、本市の魅力を広く発信する環境が整備されたものと評価できる。

取組内容としては、観光施設や地域資源のＰＲに加え、中部縦貫自動車道の延伸や星空保護区認定など、本市の特徴や話題性のある資源を活用した情報発信を行った。また、フォトコンテストの実施や観光パンフレットの作成、サービスエリア等でのＰＲ活動、ＳＮＳ広告の配信など、多様な手法を組み合わせることで、本市の魅力を効果的に発信した。特に、ターゲットを意識した情報発信に取り組んだことにより、本市の魅力に触れる機会の拡大につながったものと考えられる。

一方で、県外メディアへの掲載やＳＮＳによる情報発信は着実に成果を上げているものの、その効果が来訪行動や観光消費にどのようなにつながっているかについては把握が難しい面もある。また、継続的な情報発信を行うためには、関係団体や観光事業者と連携しながら、地域の魅力を伝えるコンテンツの充実を図っていくことが求められる。

今後は、ＳＮＳや各種デジタル媒体を活用した情報発信を継続するとともに、観光アンケートや国や県などの観光に関するオープンデータ等を活用しながら情報発信の効果把握に努め、認知度向上に向けたプロモーションを推進する必要がある。また、ターゲットごとのニーズや行動特性を踏まえた情報発信を行い、市内周遊や滞在時間の延長につながる取組を進めることが重要である。

さらに、中部縦貫自動車道県内全線開通や北陸新幹線敦賀開業による広域的な人の流れを好機と捉え、本市への来訪のきっかけづくりだけでなく、市内での滞在や再訪につながる魅力発信を展開していく必要がある。

以上のことから、本取組は、ターゲットを明確にした魅力発信を推進することで、本市の認知度向上に一定の成果を上げた。一方で、認知度向上を来訪や観光消費の拡大につなげていくためには、引き続き工夫が必要である。今後は、各種データを活用した効果的な情報発信と関係機関との連携を図りながら、本市の魅力を効果的に発信し、交流人口の拡大や地域の活性化につなげていくことが求められる。

GOAL（期間内の目標）

市独自データの公開数を4件以上とします

（取組の方向性）

- ・オープンデータは、だれでも自由に二次利用ができる機械判読に適したデータ形式での公開が必要であり、データ加工が難しいため、引き続き県と共同でデータを公開していく。（公開先は県のホームページ）
- ・県と連携し、データ掲載が可能であるものについて新たに追加できるよう検討していく。
- ・市独自データの公開に取り組む。

（これまでの取組・現状）

- ・県及び県内17市町と共同でデータを公開している。
- ・令和3年3月現在の共同公開データ数は9つ。

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県との共同公開		県と連携して実施 【連携するメニューを検討したが、実施に至っていない。引き続き実施に向け検討。】	県と連携して実施 【現在9件（現状まま） 連携メニューの検討をした。】	県と連携して実施 【現在9件（現状まま） 連携メニューの検討をした。】	県と連携して実施 【現在9件（うち3件国体関係） 定期更新】 （公開情報） 公共施設情報、公共トイレ、避難所、ごみ分別、ごみ収集日、バス情報	県と連携して実施 【現在9件（うち3件国体関係）定期更新】 （公開情報） 公共施設情報、公共トイレ、避難所、ごみ分別、ごみ収集日、バス情報
市独自データの公開		データの選定方針決定 【市単独のデータについて検討したが、実施に至っていない。引き続きデータの選定を検討。】	順次データ追加 【市単独データ1件公開：地区別・行政区別人口統計】 【その他データ選定について協議した。】	順次データ追加 【市ホームページCSVデータ公開】	順次データ追加 【市ホームページCSVデータ公開】	順次データ追加 【市ホームページCSVデータ公開】
目標値	市独自データの公開数（累計）	－	1件以上	2件以上	3件以上	4件以上
実績値		－	1件	2件	2件	2件

【取組１－３ オープンデータ及び市独自データの公開】

本取組は、行政が保有する各種データを誰もが利用可能な形で公開することにより、行政運営の透明性向上を図るとともに、市民や民間事業者によるデータ活用を促進し、新たな価値の創出や地域課題の解決につなげることを目的として実施したものである。近年、国においてもデータ利活用の推進やＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）の重要性が高まる中、本市においてもオープンデータの基盤整備と市独自データの公開拡大に取り組んできた。

目標値と実績値の推移を見ると、市独自データの公開数については、令和４年度に１件、令和５年度に２件となり一定の進展は見られたものの、その後は増加が見られず、令和７年度時点において累計２件にとどまったため、最終目標である４件以上には達しなかった。一方で、県との共同公開については、計画期間を通じて９件のデータを維持し、公共施設情報、避難所情報、ごみ分別、ごみ収集日、バス情報など、市民生活に密着したデータを継続的に更新・公開した。

これらの実績から、本取組は、県との共同公開による安定的な情報提供体制を維持するとともに、市独自データについても人口統計やＣＳＶデータの公開を進めるなど、オープンデータの基盤整備に着手したことは一定の成果であったと評価できる。特に、市民生活に関連する情報を継続的に公開したことは、行政の透明性向上や情報共有の促進に寄与するとともに、デジタル社会に対応した情報公開環境の整備につながったものと考えられる。

一方で、市独自データの新規公開や内容の拡充については十分な進展が見られず、目標達成には至らなかった。その要因として、公開対象データの選定に係る庁内調整が十分に進まなかったことや、データ整備・加工に要する業務負担、さらにはオープンデータの意義や利活用に対する理解が庁内に十分浸透していなかった可能性も考えられる。また、公開したデータがどのように利用され、どのような効果を生んでいるのかを把握する仕組みが十分ではなく、取組成果の可視化が進んでいないことも課題として挙げられる。

さらに、オープンデータは単なる情報公開にとどまらず、民間事業者によるサービス開発や市民協働による地域課題の解決につながる可能性を有しているが、現時点ではその利活用が十分に進んでいるとは言えない状況である。加えて、行政内部においても、各種データを活用した課題分析や施策立案への活用は限定的であり、データを政策形成に生かす取組については今後の発展が期待される分野である。

今後は、公開対象データの整理と優先順位付けを行うとともに、庁内横断的にデータ公開を推進する体制の強化が必要である。特に、防災、交通、観光、子育てなど市民ニーズの高い分野について優先的に公開を進めることで、限られた資源の中でも利活用の促進と取組効果の向上を図ることが重要である。また、機械判読性の高いデータ形式による提供を徹底し、二次利用しやすい環境を整備していく必要がある。

さらに、大野市の重要施策であるＤＸの推進やＥＢＰＭの実践を進める観点から、民間企業や大学、地域団体との連携を強化し、データを活用したサービス創出や地域課題解決につなげることが求められる。加えて、行政内部においても、公開データを政策立案や施策評価に活用し、現状把握や課題分析の精度向上を図ることで、より効果的な行政運営につなげていく必要がある。また、公開データの利用状況を把握し、効果検証を行う仕組みを整備することで、継続的な改善と利活用の促進を図ることが重要である。

以上のことから、本取組は、オープンデータ公開基盤の整備と継続的な情報提供において一定の成果を上げた一方で、市独自データの拡充や利活用の促進には課題を残した。今後は、公開することに加え、公開したデータを活用する仕組みづくりを進めることが重要である。

〔関連がある取組み…No.3－5〕

GOAL（期間内の目標）	重要な会議などの内容は、市ホームページで100%公表します
--------------	-------------------------------

（取組の方向性） ・市民一人ひとりが市政の担い手として、積極的に市政に参画することができるよう、必要な情報を迅速かつ容易に得られるようにするため、市ホームページで公表する。 ・計画や方針など作成又は見直しをする会議や市民参加型のシンポジウム、著名人の講演会などの情報を集約し、公開する。	（これまでの取組・現状） ・市の重要な意思形成の過程を明らかにするため、審議会や計画策定に伴う会議における会議結果の概要や会議資料などを市ホームページなどで公表する。
---	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画や方針など作成又は見直しをする会議の概要等の公開		公開方針を明確化 随時公開 【計画策定に伴う会議の概要公開10件（対象となる会議10件）】 【審議会の概要公開6件（対象となる審議会7件）】	随時公開 【計画策定に伴う会議の概要公開3件（対象となる会議3件）】 【審議会の概要公開7件（対象となる審議会7件）】	随時公開 【計画策定に伴う会議の概要公開8件（対象となる会議8件）】 【審議会の概要公開6件（対象となる審議会6件）】	随時公開 【計画策定に伴う会議の概要公開7件（対象となる会議7件）】 【審議会の概要公開7件（対象となる審議会7件）】	随時公開 【計画策定に伴う会議の概要公開7件（対象となる会議7件）】 【審議会の概要公開7件（対象となる審議会7件）】
重要な会議やシンポジウム、著名人の講演会などのWEBページ（コンテンツ）作成		公開方針を明確化 随時作成 【外部講師を招いた定員100名以上の講演会等のWEBページ作成9件（対象となる講演会等10件）】	随時作成 【外部講師を招いた定員100名以上の講演会等のWEBページ作成9件（対象となる講演会等9件）】	随時作成 【外部講師を招いた定員100名以上の講演会等のWEBページ作成14件（対象となる講演会等14件）】	随時作成 【外部講師を招いた定員100名以上の講演会等のWEBページ作成3件（対象となる講演会等3件）】	随時作成 【外部講師を招いた定員100名以上の講演会等のWEBページ作成2件（対象となる講演会等2件）】
目標値	重要な会議などの公表	100%	100%	100%	100%	100%
実績値		92.6% （公開・ページ作成25件/対象となる会議等件数27件）	100% （公開・ページ作成19件/対象となる会議等件数19件）	100% （公開・ページ作成28件/対象となる会議等件数28件）	100% （公開・ページ作成17件/対象となる会議等件数17件）	100% （公開・ページ作成27件/対象となる会議等件数27件）

【取組１－４ 会議の見える化の推進】

本取組は、市政の透明性を確保するとともに、市民が市政に主体的に参画できる環境を整備することを目的として、審議会や計画策定に係る会議、講演会等の情報を積極的に公開するものである。行政の意思決定過程を分かりやすく公開することは、市民への説明責任を果たすだけでなく、市政への理解や信頼の向上につながる重要な取組として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、重要な会議等の公表率は、令和３年度には９２．６％と目標である１００％に達しなかったものの、令和４年度以降は１００％を達成し、令和７年度まで継続して維持している。また、計画策定に伴う会議や審議会の概要公開、重要な講演会等に関するＷＥＢページの作成についても、対象となる案件に対して概ね適切に対応しており、会議情報の公開が継続的に実施される体制が構築されたことがうかがえる。

これらの実績から、本取組は、市政運営の透明性向上に大きく寄与するとともに、市民が行政の意思決定過程を知る機会の確保につながったものと評価できる。特に、令和４年度以降、公表率１００％を継続して達成していることは、会議情報を公開する仕組みが庁内に定着し、継続的に運用されていることを示している。また、会議資料や概要をホームページ上で公開することで、市民が必要な情報を入手できる環境が整備され、説明責任の充実や信頼性の向上にも寄与した。

一方で、会議情報の公開率は高い水準を維持しているものの、「公開すること」自体が目的となり、市民にとって分かりやすく活用しやすい情報提供となっているかについては課題が残る。会議情報がホームページ上で公開されているものの、市民が必要な情報へ容易にたどり着けない場合や、内容が専門的で理解しにくい場合もあることから、情報の見せ方や伝え方について改善の余地がある。

また、本取組の本来の目的は情報公開そのものではなく、市民参画の促進につなげることである。しかし、公開した情報が市民の関心喚起や意見提出、政策形成への参画にどの程度結び付いているかについては十分な検証が行われていない。このため、会議情報の公開がどのような効果を生み出しているのかを把握し、より効果的な情報発信へつなげていくことが必要である。

今後は、会議概要の要点整理や図表の活用、平易な表現への見直しなどにより、市民が内容を理解しやすい情報提供に取り組む必要がある。また、ホームページ内の検索性や一覧性の向上を図り、必要な情報へ容易にアクセスできる環境を整備することも重要である。さらに、要点を整理した資料の掲載や動画配信など、多様な情報発信手法を活用し、会議内容を分かりやすく伝える取組を進めることが求められる。

加えて、本市が推進する市民協働や開かれた行政運営を実現するためには、会議情報の公開とあわせて、市民からの意見募集やフィードバックの機会を充実させることが重要である。また、施策の立案から実施、評価までの過程を関連付けて公開することで、市民が行政運営の流れを理解しやすくなり、市政への関心や参画意識の向上につながることを期待される。

以上のことから、本取組は、重要な会議等の公表率１００％を継続して達成し、市政の透明性確保と情報公開の定着という点で大きな成果を上げたと評価できる。一方で、今後は公表率の維持に加え、公開情報の分かりやすさや利用しやすさの向上、市民参画の促進といった質的な充実を図る必要がある。これにより、市民に開かれた行政運営をさらに推進し、市民との信頼関係の構築につなげていくことが求められる。

GOAL（期間内の目標）	市内全地区において、課題解決に向けた検討や既存組織の見直しに取り組みます
--------------	--------------------------------------

（取組の方向性） ・令和3年度から本格的に開始する、市と市民や団体が協働して地域の総力を発揮できる体制や地域ごとの課題解決に向けた検討に対する取組を支援する。 ・地域での検討や合意形成を図る場において、従来の地域づくりに関わってきた壮年世代に加え、若者や女性など様々な人から意見を聞き、地域づくりに生かす。	（これまでの取組・現状） ・市民が地域の課題解決などに自ら取り組む活動に対し交付金を交付して、活動を支援している。 ・地域の課題解決や活性化をテーマにした地域団体の提案をもとに、市と団体が協定を締結し協働で取り組む市民協働推進事業を推進してきたが、近年は提案がなく、新たな申請がない状況が続いている。
---	--

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
課題解決に向けた検討や既存組織の見直しの話し合い	【3地区において課題解決に向けた検討や既存組織の見直しの話し合いを開始】	【大野：ミニフォーラム2回、行政区基礎調査、まちなか探索、基礎調査分析を実施】 【阪谷：公共交通や空き家をテーマとした座談会を3回実施】 【下庄：団体連絡協議会の加盟団体ごとに地域課題解決に向けた取り組みの協議を行い、会議で各団体の情報を共有】 【上庄：まずは中学校再編に関することが地域の喫緊の課題と捉え、中学校再編検討会を構築し協議を実施】 【和泉：和泉自治会と区長会の役員同士で、組織強化に向けた協議を実施】	各地区において検討会を実施する 【大野：住民の地域づくりに対する意識や大切にしている活動などの把握に向けた中学生以上の全住民対象アンケート調査やフォーラムを実施】 【阪谷：移住や地域の魅力づくりなどをテーマに座談会を9月、11月、3月の計3回実施】 【下庄：団体連絡協議会の加盟団体ごとに地域課題解決に向けた取り組みの協議を行い、会議で各団体の情報を共有、地区内の若者グループが協議会に参加】 【上庄：中学校統合記念事業実行委員会を設置し、上庄中学校統合記念事業を実施】 【和泉：区長会と自治会の合同会議を5回開催し、情報や課題を共有した。】	【大野：7月から8月に、地域の魅力や困りごとを参加者で共有する地区別座談会（全6地区）を実施、10月から11月に第2回を、12月から1月に第3回の地区別座談会を実施】 【阪谷：9月12日、公共交通をテーマに座談会を、11月に統合後の阪谷小学校の利活用、令和7年3月に第六次大野市総合計画をテーマに座談会を実施】 【下庄：まちづくり団体の副会長として若者グループの会長が就任し、相互にグループ活動を助け合って取り組んで行くこととし、地域づくりの担い手育成・継承の体制を整えた。】 【上庄：中学校跡地活用をテーマに地域課題解決の取組として協議するため、各集落から利活用に向けた意見提案を募り（9月11日締切）、9月30日、各種団体連絡協議会において、利活用策の協議を実施、区長会で各集落の現状と課題の把握について着手】 【和泉：地域の課題である空き家について、自治会主催の空き家マッチングツアー開催（11月3日）。大阪府などから6組8人が参加した】 【乾側：小学校跡地活用検討会で、地域の課題に対する取り組みを始めた】	【大野：行政区再編に向けた協議に加え、関係する行政区が連携して流雪溝調査などを行い、市民自らによる課題解決を図った】 【阪谷：地域課題のテーマごとに地域での意見交換会を開催（9月、2月、3月）し、その内容等をまとめた小冊子等を作成、配布した】 【下庄：公民館を拠点とした地域とのつながりやコミュニケーションの機会を増やすことを目的に、調理ボランティアの会が、公民館で調理した弁当を地域住民向けに安価で販売する取組を開始した】 【上庄：4月に区長を対象に集落の現状と課題のアンケートを実施し、区長会で結果を共有した】 【和泉：地域の課題である空き家について、昨年度に続き自治会主催の空き家マッチングツアーを開催し（11月9日）、独自の空き家情報バンクで2件成約している】 【乾側：小学校跡地活用検討会で、地区活動組織の再編協議や中学生以上全住民のアンケート調査を実施】

交付金による地域の支援		【全地区（9地区）に交付金を交付 合計：8,684,000円】	【地域課題解決取組事業（2地区）に 交付金の交付 合計：6,918,000円】	交付金の交付 成果の検証 【地域課題解決検討事業（大野、 阪谷）に交付 合計：10,304,000円】	交付金の交付 【地域課題解決検討事業（大野、 阪谷）に交付 合計：5,975,000円】	交付金の交付 【地域課題解決検討事業（大野、阪谷、 乾側）に補助金1,855千円を交付】
目標値	検討会の実施地区数	1地区	3地区	5地区	6地区	7地区（※）
実績値		3地区（大野、阪谷、和泉）	5地区（大野、阪谷、和泉、下庄、上庄）	5地区（大野、阪谷、和泉、下庄、上庄） ※地区の実情に合わせた取組を検討	6地区（大野、阪谷、和泉、下庄、上庄、乾側）	6地区（大野、阪谷、和泉、下庄、上庄、乾側）

※行政改革推進プランは、実態に応じて目標値を見直しているため、第六次大野市総合計画前期基本計画の目標値と相違しています。

【取組2－1 市民主体の人づくり・地域づくりの促進】

本取組は、市民自らが地域課題の解決や地域づくりに主体的に関わる仕組みを構築し、持続可能な地域運営につなげることを目的として実施したものである。人口減少や少子化・高齢化の進行により地域課題が複雑化、多様化する中、行政だけでなく地域住民が主体となって課題解決に取り組む体制づくりは、本市が掲げる「市民主体のまちづくり」を推進するうえで重要な取組として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、地域課題解決に向けた検討会の実施については、令和3年度に3地区で開始され、令和4年度には新たに2地区へ拡大したことで、累計5地区で取組が進められた。その後、令和5年度は新規地区の追加がなく、令和6年度に乾側地区で新たな取組が開始されたものの、令和7年度時点では累計6地区にとどまり、目標としていた7地区での実施には至らなかった。一方で、既に取り組を進めている地区では、それぞれの実情に応じた活動が継続された。

取組内容を見ると、大野地区では行政区再編に向けた協議や流雪溝調査など市民主体による課題解決が進められ、阪谷地区では地域課題に関する意見交換会を継続的に開催し、その内容を取りまとめるなど、地域住民による主体的な活動が展開された。また、下庄地区では若者グループと地域団体との連携が進み、上庄地区では地域課題に関するアンケートや協議が行われたほか、和泉地区では空き家マッチングツアーの実施による空き家活用が進められた。さらに、乾側地区では小学校跡地活用を契機とした組織再編や地域課題の検討が行われるなど、地域ごとの特色を活かした取組が展開された。

これらの実績から、本取組は、地域住民が主体となって課題を共有し、解決に向けて話し合う基盤づくりに一定の成果を上げたと評価できる。特に、地域ごとの実情に応じた取組が進められたことで、地域課題の「見える化」や住民同士の対話の機会が創出され、市民主体による地域づくりへの意識醸成につながった。また、一部地区では若者の参画や新たな地域活動の創出など、将来的な担い手育成につながる成果も見られた。

一方で、市内全地区への展開には至らず、地区間で取組状況や活動の進展度合いに差が見られる結果となった。特に、令和5年度以降は新規地区の拡大が停滞しており、地域の担い手不足や高齢化、活動を進めるための負担感などが要因として考えられる。また、検討や話し合いの場は形成されたものの、それらが具体的な事業化や持続的な活動につながる段階には至っていない地区もあり、活動の定着や発展に向けた継続的な後押しが課題となっている。

さらに、本取組は地域づくりの入口としての役割を果たしている一方で、活動の成果や効果を客観的に把握する仕組みは十分とは言えない。今後は、話し合いの実施や検討会の開催そのものを成果とするのではなく、地域課題の解決や組織体制の強化、住民参加の拡大といった具体的な成果につなげていく視点が重要である。また、各地区における優良事例を共有し、横展開を図ることで、取組の広がりや質の向上を促進する必要がある。

今後は、既存地区における活動の継続・発展を図るとともに、地域ごとの実情に応じた伴走型の取組や外部人材の活用を進め、新たな取組地区の創出につなげていく必要がある。また、若者や女性、移住者など多様な主体が地域づくりに参画しやすい環境を整えることで、地域活動の担い手確保を図ることが重要である。さらに、本市の重要施策である人口減少対策や移住・定住促進と連動し、地域づくり活動を関係人口の創出や地域活力の向上につなげていくことが求められる。

以上のことから、本取組は、地域住民が主体となって課題解決に取り組むための基盤形成と地域づくりへの意識醸成において一定の成果を上げた。今後は、地域ごとの実践事例の共有や伴走型支援の充実、多様な担い手の参画促進を図ることで、市民主体のまちづくりをさらに推進し、持続可能な地域運営につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	大学、研究機関などに集積する知識・情報・ノウハウを、行政活動に活かします
--------------	--------------------------------------

（取組の方向性） ・大学、研究機関などとの連携・協働による取り組みを、「教育」「研究」「産学・地域連携」「経営・財務・システム」の観点から継続的に進めていく。 ・有効的な連携・協働のあり方を検討しながら取り組みを進める。 ・他の県内大学との連携を検討する。	（これまでの取組・現状） ・福井大学と相互友好協力協定を結び、講師や各種委員の依頼をしている。 ・水循環に関する共同研究について、複数の大学に委託し行っている。 ・関西大学と相互連携協定を結び、「住み続ける定住のカタチによる結の故郷づくり事業」をはじめ、各種研究事業を展開している。 ・福井工業大学と相互連携協定を結び、共同事業を行うほか、各種委員の依頼をしている。 ・大学との連携事業数 １７件（令和２年度）
--	---

取組内容	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
協定に基づく大学との連携 （共同事業、各種委員依頼など）	・福井大学 【福井大学との連携事業１４件】 ・福井工業大学（２件） ・関西大学（４件） 他の大学との連携を検討 【「未来協働プラットフォームふくい」に加盟（11月）。】 【福井工大と連携し市有施設における屋外照明光害対策計画を策定、小学校への星空出張授業を実施（１回）、ミルク工房における星空関連メニュー（７種）を開発】	福井大学【連携事業１０件】 福井工業大学【連携事業５件】 関西大学【連携事業３件】 【福井工大と連携し星空保護区認定申請手続きの準備、星空保護の啓発、星空観光の創出を実施】	福井大学 【連携事業要望１０件】 福井工業大学 【連携事業５件】 関西大学 【連携事業３件】 香川大学（環境・水循環課） 【福井工大と連携し星空保護区の認定取得に係る申請書提出、認定取得後の夜空の明るさ調査等のフォローアップ、星空保護の啓発等光害環境教育の実施、星空観光の創出を実施】（観光交流課）	福井大学 【連携事業１３件】※ 福井工業大学 【連携事業８件】※ 関西大学 【連携事業１件】 香川大学（環境・水循環課） 【連携事業１件】 【有終南小学校改修実施設計業務に係る教職員合同ワークショップ等におけるオブザーバーとしての参画（福井大学、福井工業大学）（教育総務課）】※上記件数に含む 【福井工大と連携し星空保護区認定取得後の夜空の明るさ調査等のフォローアップ、星空保護の啓発等光害環境教育の実施】（観光交流課）※上記件数に含む 【大野市を大学のフィールドと位置付けて行う単位取得型授業、地域再生「大野」を実施（関西大学）（政策推進課）】※上記件数に含む	福井大学 【連携事業１６件】 福井工業大学 【連携事業６件】 関西大学 【連携事業１件】 香川大学（環境・水循環課） 【有終西小学校改修事前調査業務におけるオブザーバーとしての参画（福井大学）（教育総務課）１回】 【福井工大と連携し星空保護区認定取得後の夜空の明るさ調査等のフォローアップ、星空保護の啓発など光害環境教育の実施】（観光交流課）※上記件数に含む 【大野市を大学のフィールドと位置付けて行う単位取得型授業、地域再生「大野」を実施（関西大学）（政策推進課）】※上記件数に含む
大学等との共同研究の実施	・地下水流動の解明など水循環に関する共同研究 【県恐竜博物館と連携し、中部縦貫自動車道工事による化石調査を実施。共同研究の成果として、「東アジア初となるアンモナイト化石」発見を発表】	・地下水流動の解明など水循環に関する共同研究 【県恐竜博物館と連携し、中部縦貫自動車道工事による化石調査を実施】 【水循環に関する共同研究委託を４大学（関西大学、香川大学、琉球大学、岡山大学）と締結】	・地下水流動の解明など水循環に関する共同研究 【県恐竜博物館と連携し、中部縦貫自動車道工事による化石調査を実施。共同研究の成果として、川合トンネル（仮称）工事で発見された「新種の可能性がある大型アンモナイト化石」を発表】 【水循環に関する共同研究委託を５大学（関西大学、香川大学、琉球大学、岡山大学、日本大学）と締結】	・地下水流動の解明など水循環に関する共同研究 【県恐竜博物館と連携し、中部縦貫自動車道工事による化石調査を実施。共同研究の成果として、九頭竜層群貝皿層より算出した中期ジュラ紀海生二枚貝化石を発表（生涯学習・文化財保護課）】 【関わり続ける定住のカタチの実践による「結の故郷」づくりに向けた基礎的研究委託を関西大学と締結（政策推進課）】【連携事業１件】	・地下水流動の解明など水循環に関する共同研究 【関わり続ける定住のカタチの実践による「結の故郷」づくりに向けた基礎的研究委託を関西大学と締結（政策推進課）】【連携事業１件】

目標値		１７件以上	１７件以上	１７件以上	１７件以上	１７件以上
実績値	協定に基づく大学との連携事業数（共同研究連携大学含む）	２０件	２２件	２３件	２４件	２４件

【取組２－２ 大学、研究機関などとの連携】

本取組は、大学や研究機関が有する専門的知見や研究成果を行政活動に取り入れることで、政策の質の向上や地域課題の解決を図ることを目的として実施したものである。人口減少や少子高齢化の進行に伴い行政課題が複雑化する中、大学等との連携による専門性の活用は、持続可能な地域づくりや効果的な行政運営を推進する上で重要な取組として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、大学等との連携事業数は、各年度の目標である１７件以上に対し、令和３年度２０件、令和４年度２２件、令和５年度２３件、令和６年度２４件、令和７年度２４件と、計画期間を通じて継続的に目標を上回る実績を維持した。このことから、大学や研究機関との連携体制が維持・発展され、安定的な協働関係のもと事業を推進してきた。

取組内容としては、複数の大学との水循環に関する共同研究や福井工業大学との星空保護区認定に向けた調査研究や認定後の環境教育、関西大学との地域再生をテーマとした教育プログラムなどを実施し、多様な分野で事業を展開した。また、有終南小学校や有終西小学校の整備に係る助言やワークショップへの参画など、専門的知見を行政施策へ活用する取組も実施された。特に、星空保護区認定に関する取組は、本市の地域資源と大学の専門性を結び付けた代表的な事例であり、環境保全と観光振興の両面において連携の成果が見られた。

これらの実績から、本取組は、大学や研究機関との連携を継続的に推進し、外部の専門的知見を行政運営へ活用する仕組みを定着できたといえる。また、研究成果や専門的知見が観光振興、環境保全、教育分野などへ活用されており、一定の成果をもたらしている。

一方で、連携事業数という量的な成果は十分に達成しているものの、各事業の成果が政策形成や市民サービスの向上、地域経済の活性化にどの程度結び付いているかについては、十分に整理・検証されているとはいえない状況にある。連携事業の実施件数は増加している一方で、その成果や効果を客観的に把握し、市民や庁内で共有する仕組みは十分ではなく、連携による波及効果が見えにくいことが課題となっている。

また、本取組の目的は連携事業を実施すること自体ではなく、その成果を政策や事業へ反映し、市民サービスの向上につなげることにある。そのため、研究成果や提言内容を庁内で共有し、事業化や施策改善に結び付ける仕組みを強化するとともに、大学等が有する分析手法や研究成果を活用し、ＥＢＰＭ（根拠に基づく政策立案）の実践や、データに基づく政策形成につなげていくことが求められる。さらに、多様な行政課題に対応するためには、新たな連携先の開拓や連携分野の拡大も必要である。

今後は、連携事業ごとの成果や効果を整理し、施策への反映状況や地域課題の解決への貢献度を把握することで、連携成果の把握と共有を進める必要がある。また、学生や研究者が地域と関わる機会を充実させることで、関係人口の創出や若者の地域参画にもつなげていくことが期待される。

以上のことから、本取組は、大学や研究機関との安定的な連携体制を構築し、目標を上回る事業数を維持するなど量的な成果を十分に達成したと評価できる。一方で、今後は連携成果の可視化や政策への反映、効果検証を強化し、連携の「量」から「質」への転換を図ることで、専門的知見を活用した政策形成と地域課題の解決を一層推進し、本市の持続的な発展につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	民間企業、団体などとの連携により、施策の推進に民間の力を活用します
--------------	-----------------------------------

（取組の方向性） ・第六次大野市総合計画の推進に当たっては、市民や団体、事業者による主体的なまちづくりが重要であり、さまざまな分野で官民連携による取り組みを進めていく必要がある。 ・施策推進や事業実施において、有用な民間の力を最大限活用するため、必要に応じて順次連携を進める。	（これまでの取組・現状） ・市では、これまでに、自治体なども含めて90件余りの連携協定等を締結している。 ・国内におけるCSR（企業の社会的責任）活動やSDGs（持続可能な開発目標）の普及にともない、近年では、自治体との連携による地域貢献活動への参加を希望する民間企業などが多くなっている。 ・連携協定数（令和2年度）：企業27件、団体21件、その他47件 計95件
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方創生に関する連携 （令和2年度末：14件）		連携事業実施 【令和3年度末17件】 順次協定締結 【大野商工会議所、アクサ生命保険株式会社との3者による健康経営にかかる連携協定締結】 （産業政策課）	連携事業実施 【令和5年4月 17件】 順次協定締結	連携事業実施 【令和6年3月 17件】 順次協定締結	連携事業実施 【令和7年4月 17件】 順次協定締結	連携事業実施 【令和8年3月 17件】 順次協定締結
災害に関する連携 （令和2年度末：50件）		連携事業実施 【令和3年度末54件】 順次協定締結	連携事業実施 【令和5年4月 57件】 順次協定締結	連携事業実施 【令和6年3月 60件】 順次協定締結	連携事業実施 【令和7年4月 65件】 順次協定締結 【大野市旅館組合と「災害時における協力に関する協定」を締結し、和泉地区の中学生が災害時に帰宅困難となった場合の宿泊場所等の提供を受ける】（教育総務課）	連携事業実施 【令和8年3月 66件】 順次協定締結
その他、SDGs等に関する連携 （令和2年度末：31件）		連携事業実施 【令和3年度末39件】 順次協定締結 【7/7、8/8にライトダウンイベントを市民及び事業者41社の参加で実施】	連携事業実施 【令和5年4月 42件】 順次協定締結 【7/7～8/11にライトダウンキャンペーンを行い、統一実施日として7/7、7/22、8/11に一斉ライトダウンを市民及び事業者55社の参加で実施】	連携事業実施 【令和6年3月 43件】 順次協定締結	連携事業実施 【令和7年4月 45件】 順次協定締結	連携事業実施 【令和8年3月 48件】 順次協定締結 【株式会社永和システムマネジメントと「電子回覧板の推進に関する連携協定」締結】（地域文化課） 【福井大学教職大学院と「教職員の資質能力向上と相互の人的・知的資源の交流・活用に関する協定」締結】（教育総務課）
目標値 実績値	連携協定等締結数（累計）	95件以上	112件以上	114件以上	116件以上	118件以上
		令和3年度末 110件	令和5年4月 116件	令和6年3月 120件	令和7年4月 127件	令和8年3月 131件

【取組２－３ 民間企業、団体などとの連携】

本取組は、民間企業や団体などとの連携を通じて外部資源を活用し、行政だけでは解決が困難な地域課題の解決や地域活性化を目的として実施したものである。人口減少や市民ニーズの多様化が進む中、企業や団体が有するノウハウ、技術、人材及びネットワークを活用した官民連携は、持続可能な行政運営と地域活性化を推進する上で重要な取組として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、連携協定等締結数は、計画開始時の９５件から令和３年度末１１０件、令和５年４月１１６件、令和６年３月１２０件、令和７年４月１２７件、令和８年３月１３１件へと着実に増加している。各年度とも目標値を上回っており、企業や団体との連携基盤は着実に拡充された。特に、連携協定等締結数は計画期間を通じて増加を続け、官民連携を推進する体制の強化につながった。

また、連携分野についても、地方創生、災害対策、健康づくり、環境保全、ＳＤＧｓの推進など幅広い分野に広がっている。令和７年度には、電子回覧板の推進に関する連携協定を締結するなど、行政サービスのデジタル化や地域コミュニティの維持に資する新たな取組も展開された。

これらの実績から、本取組は、企業や団体との連携協定を通じて、官民連携による政策推進体制の強化に寄与したと評価できる。特に、災害対策や健康づくり、デジタル化など、市民生活に密接に関わる分野で連携が進んだことは、市民サービスの向上や安全・安心の確保につながる成果である。また、多様な主体との連携により、行政単独では得られないノウハウを活用できる環境が整備されたことも、本市の政策推進における重要な基盤となっている。

一方で、連携協定数の増加が必ずしも具体的な取組につながっているかについては十分な検証が行われていない。協定締結そのものが目的となるのではなく、実際にどのような取組が実施され、どのような成果が得られたのかを把握し、評価していくことが重要である。また、企業や団体との連携の進め方や手法について、庁内での情報共有や経験、知識の蓄積が十分ではなく、本市が抱える地域課題と企業等が有するノウハウを結び付け、具体的な取組へと展開するための手法の確立が課題となっている。

今後は、連携協定に基づく取組の実施状況や成果を把握し、効果検証を行うことで、成果の高い取組の重点化や新たな連携分野の創出につなげる必要がある。また、本市が抱える少子高齢化や女性や若者の活躍推進、ＤＸ推進などの地域課題と企業や団体が有するノウハウを結び付け、地域活性化に資する具体的な取組を創出する手法を確立する必要がある。

以上のことから、本取組は、連携協定の締結を通じて企業や団体などとの連携基盤を大きく拡充したという点で一定の成果を上げたと評価できる。一方で、今後は連携協定を締結するだけでなく、協定を締結した企業や団体と連携し、具体的な取組へと発展させる必要がある。企業や団体が有するノウハウや技術を活用しながら、官民連携をさらに推進することで、市民サービスの向上と地域課題の解決につなげていくことが求められる。

GOAL（期間内の目標）	（株）平成大野屋の物販・飲食合計売上額１億円以上を達成します
--------------	--------------------------------

（取組の方向性） ・令和２年度に構築した（株）平成大野屋の新たなＥＣサイトなどの活用にかかる支援を強化することで、大野の特産品や観光情報などを効果的に発信する。 ・（社）観光協会や（財）農林楽舎、（株）昇竜、道の駅「越前おおの 荒島の郷」、道の駅「九頭竜」などと連携し、効率的かつ効果的に観光・物販事業が行える新たな受け皿を構築する。	（これまでの取組・現状） ・（株）平成大野屋に結ステーションの各種施設の管理を委託し、まちなかにおいて市の特産品などの販売、レストランの経営、出向宣伝などを支援することで、観光客を中心に、大野の物産の販路拡大と大野ブランドの情報発信を行ってきた。 ・ホームページ年間アクセス数 ３，３２６件（令和元年度） ・物販・飲食合計売上額 ８，２１５万円（令和元年度） ・（株）平成大野屋を令和６年３月３１日をもって解散し、令和６年４月より清算手続きに入っている。 ・物販部門は（一財）越前おおの観光ビューローに継承（（株）平成大野屋の飲食部門は令和５年１０月をもって休止）している。 ・平成大野屋が解散し、観光ビューローが設立されたが、市が直接的に関与することがなくなったため、令和６年度以降については、目標値も含め、取組２－４自体の見直しの必要がある。
--	--

取組内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ＥＣサイトによる物販を宣伝するウェブ広告の実施と効果の検証		ウェブ広告の実施と効果検証 【９／２２～１０／３１までweb広告を実施。 アクセス数 ２３，７０７件 （前年比７６０％） サイト売上 ２，３２６千円 （前年比２５７％）】	ウェブ広告の実施と効果検証 【１１／７～１２／２０までweb広告を実施。 アクセス数 ２９，７８８件 （前年比１２６％） サイト売上 ３，０９１千円 （前年比１３３％）】	ウェブ広告の実施と効果検証 【アクセス数 ２４，９３４件 （前年比８３％） サイト売上 ４，０８６千円 （前年比１３２％）】	ウェブ広告の実施と効果検証	ウェブ広告の実施と効果検証
市内の他団体との連携による新たな観光事業・物販の受け皿の構築		市内の関係主体との協議 【（一社）大野市観光協会、大野商工会議所と連携協議を開始】	活動拠点の選定や決定など活動準備 【（一社）大野市観光協会を母体とした観光で稼ぐ新組織の設立を行う方向で準備を開始】	【（一社）大野市観光協会、大野商工会議所、越前信用金庫による観光で稼ぐ新たな新組織の設立】		
新たな観光・物販の受け皿による活動の開始			新たな方法による観光事業・物販の実施 【中小企業診断士の助言を受け、結楽座・はいから茶屋の業務を改善】	新たな観光事業や物販の検証・改善 【令和６年度からの新組織への事業引継ぎに向け、結楽座をリニューアルし、はいから茶屋を休止】	観光で稼ぐ新たな新組織による事業の検証・改善	観光で稼ぐ新たな新組織による事業の検証・改善
財務諸表の公表		市ホームページで公表 【８月末公表済】	市ホームページで公表 【７月末公表済】	市ホームページで公表 【９月末公表予定】 ※ＨＰ削除のため、現在閲覧不可	－	－
目標値	（株）平成大野屋ホームページ年間アクセス数	１５，０００件以上	２５，０００件以上	３０，０００件以上	－	－
実績値		２３，７０７件	２９，７８８件	２４，９３４件	－	－
目標値	（株）平成大野屋物販・飲食合計売上額	６，７００万円以上	７，０００万円以上	８，０００万円以上	－	－
実績値		４，９３２万円	５，９２１万円	４，６９８万円 （１０月をもって飲食部門を休止）	－	－

【取組２－４ （株）平成大野屋との連携】

本取組は、株式会社平成大野屋との連携により、物販・飲食事業の運営やＥＣサイトの活用を通じて、大野市の特産品の販路拡大と観光振興を推進し、地域経済の活性化や「観光で稼ぐ力」の向上を図ることを目的として実施したものである。結ステーションを拠点として、大野ブランドの発信や観光客の消費拡大に取り組み、観光と物産振興を一体的に推進する重要な役割を担ってきた。

目標値と実績値の推移を見ると、ホームページ年間アクセス数は一定の利用実績を維持したものの、物販・飲食合計売上額については、令和３年度４，９３２万円、令和４年度５，９２１万円、令和５年度４，６９８万円となり、各年度とも目標には達しなかった。特に令和５年度は飲食部門を休止したこともあり、収益面で厳しい状況となった。

一方で、ＥＣサイトを活用した販売促進やウェブ広告による情報発信を継続的に実施した結果、オンライン販売における売上や認知度の向上につながるなど、デジタルを活用した販路拡大に一定の成果が見られた。また、観光協会、大野商工会議所、越前信用金庫など関係機関との協議を重ね、「観光で稼ぐ新たな組織」の設立につなげたことは、今後の観光振興体制の強化という観点から大きな成果であった。

これらの実績を踏まえると、本取組は、ＥＣサイトを活用した情報発信や特産品販売の強化、さらには新たな観光推進組織への移行と体制整備という点では一定の成果を上げたものの、当初目標としていた売上拡大や安定的な収益確保には至らなかったと評価できる。特に、コロナ禍以降の観光需要の変化や物価高騰等の影響に加え、飲食部門の収益性の低下などもあり、事業全体としては厳しい経営環境に置かれていた。

また、計画期間中の大きな転換点として、令和６年３月３１日をもって株式会社平成大野屋が解散し、物販部門が一般財団法人越前おおの観光ビューローへ継承されたことが挙げられる。これにより、取組開始時に想定していた事業スキームや目標設定の前提条件が大きく変化した。結果として、本取組は株式会社平成大野屋の経営支援から、観光ビューローを中心とした新たな観光推進体制への移行と体制整備を進める取組へと性格が変化した。

一方で、本取組を通じて、行政主導による運営のみならず、観光ビューローを中心とした民間主体による柔軟な経営や事業展開の必要性が明らかとなった。また、ＥＣサイトやウェブ広告を活用した情報発信は、観光誘客や特産品販売の可能性を広げる有効な手法であることが確認されており、今後の観光振興や地域産業振興を進める上で重要な知見を得ることができた。

今後は、越前おおの観光ビューローを中心とした新たな体制のもとで、観光と物販を一体的に推進し、本市の重要施策である「観光で稼ぐ地域づくり」をさらに進めていく必要がある。特に、地域資源を活用した高付加価値商品の開発や体験型観光コンテンツの充実、観光プロモーションとＥＣサイトを連動させた販売戦略の強化などにより、交流人口の拡大と地域消費の増加につなげることが重要である。また、行政は直接的な事業運営ではなく、関係団体との連携や環境整備、支援機能の強化に重点を置きながら、地域全体で稼ぐ仕組みづくりを推進していくことが求められる。

以上のことから、本取組は、計画期間中に株式会社平成大野屋の解散という大きな環境変化があったものの、新たな観光推進体制への移行とデジタルを活用した販路拡大に向けた基盤づくりに一定の成果を上げたと評価できる。一方で、売上目標の達成や安定的な収益構造の確立には課題を残したことから、今後は観光ビューローを中心とした体制のもと、民間の柔軟性や経営ノウハウを生かしながら、地域資源を活用した「稼ぐ観光」の実現と地域経済の活性化につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	商品のブランド化を確立し、売上げを15%増にします
--------------	---------------------------

（取組の方向性） ・webサイトの活用や、県外の飲食店へのセールス活動により商品のPRを行う。 ・中部縦貫自動車道の開通により、直売所での売上減が予想されるため、販売方法の見直し、改善に取り組む。 ・財務諸表を市ホームページで公表する。	（これまでの取組・現状） ・九頭竜まいたけ、穴馬スイートコーン、穴馬かぶらの生産、加工に取り組み、九頭竜まいたけの生産量は、平成26年度から令和元年度までの5年間で、92tから140tまで、大幅に増加した。令和元年度売上額は、1億3,159万円。 ・販売方法の見直しや新規販路開拓にも努めており、売上げは年々増加している。 ・パッケージやパンフレットに天空の城の写真を使用するなど、大野市のPRも行う。
---	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ブランド発信、PR		・webサイトの活用 【産直ECサイト登録：3社 受注数：90件】 ・県外のセールス活動 【メール、電話による活動：118件 新規取引：2件】	- webサイトの活用 【自社HPリニューアル、産直ECサイト受注数171件】 - 県外のセールス活動 【メール、電話による活動：153件 新規取引：3件】	- webサイトの活用 【HPリニューアル後の受注件数：246件、令和5年度売上数：446点、産直ECサイト受注件数：95件、令和5年度売上数：98点】 - 県外のセールス活動 【価格改定の実施、新規取引：13件】	- webサイトの活用 【HP受注件数：251件、産直ECサイト受注件数：74件】 - 県外のセールス活動 【フードEXPOへの出展（新規取引1件）、新規取引：計27件】	- webサイトの活用 【HP受注件数：337件、産直ECサイト受注件数：95件】 - 県内外のセールス活動 【フードEXPOへの出展（新規取引3件）、新規取引：計18件】
直売所の販売強化		工場直売所の販売方法の見直し、改善 【のぼり旗の掲示】	工場直売所の販売方法の見直し、改善	工場直売所の販売方法の見直し、改善 【見学の再開、売店のリニューアル】	工場直売所の販売方法の見直し、改善 【売店レジにキャッシュレス決済対応可能機器導入】	工場直売所の販売方法の見直し、改善 【観光客の多い時期に日曜日臨時営業】
財務諸表の公表		市ホームページで公表 【市ホームページで公表済（R2年度分）】	市ホームページで公表 【市ホームページで公表（R3年度分）】	市ホームページで公表 【市ホームページで公表（R4年度分）】	市ホームページで公表 【市ホームページで公表（R5年度分）】	市ホームページで公表 【市ホームページで今後公表予定（R6年度分）】
目標値	年間売上額	1億3,000万円以上	1億3,500万円以上	1億4,000万円以上	1億4,500万円以上	1億5,000万円以上
実績値		1億2,098万円	1億3,302万円	1億3,895万円 (生産量112.1t)	1億4,507万円 (生産量116.4t)	1億5,185万円 (生産量103.2t)

【取組２－５ （株）昇竜との連携】

本取組は、株式会社昇竜との連携により、九頭竜まいたけをはじめとする地域特産品のブランド化と販路拡大を進め、農林業分野における収益力向上を図ることを目的として実施したものである。本市が推進する「稼ぐ農業」や地域資源を活用した産業振興を実現するためには、農産物の高付加価値化や販路の多様化が重要であり、本取組はその中核的な役割を担うものとして推進してきた。

目標値と実績値の推移を見ると、年間売上額は令和３年度の１億２，０９８万円から、令和４年度１億３，３０２万円、令和５年度１億３，８９５万円、令和６年度１億４，５０７万円と着実に増加し、最終年度である令和７年度には１億５，１８５万円となり、目標としていた１億５，０００万円を達成した。生産量については年度により増減が見られるものの、売上額は右肩上がりで推移しており、価格戦略や販路拡大の取組が成果として現れている。

取組内容としては、自社ホームページやＥＣサイトを活用した情報発信と販売促進、県内外への営業活動、フードＥＸＰＯへの出展による新規販路開拓など、多様な手法を用いた販売戦略を継続的に展開した。特に、自社ホームページのリニューアルやＥＣサイトの活用により受注件数が増加したほか、県外企業への営業活動や展示会への出展、価格戦略の見直しにより、新規取引先の獲得や販路の拡大、顧客層の開拓が進められた。また、売店のリニューアルやキャッシュレス決済の導入、観光客が多い時期の日曜営業など、販売環境の整備にも積極的に取り組んだ。

これらの実績から、本取組は、ブランド力の向上と販路拡大を着実に進めることで、売上増加という明確な成果につなげた取組として高く評価できる。特に、ＥＣサイトの活用や新規取引先の開拓、価格戦略の見直しなどを組み合わせて実施したことにより、厳しい市場環境の中においても継続的な成長を実現したことは大きな成果である。また、九頭竜まいたけをはじめとする地域特産品の認知度向上にも寄与しており、本市の農林業振興や地域ブランドの発信に一定の効果をもたらした。

一方で、売上額は増加しているものの、生産量の変動や資材価格・物流費の高騰など、農業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にある。また、現在の成果は既存商品や既存市場への依存度も高く、今後も持続的に成長していくためには、新たな商品開発や販路の拡大、高付加価値化に向けた取組が必要である。さらに、生産者の高齢化や担い手不足など、地域農業全体が抱える構造的な課題への対応も引き続き求められる。

また、本取組は売上額という成果指標においては目標を達成したものの、地域経済への波及効果やブランド力向上の効果については十分に把握できていないため、販売実績だけでなく、顧客属性や販売地域、リピート率などの分析を進めることで、より効果的な販売戦略や商品開発につなげていく必要がある。加えて、データに基づく販売分析や需要予測を行うことで、経営のさらなる高度化が期待される。

今後は、ＥＣサイトやデジタル媒体を活用した販売促進をさらに強化するとともに、新たな販路の開拓や高付加価値商品の開発を進め、安定的な収益基盤の構築を図る必要がある。また、本市の重要施策である観光振興との連携を強化し、観光施設やイベント等と連動した販売機会の創出や、地域資源を活用した体験型コンテンツとの連携を進めることで、「観光×物産」による相乗効果を高めていくことが重要である。さらに、担い手の確保や人材育成にも取り組みながら、持続可能な事業運営につなげていくことが求められる。

以上のことから、本取組は、ブランド化と販路拡大を着実に推進し、年間売上額の目標を達成するなど高い成果を上げたと評価できる。一方で、今後は市場環境の変化や地域農業が抱える課題に対応しながら、商品力の向上、販路の多様化、データ活用による経営改善を進めることで、「稼ぐ農業」のさらなる推進と地域産業の持続的な発展につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	「越前おおの産」産地保証制度の登録者数を150人以上とし、集荷販売の売上を15%増にします
--------------	---

（取組の方向性） ・農林業者の持続的発展に向けた越前おおの型農業を確立するため、越前おおの農林樂舎が推進役を担う。 ・農家所得の向上を図るため、農林産物の販路拡大やブランド確立に向けた事業を展開する。	（これまでの取組・現状） ・大野の農家が生産した農林産物を市外等で販売する「うごく八百屋おおのさん」事業に令和元年度末で131名が参加している。 ・令和元年度末で、大野産農林産物の高付加価値化を図るための事業である「越前おおの産」産地保証制度に129人、「越前おおの里の恵み」認証制度に35人が登録している。 ・令和元年度の集荷販売事業農林産物売上額（米、野菜のみ） 4,410万円
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「うごく八百屋おおのさん」事業への市民参加促進		・樂舎ホームページで募集 【農林樂舎ホームページ、3月市報で募集記事掲載】 ・説明会の開催 【説明会開催実績無。希望者に随時説明】	樂舎ホームページで募集 【農林樂舎ホームページで募集記事掲載】 説明会の開催 【3月に生産者樂習会を開催 希望者に随時説明】	樂舎ホームページで募集 【農林樂舎ホームページで募集記事掲載】 説明会の開催 【3月に生産者樂習会を開催 希望者に随時説明】	樂舎ホームページで募集 【農林樂舎ホームページで募集記事掲載】 説明会の開催 【3月に生産者樂習会を開催 希望者に随時説明】	樂舎ホームページで募集 【農林樂舎ホームページで募集記事掲載】 説明会の開催 【3月に生産者樂習会を開催 希望者に随時説明】
イベントや商談会におけるブランド発信のための出向宣伝の実施		市外出向宣伝の実施 【市外出向宣伝：5回】	市外出向宣伝の実施 【市外出向宣伝：17回】	市外出向宣伝の実施 【市外出向宣伝：12回】	市外出向宣伝の実施 【市外出向宣伝：12回】	市外出向宣伝の実施 【市外出向宣伝：10回】
財務諸表の公表		市ホームページで公表 【農林樂舎ホームページで公表済（R2年度分）】	市ホームページで公表 【農林樂舎ホームページで公表済（R3年度分）】	市ホームページで公表 【農林樂舎ホームページで公表済（R4年度分）】	市ホームページで公表 【農林樂舎ホームページで公表済（R5年度分）】	市ホームページで公表 【農林樂舎ホームページで公表済（R6年度分）】
目標値	「越前おおの産」産地保証制度登録者数	135人以上	139人以上	143人以上	147人以上	150人以上
実績値		133人	138人	141人	144人	147人
目標値	集荷販売事業農林産物売上額（米、野菜のみ）	4,700万円以上	4,800万円以上	4,900万円以上	5,000万円以上	5,100万円以上
実績値		5,079万円	4,409万円	5,080万円	6,282万円	6,260万円

【取組２－６ （一財）越前おおの農林樂舎との連携】

本取組は、越前おおの農林樂舎との連携により、「越前おおの産」産地保証制度の普及促進や農林産物の集荷販売体制の強化を図り、農業者の所得向上と地域農業の持続的な発展につなげることを目的として実施したものである。農林業を基幹産業の一つとする本市においては、生産者の高齢化や担い手不足が進む中、地域農林産物のブランド化や販路拡大を進めることが重要な課題であり、本取組は「稼ぐ農業」の推進を担う重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、「越前おおの産」産地保証制度登録者数は、令和３年度１３３人から令和７年度１４７人まで増加したものの、最終目標である１５０人には届かなかった。一方、集荷販売事業農林産物売上額については、令和３年度５，０７９万円、令和５年度５，０８０万円、令和６年度６，２８２万円、令和７年度６，２６０万円となり、最終年度には目標である５，１００万円を上回る成果を達成した。

取組内容としては、「うごく八百屋おおのさん」事業への参加促進や生産者楽習会の開催、市外での出向宣伝活動などを継続的に実施した。また、市外での商談やイベントを通じた販路拡大に取り組むとともに、農林樂舎を中心とした情報発信を進めることで、大野産農林産物の認知度向上と販売促進を図った。こうした取組により、生産者支援と販売体制の維持・強化が継続的に行われた。

これらの実績から、本取組は、「越前おおの産」産地保証制度の登録者数を着実に増加させるとともに、集荷販売事業において目標を上回る売上を確保するなど、地域農林産物の販路拡大と農業者の所得向上に一定の成果を上げたと評価できる。特に、販売額については堅調に推移しており、農林樂舎を中心とした販売支援やブランド発信の取組が効果を発揮したものと考えられる。また、生産者と消費者をつなぐ仕組みを継続的に維持したことは、地域農業の活性化に寄与する重要な成果である。

一方で、登録者数については増加傾向にあるものの目標達成には至らず、新規生産者の確保や制度のさらなる普及が課題として残った。また、売上額は目標を達成したものの、その伸びは限定的であり、事業全体としては安定した運営段階に入っていると考えられる。加えて、生産者の高齢化や担い手不足、生産規模の縮小など、地域農業を取り巻く構造的な課題は依然として存在しており、今後の事業継続に影響を及ぼすことが懸念される。

さらに、本取組は販路拡大や販売支援に一定の成果を上げているものの、販売実績以外の成果については十分に把握できていない。今後は、登録者や販売先の動向、消費者ニーズ、販売地域の分析などを行い、ブランド価値の向上や新たな販路開拓につなげることが重要である。さらに、販売支援だけでなく、農業経営の安定化や生産体制の強化につながる支援も必要である。

今後は、新規就農者や若手農業者の確保に向けた取組を強化するとともに、地域農林産物の高付加価値化やブランド力向上を進める必要がある。また、本市の重要施策である観光振興との連携を図り、観光客への販売機会の創出や地域資源を活用したＰＲを強化することで、農林産物の消費拡大と交流人口の増加につなげていくことが求められる。さらに、ＥＣサイトやデジタル媒体の活用による販路拡大を進めるとともに、販売データや顧客動向の分析を通じた戦略的な販売体制の構築も重要である。

以上のことから、本取組は、農林産物の販路拡大と販売額の向上において一定の成果を上げ、地域農業を支える基盤の維持に寄与したと評価できる。一方で、担い手不足や登録者数の伸び悩みなどの課題も残されていることから、今後は生産者の確保・育成、ブランド力の強化、販路の多様化を一体的に進めることで、「稼ぐ農業」と持続可能な地域農業の実現につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	大野市富田産業団地を100%分譲します
--------------	---------------------

（取組の方向性） ・公共事業が円滑に実施できるよう公共用地、公用地等の取得、管理、処分を適正に行う。 ・企業誘致により、全6区画、約12haある富田産業団地の分譲地を令和3年度から7年以内に売却し、借入金を返済する。 ・富田産業団地の売却状況や借入金の残高などの情報を市ホームページで公開する。	（これまでの取組・現状） ・工業団地、産業団地の整備 【令和2年度の状況】 中掘工業団地（全体2.8ha、分譲済2.8ha） 中野工業団地（全体3.8ha、分譲済3.3ha） 春日野工業団地（全体1.9ha、分譲済0ha） 富田産業団地（全体12ha、分譲済0ha） （参考）青島工業団地は、ニチコン（株）及びニチコン大野（株）へ賃貸、 小山工業団地は、タニコー（株）へ賃貸 ・フォレストタウンの分譲 ・下水道処理場用地など公共用地等の取得 など
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
富田産業団地の分譲		1区画約2haの分譲 【(実績) 2区画約4.3ha売却】	1区画約2haの分譲 【(実績)なし】	1区画約2haの分譲 【(実績)なし】	1区画約2haの分譲 【(実績)2区画約4.0ha売却 】	1区画【約1.9ha】の分譲
財務諸表の公表		市ホームページで公表 【(実績)市ホームページで公表 】	市ホームページで公表 【(実績)市ホームページで公表 】	市ホームページで公表 【(実績)市ホームページで公表 】	市ホームページで公表 【(実績)市ホームページで公表 】	市ホームページで公表 【(実績)市ホームページで公表予定（ R8年度7月議会後）】
目標値	富田産業団地の売却面積 （累計）	約2ha	約6.3ha	約6.3ha	約8.3ha	約10.3ha
実績値		約4.3ha	約4.3ha	約4.3ha	約8.4ha	約8.4ha

【取組２－７ 大野市土地開発公社との連携】

本取組は、大野市土地開発公社と連携し、富田産業団地の分譲を進めることで企業誘致を促進し、雇用の創出や地域経済の活性化を図ることを目的として実施したものである。産業団地の整備・分譲は、本市の産業基盤の強化と税収の確保につながる重要な施策であり、地域経済の持続的な発展や人口減少対策を支える取組として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、富田産業団地の売却面積は、令和３年度に約４．３ｈａと目標を大きく上回る成果を上げたものの、令和４年度及び令和５年度は売却実績がなく、分譲は停滞する状況となった。その後、令和６年度に約４．０ｈａの売却が実現し、累計売却面積は約８．４ｈａとなった。中部縦貫自動車等の県内全線開通時期が３年延期となり、令和１１年春の開通見通しと示されたこともあり、最終目標である約１０．３ｈａには達しなかった。

取組内容としては、富田産業団地の分譲促進に継続して取り組むとともに、公社の財務諸表を公表し、経営状況の透明性確保にも努めた。また、企業誘致活動を継続する中で、計画期間中に複数区画の売却を実現し、企業立地の受け皿としての機能を維持した。特に、令和３年度及び令和６年度の売却実績は、本市への企業誘致を推進する上で一定の成果であり、産業団地が企業進出先として評価された結果であると考えられる。

これらの実績を総合的に評価すると、本取組は、企業立地に向けた基盤整備を着実に進めるとともに、計画期間中に約８．４ｈａの分譲を実現するなど一定の成果を上げたと評価できる。特に、産業団地への企業立地は新たな雇用の創出や地域経済への波及効果が期待されるものであり、本市の産業振興に寄与する取組として一定の成果が認められる。また、中長期的な視点で企業誘致を推進するための基盤を維持してきたことも重要な成果である。

一方で、資材価格の高騰や中部縦貫自動車道の県内全線開通時期が見直されたこともあり、最終目標は未達成となった。近年は企業誘致を巡る自治体間競争が激しくなっているほか、企業が立地先を選定する際には交通利便性や人材確保、事業継続性、周辺環境など様々な要素が重視されている。このため、企業ニーズを的確に把握し、ターゲットを明確にした誘致活動や受入環境の整備について、更なる強化が必要な状況となっている。

また、本取組の目的は産業団地の売却そのものではなく、企業立地を通じて雇用創出や地域経済の活性化を実現することにある。そのため、今後は売却面積だけでなく、立地企業による雇用者数や設備投資額、地域企業との取引拡大など、誘致後の効果についても把握しながら取組を評価していくことが重要である。さらに、企業誘致と地域産業振興、若者の定住促進を一体的に進めていく視点も求められる。

今後は、中部縦貫自動車道県内全線開通による交通利便性の向上を本市の強みとして活用しながら、成長分野や本市の特性と親和性の高い業種を対象とした戦略的な企業誘致を進める必要がある。また、本市の重要施策である地域経済活性化や人口減少対策と連動し、企業立地による雇用創出や若者の定住促進につなげることが求められる。加えて、企業ニーズや市場動向の分析を踏まえた誘致活動を展開するとともに、立地企業と地域との連携を促進し、地域全体への波及効果を高めていくことが重要である。

以上のことから、本取組は、富田産業団地の分譲を通じて企業立地の受け皿を確保し、企業誘致の推進に一定の成果を上げたと評価できる。一方で、最終目標の達成には至らず、継続的な分譲促進や企業誘致活動の強化が課題として残った。今後は、企業ニーズを踏まえた戦略的な誘致活動と受入環境の充実を進めるとともに、企業立地による雇用創出や地域経済への波及効果を高めることで、本市の持続的な発展と産業基盤の強化につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	指定管理者制度モニタリングにおける評価を、全てA評価以上とします
--------------	----------------------------------

（取組の方向性） ・市から指定管理委託を受けている施設について、適正な実施体制を確保し、サービスの向上に取り組む。 ・財務諸表を市ホームページで公表し、経営状況の透明化を進める。	（これまでの取組・現状） ・都市公園（明治公園、亀山公園、有終公園）、体育施設（真名川憩いの島、ゲートボール場）、市営駐車場（城下町西広場）、市営駐輪場（駅前駐車場、自転車駐車場、北大野駅前駐車場）の指定管理業務を行っている。 ・結とびあ（多田記念大野有終会館）、市庁舎市民ホール、城下町南広場の管理業務委託を行っている。
--	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
結とびあの利用促進		利用促進の取組み 【（10月）多目的ホールの照明をLED化し利用促進を図った】	利用促進の取組み 【自主事業として、フラワーアレンジメント体験（19人参加）、準備体操教室（9人参加）を実施し、利用促進を図った。】	利用促進の取組み 【（2月）305、306号室の照明をLED化し利用促進を図った。】 【自主事業として、謎解きクイズラリー（37人参加）、準備体操教室（12人参加）、そば打ち体験（28人参加）を実施し、利用促進を図った。】	利用促進の取組み 【自主事業として、謎解きクイズラリー（26人参加）、準備体操教室（19人参加）を実施、12月にそば打ち体験を実施（31人参加）し、利用促進を図っている。】	利用促進の取組み 【自主事業として、8月に謎解きクイズラリー（7人参加）、朝ヨガ体験教室（23人参加）を実施し、9月にマレットゴルフ大会（49人参加）、11月にそば打ち体験（25人参加）を実施し、利用促進を図っている。】
財務諸表の公表		市ホームページで公表	市ホームページで公表	市ホームページで公表	市ホームページで公表	市ホームページで公表
目標値 実績値	指定管理者制度モニタリングにおける評価	評価対象施設 全てA評価以上	評価対象施設 全てA評価以上	評価対象施設 全てA評価以上	評価対象施設 全てA評価以上	評価対象施設 全てA評価以上
		評価対象施設 令和2年度全てA評価 ※令和2年度決算で評価	評価対象施設 令和3年度2施設でB評価 その他の施設はA評価 ※令和3年度決算で評価	評価対象施設 令和4年度2施設でB評価 その他の施設はA評価 ※令和4年度決算で評価	評価対象施設 令和5年度1施設でB評価 その他の施設はA評価 ※令和5年度決算で評価	評価対象施設 令和6年度1施設でB評価 その他の施設はA評価 ※令和6年度決算で評価

【取組２－８ 大野市公共施設管理公社との連携】

本取組は、大野市公共施設管理公社との連携により、指定管理施設等の適正な管理運営とサービス向上を図ることを目的として実施したものである。人口減少や厳しい財政状況が進む中、公共施設を効率的かつ効果的に管理運営し、市民サービスの維持・向上を図ることは重要な課題であり、本取組は持続可能な公共施設の最適化を推進するための重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、指定管理者制度モニタリングにおける評価については、「全ての評価対象施設でA評価以上」を目標としていたが、令和３年度及び令和４年度は２施設でB評価、令和５年度及び令和６年度は１施設でB評価となり、目標達成には至らなかった。一方で、大半の施設では継続してA評価を維持しており、全体としては安定した施設運営が行われている状況が確認できる。

これらの実績から、本取組は、指定管理施設の安定的な運営を継続するとともに、自主事業の実施や施設環境の改善を通じて、市民サービスの維持・向上に一定の成果を上げたと評価できる。特に、自主事業による利用機会の創出や、利用者ニーズを踏まえた施設運営は、公社の強みを生かした取組であり、市民の施設利用促進や地域コミュニティ活動の活性化に寄与したものと考えられる。また、複数施設を一体的に管理することで、効率的な施設運営を実現している点も評価できる。

一方で、施設利用促進に向けた取組は継続的に行われているものの、人口減少や利用者ニーズの変化が進む中で、従来と同様の運営手法だけでは利用拡大に限界があることも想定される。今後は、施設の役割や機能を見直しながら、多様な主体との連携や新たな利用手法の導入を検討していく必要がある。さらに、利用実績や利用者ニーズの分析を進め、施設ごとの課題や強みを把握した上で運営改善につなげることも重要である。

今後は、モニタリング結果を活用した改善サイクルを強化し、B評価となった施設の課題分析や改善策の実施を徹底することで、施設運営全体の質の向上を図る必要がある。また、本市が進める公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、施設の長寿命化や効率的な管理運営に取り組むことが求められる。

以上のことから、本取組は、公共施設の安定的な管理運営と一定水準の市民サービスの確保に成果を上げたと評価できる。一方で、施設ごとの利用促進、運営改善に向けた課題も残されている。今後は、評価結果を活用した継続的な改善と公共施設の最適化の強化を図ることで、市民サービスの向上と持続可能な施設運営の両立につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	姉妹都市等との交流事業を促進するとともに、緊急時の受援体制を構築します
--------------	-------------------------------------

（取組の方向性） ・市民の地域活動への参加、地域課題の解決を図るため、姉妹都市等との市民レベルの交流を促進する。 ・姉妹都市等との緊急時の受援体制を構築する。	（これまでの取組・現状） ・姉妹都市等は15市町村と協定を締結しており、主に観光や防災等の連携をしている。 ・平成20年度から姉妹都市等の団体と交流を図る事業に対し、交通費・宿泊費等を助成している。 ・平成8年度から姉妹都市等との間において、災害時における相互応援協定を締結している。 ・姉妹都市等交流事業参加者数（平成28年度～令和2年度） 1,582人 ※令和2年度は0人
--	---

取組内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
姉妹都市等との交流事業への補助金交付		補助金の交付 成果の検証 【実績：交付件数０件】	補助金の交付 【実績：交付件数０件】	補助金の交付 【実績：交付件数２件】	補助金の交付 【実績：交付件数４件】 成果の検証	補助金の交付 【実績：交付件数８件】 成果の検証
緊急時受援体制の構築		受援体制訓練（案）の検討・調整 【相互応援協定に基づき、相馬市へ派遣を行った。】	受援体制訓練の実施 【茨城県古河市、岐阜県郡上市、愛知県岩倉市と通信訓練を実施した。】	受援体制訓練の見直し 【被災地に支援できる物資（食料品）を精査した。】 【福井県等の要請に基づき能登半島被災地自治体へ、応援職員の派遣を行った】	受援体制訓練の実施 【福井県等の要請に基づき能登半島被災地自治体へ、応援職員の派遣を行った】	受援体制訓練の実施 【福井県の要請に基づき能登半島被災地自治体へ、応援職員の派遣を行った】
目標値	姉妹都市等との交流事業参加者数（期間内の累計）	６０人以上	２４０人以上	６０人以上	２４０人以上	２３０人以上（※）
実績値		０人	０人	２９人	１１８人	２４１人

※行政改革推進プランは、実態に応じて目標値を見直しているため、第六次大野市総合計画前期基本計画の目標値と相違しています。

【取組２－９ 他の自治体との交流、緊急時応援体制の構築】

本取組は、姉妹都市等との交流を通じた人的・地域間交流の促進と、災害時における相互応援体制の充実を図ることを目的として実施したものである。人口減少や地域コミュニティの変化が進む中、自治体間の交流は地域活力の向上や関係人口の創出につながる重要な取組であるとともに、近年頻発する自然災害に対応するための広域的な支援体制の構築は、防災力向上の観点からも重要な役割を担っている。

目標値と実績値の推移を見ると、姉妹都市等との交流事業参加者数は、令和３年度及び令和４年度はともに０人であったものの、令和５年度に２９人、令和６年度に１１８人、令和７年度に２４１人と大幅に増加し、最終目標である２３０人以上を達成した。交流事業に対する補助金交付件数についても、令和５年度の２件から令和７年度には８件へ増加しており、市民レベルでの交流活動の拡大が見られた。

また、災害時の受援体制構築については、姉妹都市との通信訓練や支援体制の確認を実施するとともに、能登半島地震をはじめとする災害対応において応援職員の派遣を継続的に行った。これらの取組を通じて、災害時における自治体間連携体制の強化を図るとともに、実践的な対応経験を蓄積することができた。

これらの実績から、本取組は、計画当初は交流活動が停滞したものの、計画後半において市民交流が大きく活性化し、最終目標を達成するなど成果を上げたと評価できる。特に、補助制度を活用した交流機会の創出により、市民交流への参加機会が拡大し、姉妹都市等との関係強化につながった。また、防災分野においても、訓練や実際の災害対応を通じて自治体間の連携体制が強化され、本市の防災力向上に寄与したものと考えられる。

一方で、交流事業については参加者数の回復・増加という成果は見られたものの、その成果が観光振興や地域経済の活性化、関係人口の創出などにどの程度結び付いているかについては十分に把握されていない。また、市民交流の担い手が限定される場合には継続性に課題が生じることも想定されるため、より多くの市民や若い世代が参加しやすい仕組みづくりが必要である。

さらに、受援体制については、実際の災害対応や訓練を通じて一定の体制強化が図られているものの、大規模災害時における応援職員の受入れや物資輸送、情報共有などの具体的な運用については引き続き検証と改善が必要である。平時から自治体間の連携を深め、実践的な訓練や情報共有を継続することが、より実効性の高い受援体制の構築につながる。

今後は、姉妹都市等との交流を単なる人的交流にとどめることなく、本市の重要施策である観光振興や地域活性化、関係人口創出と連動させながら、より効果的な交流事業を展開する必要がある。特に、若者や市民団体の参加促進、文化・教育分野での交流拡大、地域資源を活用した交流事業の実施などにより、持続的な交流関係を構築することが重要である。

また、防災分野においては、これまでの派遣実績や訓練結果を踏まえ、応援要請から受入れまでの手順の整理や情報共有体制の強化を進めるとともに、平時からの連絡調整や共同訓練を継続することで、広域的な防災ネットワークの強化を図る必要がある。さらに、デジタル技術を活用した情報共有やオンライン交流なども取り入れ、平時から交流と連携を深めていくことが求められる。

以上のことから、本取組は、市民交流の促進と広域的な防災連携の強化において一定の成果を上げ、特に交流事業参加者数については目標を達成したと評価できる。一方で、交流成果の地域活性化への波及や受援体制のさらなる実効性向上などの課題も残されている。今後は、交流と防災の両面において連携の質を高めることで、地域の活力向上と安全・安心なまちづくりにつなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	連携による相乗効果とスケールメリットを活かし、圏内の行政課題解決を進めます
--------------	---------------------------------------

（取組の方向性） ・ふくい嶺北連携中枢都市圏 圏域における経済成長のけん引、都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上に資する事業を、分野ごとに企画し、連携して取り組む。 連携して取り組むことにより、大野市における経済成長や都市機能強化、生活関連機能サービス向上を目指す。 ・大野・勝山地区広域行政事務組合 廃棄物処理、広域観光、奥越青少年愛護センターの運営、介護保険認定審査、障害者介護給付市町村審査会の5つの事業について共同処理する。	（これまでの取組・現状） ・ふくい嶺北連携中枢都市圏 平成31年4月1日に連携協約締結後、大野市は52事業に参加し、分野ごとに組織するワーキンググループで具体的な事業の検討や実践を行っている。福井市中心の事業企画が多いため、圏域全体で経済成長や都市機能強化、生活関連機能サービス向上といった連携効果を上げられる事業の検討が必要。 ・大野・勝山地区広域行政事務組合 引き続き、5つの事業について共同処理を行う。 ・令和元年度実績 観光客入込数199万人、JR越美北線の年間乗客数336,307人
--	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ふくい嶺北連携中枢都市圏での連携事業の取り組み （取組期間：H31～R10）		連携に効果のある52事業に参加（ふくいプロモーション事業、情報システム広域連携調査事業など） 【広域観光周遊ルート形成事業（ふくのね発行：通年）や広域観光情報発信事業（都市圏の商談会3回）、外国人観光客受入環境整備事業など観光分野関連11事業を連携して実施】	連携に効果のある事業に参加 【連携に効果のある52事業に参加（ふくいプロモーション事業、情報システム広域連携調査事業など）】 【第2期ビジョン素案の策定作業】	・連携に効果のある事業に参加 【連携に効果のある52事業に参加（ふくいプロモーション事業、情報システム広域連携調査事業など）】 ・第2期ビジョンを策定 【首長会議、ビジョン懇談会、パブリックコメントを実施】	・第2期ビジョンに基づき連携に効果のある事業に参加 【連携に効果のある41事業に参加（ふくいプロモーション、情報システム広域連携調査研究など）】	・第2期ビジョンに基づき連携に効果のある事業に参加 【連携に効果のある41事業に参加（ふくいプロモーション、公共交通ネットワーク構築、広域航空写真地図データ整備、情報システム広域連携調査研究など）】（政策推進課） ・連携に効果のある事業に参加（広域観光情報発信事業、ふくいプロモーション事業など）（観光交流課）
大野・勝山地区広域行政事務組合での事業の共同処理		5事業の実施	5事業の実施	5事業の実施	5事業の実施	5事業の実施
目標値	観光客入込数 ※連携中枢都市圏連携事業による経済成長を測る成果指標	181万人	208万人	238万人	268万人	330万人
実績値		176万人	206万人	209万人	214万人	195万人
目標値	JR越美北線の年間乗客数 ※連携中枢都市圏連携事業による都市機能強化、生活関連機能サービス向上を測る成果指標	343,200人	344,100人	345,000人	345,900人	346,800人
実績値		261,483人	279,091人	266,583人	294,721人	278,205人

【取組２－１０ 県内広域連携による各種事業の推進】

本取組は、ふくい嶺北連携中枢都市圏や大野・勝山地区広域行政事務組合などの広域連携の枠組みを活用し、単独自治体では対応が困難な行政課題の解決や住民サービスの向上を図ることを目的として実施したものである。人口減少や少子化・高齢化が進展する中、自治体間の連携によるスケールメリットを生かした効率的な行政運営や広域的な視点による地域活性化は、本市の持続的な発展に向けた重要な取組として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、観光客入込数は令和３年度１７６万人、令和４年度２０６万人、令和５年度２０９万人、令和６年度２１４万人と回復傾向で推移したものの、令和７年度は国道１５８号の土砂崩れによる通行止めが大きく影響し１９５万人となり、最終目標である３３０万人には達しなかった。また、ＪＲ越美北線の年間乗客数についても令和３年度２６１，４８３人から令和６年度には２９４，７２１人まで回復したが、令和７年度は２７８，２０５人となり、最終目標である３４６，８００人を下回る結果となった。

一方で、取組内容としては、ふくい嶺北連携中枢都市圏における広域プロモーションや情報システム共同研究、公共交通の利便性向上や利用促進など、多くの連携事業に継続して参画した。計画期間前半は５２事業、後半は第２期ビジョンに基づき４２事業へ再編され、本市においても広域観光情報発信や観光ルート形成、外国人観光客受入環境整備などの４１事業に取り組み、広域的な課題解決や地域活性化を推進した。また、大野・勝山地区広域行政事務組合においては、廃棄物処理、介護認定審査、障害福祉関係事務などの共同処理を継続し、効率的な行政運営を図った。

これらの実績から、本取組は、広域連携の枠組みを活用した事業実施や行政サービスの共同化を着実に進め、効率的な行政運営に一定の成果を上げたと評価できる。特に、単独市町では実施が難しい観光プロモーションや情報システムに関する事業に参画したことにより、スケールメリットを生かした施策展開が図られた。また、事務の共同処理についても、行政コストの抑制や事務の効率化につながっており、広域連携の効果が一定程度発揮されたものと考えられる。

一方で、成果指標である観光客入込数や越美北線利用者数は目標達成に至らず、広域連携事業が交流人口の拡大や地域経済の活性化に一定の効果をもたらしたと考えられるものの、成果指標の達成には至らず、その効果を十分に示すまでには至っていない。広域的な事業への参画は継続されているものの、各事業がどの程度本市への誘客や地域活性化に寄与したかについては十分な検証が行われておらず、事業効果の把握と分析が課題となっている。また、広域事業の中で本市の特色や強みを十分に発信できているかという点についても検討の余地がある。

さらに、広域連携は単なる事業参画にとどまらず、本市の重要施策である観光振興や地域経済活性化につなげることが重要である。そのためには、本市の地域資源や強みを生かしながら、広域周遊ルートの形成や誘客施策の強化、公共交通との連携を進める必要がある。また、広域連携による成果を定量的に把握し、効果の高い事業へ重点的に取り組む視点も求められる。

今後は、中部縦貫自動車道県内全線開通や北陸新幹線敦賀開業による広域的な人の流れを好機と捉え、嶺北地域が一体となった観光振興や広域プロモーションを一層推進する必要がある。また、本市の重要施策である交流人口の拡大や地域経済の活性化と連動し、大野市ならではの地域資源を生かした誘客施策を展開することが求められる。

以上のことから、本取組は、広域連携の枠組みを活用した事業推進や行政サービスの効率化において一定の成果を上げたと評価できる。一方で、観光客数や公共交通利用者数の増加など成果指標の達成には至らず、広域連携による取組成果を本市の地域活性化へ十分に結び付けるまでにはいたらなかった。今後は、広域連携を戦略的に活用しながら、本市の強みを生かした施策展開と効果検証を進めることで、持続可能な地域づくりと地域経済の活性化につなげていく必要がある。

取組No.3－1 各種手続きのオンライン化

総務課
各関係課

〔関連がある取組み…No.4－9、No.4－10〕

GOAL（期間内の目標）	市民や事業者が行う70%以上の手続きを、オンラインで申請できるようにします
--------------	---------------------------------------

（取組の方向性） ・市の制度に係る手続きは、令和5年度末までに完了する。令和4年度以降、新しい手続きが増える場合は、「オンライン申請可能」を必須条件とする。 ・国や県の制度に係る申請などは、国や県の方針に従い、可能なものから順次オンライン化を進める。	（これまでの取組・現状） ・コロナ禍において手続きのオンライン化の重要性が高まる中、令和2年9月に「大野市押印と書類の見直し及び手続のオンライン化に関するガイドライン」を策定し、福井県電子申請サービスを中心に、順次、オンライン化を進めている。 ・令和2年12月現在におけるオンライン申請可能件数8%（全体734件）
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市の制度に係る手続きのオンライン化		【庁内横断のチームを作り、オンライン化の推進を図った】	【未完了の手続きを順次オンライン化する】 【オンライン化の進捗状況について調査済。未完了の手続きについて、順次進めている。】	【オンライン化進捗状況から未完了手続きについて、オンライン化を進めた。】	【オンライン化進捗状況を踏まえ、オンライン化を進める。】	【オンライン化進捗状況を踏まえ、オンライン化を進める。】
県の制度に係る手続きのオンライン化		可能なものを順次オンライン化する 【順次進めている】	可能なものを順次オンライン化する 【順次進めた】	可能なものを順次オンライン化する	可能なものを順次オンライン化する	【順次オンライン化を進める。】
国の制度に係る手続きのオンライン化		可能なものを順次オンライン化する 【順次進めている】	可能なものを順次オンライン化する 【順次進めた】	可能なものを順次オンライン化する	可能なものを順次オンライン化する	【順次オンライン化を進める。】
目標値	申請手続きに係るオンライン化の割合	50%以上	55%以上	60%以上	65%以上	70%以上
実績値		59.9%	57.4%	69.1%	71.0%	70.9%

【取組３－１ 各種手続きのオンライン化】

本取組は、市民や事業者が行う行政手続きのオンライン化を推進することにより、来庁負担の軽減や利便性の向上を図るとともに、行政内部の業務効率化やＤＸの推進につなげることを目的として実施したものである。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として非対面による行政サービスの必要性が高まる中、本取組は市民サービスの向上と持続可能な行政運営を実現するための重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、申請手続きに係るオンライン化率は、令和３年度５９．９％、令和４年度５７．４％、令和５年度６９．１％、令和６年度７１．０％、令和７年度７０．９％となっており、計画期間を通じて着実に向上した。特に令和５年度以降は大きく伸び、最終年度には目標である７０％以上を達成していることから、オンライン化に向けた取組が計画的かつ継続的に進められたことがうかがえる。

取組内容としては、庁内横断的な推進体制のもと、市の制度に係る手続きを中心にオンライン化を進めるとともに、国や県の制度に係る手続きについても対応可能なものから順次オンライン化を進めた。また、未対応手続きの把握や進捗管理を継続的に実施し、電子申請環境の整備を進めたことで、行政手続きのデジタル化が着実に推進された。

これらの実績から、本取組は、オンライン化率の向上という目標を達成し、市民サービスの利便性向上と行政運営の効率化に一定の成果を上げたものと評価できる。特に、市民や事業者が時間や場所に制約されることなく手続きを行える環境が整備されたことは、市民負担の軽減やサービス向上につながる成果であり、本市のＤＸ推進を支える基盤整備として大きな意義があった。また、行政内部においても、紙や対面を前提とした業務の見直しが進み、事務処理の効率化につながったものと考えられる。

一方で、オンライン化された手続きが実際にどの程度利用されているかについては十分な分析が行われておらず、「オンライン化できる環境の整備」と「利用の定着」の間には依然として課題が残されている。また、高齢者をはじめ、デジタル機器の利用に不安を抱える市民もいることから、オンライン申請を利用しやすい環境整備や支援体制の充実が必要である。さらに、一部の手続きについては依然としてオンライン化に至っておらず、更なる対応が求められる。

加えて、手続きのオンライン化は個別に進められている側面があり、利用者目線で見ると、申請から決済、通知までを一体的に完結できる仕組みや、入力情報の再利用など、さらなる利便性向上に向けた改善の余地が残されている。また、オンライン申請により蓄積されるデータについても、業務改善や施策立案への活用は十分とは言えず、データ活用の高度化が課題となっている。

今後は、本市の重要施策であるＤＸ推進と連動し、オンライン化された手続きの利用状況を分析するとともに、利用が進まない要因を把握しながら改善につなげていく必要がある。また、単に手続きを電子化するだけでなく、手続きそのものの見直しや簡素化を進めることで、市民にとって分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現を目指すことが重要である。さらに、高齢者等への支援やデジタルデバイド対策を継続し、誰もがデジタルサービスの恩恵を受けられる環境整備を進めていくことが求められる。

また、自治体システム標準化やマイナンバーカードの利活用拡大など国の動向を踏まえながら、各種システムとの連携強化やデータ活用を進めることで、より効率的で質の高い行政サービスの提供につなげていく必要がある。オンライン申請により得られる利用データを分析し、ＥＢＰＭの考え方に基づく業務改善や施策立案を進めることで、行政運営のさらなる高度化が期待される。

以上のことから、本取組は、申請手続きのオンライン化率の向上という目標を達成し、市民サービスの利便性向上と行政事務の効率化に成果を上げたと評価できる。一方で、利用率の向上や手続き全体の最適化、デジタルデバイドへの対応などの課題も残されていることから、今後は利用者目線に立ったサービス改善とデータ活用を進め、行政手続きの利便性向上とＤＸのさらなる推進につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標） キャッシュレス決済導入方針を定め、方針に基づくサービス導入を完了します

（取組の方向性） ・現行のサービスの種類を増やし充実を図る。（Pay PayのQRコード表示のみの施設において、J PQRコードを設置するなど） ・キャッシュレス決済の利用状況を検証し、新たな施設での決済サービスを検討する。 ・キャッシュレス決済の導入必要性を検証し、導入方針を定める。	（これまでの取組・現状） ・令和2年2月から観光施設など9施設でQRコード掲示によるPay Payサービスを開始し、同年10月から公民館など13施設を新たに追加した。同年11月からは、越前大野城でQRコード決済を開始した。 ・令和3年1月より、証明書発行窓口と2つの診療所でクレジット、電子マネー、QRコード決済サービスを開始した。
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
キャッシュレス決済導入方針の策定		利用状況の検証 方針の策定 【実績に基づき内容を精査したうえで、令和4年度策定】	【方針の策定を進める（令和5年度の策定を目指す）】	【令和6年3月キャッシュレス決済導入方針策定】	方針の見直し	方針の見直し
キャッシュレス決済の拡充		順次拡充 【LINE Payが利用可能になる等拡充を図った。】	方針に基づき順次拡充 【越前大野城の受付業務を大野市観光協会への委託に切替え、入館料と御城印の販売についてキャッシュレス化を図った。】 【方針の策定と合わせて、決済方法の拡充について検討した。】	方針に基づき順次拡充 【小中学校（体育館）使用に施設予約システム（オンライン決済）を導入した。】	方針に基づき順次拡充	方針に基づき順次拡充 【まちなか循環バスのデジタル定期券の販売についてキャッシュレス化を図った】 【一部施設の廃止と結ステーションの駐車場利用料等のキャッシュレス化により進捗率が向上した。今後は、地方税以外の公金（利用料等）についても収納が可能となるeL-QR(※)の活用を検討し、キャッシュレス化を推進していく。】 ※eL-QR（地方税統一QRコード）：納付書に印字されたQRコードを読み取ることで、クレジットカードやスマートフォン決済等による納付を可能とする仕組み
目標値	キャッシュレス決済導入方針に基づく進捗率	－	－	40%以上	80%以上	100%
実績値		－	－（方針策定中のため）	59.7%	59.7%	65.2%

【取組３－２ 公共料金のキャッシュレス決済拡充】

本取組は、公共施設使用料や各種証明書発行手数料等におけるキャッシュレス決済の導入を拡充し、市民の利便性向上と窓口業務の効率化を図ることを目的として実施したものである。近年、決済手段の多様化や非接触型サービスへの需要が高まる中、行政サービスにおいてもキャッシュレス化への対応が求められており、本市においてもデジタル技術を活用した行政サービスの充実に向けて取組を進めてきた。

目標値と実績値の推移を見ると、キャッシュレス決済導入率は、令和５年度に４０％以上、令和６年度に８０％以上、令和７年度に１００％を目標としていた。実績は令和５年度及び令和６年度が５９．７％、令和７年度が６５．２％となり、計画期間を通じて導入施設や対象業務の拡大は進んだものの、最終目標の達成には至らなかった。

取組内容としては、ＰａｙＰａｙ等のＱＲコード決済の導入をはじめ、証明書発行窓口や診療所におけるクレジットカード・電子マネー決済、小中学校体育館のオンライン決済、観光施設や越前大野城におけるキャッシュレス対応など、対象分野を段階的に拡大した。また、まちなか循環バスにおけるデジタル定期券の導入や駐車場料金のキャッシュレス化を進めるなど、市民の日常利用や観光客の利便性向上に取り組んだ。さらに、地方税統一ＱＲコード（ｅＬ－ＱＲ）を活用した納付への対応についても検討を進め、公金収納のデジタル化に向けた基盤整備を図った。

これらの実績から、本取組は、キャッシュレス決済の導入範囲を着実に拡大し、市民や来訪者の利便性向上に一定の成果を上げたと評価できる。特に、現金を持ち歩かなくても各種手続や施設利用が可能となったことで利用者の利便性が向上したほか、現金取扱事務の軽減や現金管理リスクの低減など、行政内部における業務効率化にも寄与した。また、観光施設や公共交通への導入は、観光客の利便性向上にもつながり、本市が推進する観光振興施策の一助となった。

一方で、導入率は向上したものの、目標としていた１００％には到達していない。背景には、現金利用を希望する利用者への対応、導入コストや運用負担、システム上の制約などがあり、加えて一部施設の廃止や運営形態の変更も影響したものと考えられる。また、導入そのものに重点が置かれ、実際の利用状況や利用率、利用者満足度などの分析は十分とは言えず、導入効果の検証が課題として残されている。

さらに、キャッシュレス決済の普及を進めるためには、単に決済手段を増やすだけではなく、利用者が円滑に利用できる環境を整えることが重要である。特に、高齢者などデジタル機器の操作に不安を抱える利用者への支援や、利用方法の周知・啓発を継続して行う必要がある。また、キャッシュレス決済とオンライン申請、公金収納のデジタル化を一体的に進めることで、市民の利便性向上と行政事務の効率化をさらに推進していくことが求められる。

今後は、本市の重要施策であるＤＸの推進と連動しながら、公金収納を含めたキャッシュレス決済の対象拡大を進めるとともに、利用状況の分析や利用促進策の強化を図る必要がある。また、オンライン申請や各種デジタルサービスとの連携を進めることで、手続から決済までを一体的に完結できる利便性の高い行政サービスの実現を目指すことが重要である。さらに、観光振興や地域経済活性化とも連動し、市民だけでなく来訪者にとっても利用しやすい環境整備を進めていく必要がある。

以上のことから、本取組は、キャッシュレス決済の導入拡大を着実に進め、市民サービスの利便性向上と業務効率化に一定の成果を上げたと評価できる。一方で、目標達成には至らず、利用促進や利用状況の分析、公金収納のデジタル化などの課題も残されていることから、今後は利用者目線に立ったサービス改善とデジタル化の推進を図り、より利便性の高い行政サービスの実現につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）市民のマイナンバーカードを、ほぼ全市民に行き渡らせます

（取組の方向性） ・これまで取り組んできた夜間窓口延長（月、木曜日）や休日受付（第2土曜日とそれに続く日曜日）での受付対応や会社等へ出向いての説明会や出張受付を継続していく。 ・国のデジタル化政策により、マイナンバーカードの利用拡大策がさらに進むと予想されるため、その周知及び支援を行い、マイナンバーカードの普及率向上に取り組む。（例：健康保険証、運転免許証との一体化など）	（これまでの取組・現状） ・月、木曜日の夜間窓口延長での受付対応（R5～木曜日のみ）（市民生活・統計課） ・第2土曜日とそれに続く日曜日の窓口での受付対応 ・会社等へのマイナンバーカード推進説明会及び出張受付 ・カード取得促進と消費活性化のための国のマイナポイント事業の支援 ・令和2年12月1日現在の普及率20.3%
--	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
夜間窓口延長、休日受付での対応		随時対応 【夜間窓口を週2回、休日窓口を月4回実施した】	随時対応 【夜間窓口を週2回、休日窓口を月2～4回実施】 【コンビニエンスストアでの各種証明書交付手数料を100円減額することにより、マイナンバーカードの利活用を促進した】	随時対応 【夜間窓口延長を4月は週2回（月、木曜日）、5月以降は週1回（木曜日）実施した。休日窓口は、月2～5回実施】 【コンビニエンスストアでの各種証明書交付手数料を100円減額することにより、マイナンバーカードの利活用を促進した】	随時対応 【夜間窓口延長を週1回（木曜日）実施した。休日窓口は、月2回実施】 【コンビニエンスストアでの各種証明書交付手数料を100円減額することにより、マイナンバーカードの利活用を促進した】	随時対応 【夜間窓口延長を週1回（木曜日）実施した。休日窓口は、月2回実施】 【コンビニエンスストアでの各種証明書交付手数料を100円減額することにより、マイナンバーカードの利活用を促進した】
会社等への推進説明会及び出張受付		随時対応 【会社、自治会での説明会を16回実施、ワクチン接種会場、ショッピングセンターでの出張申請受付を随時実施した】	随時対応 【会社、健診会場、ショッピングセンター、市内高校などでの出張申請受付を実施した】	随時対応 【施設や高齢者宅、後期高齢者医療保険証交付説明会で出張申請受付を実施した】	随時対応 【施設や高齢者宅、後期高齢者医療保険証交付説明会で出張申請受付を実施した】	随時対応 【施設や高齢者宅、後期高齢者医療保険証交付説明会で出張申請受付を実施した】
普及促進・利用拡大策の周知及び支援		市報や市ライン・ホームページでの周知、窓口での支援等、独自キャンペーンとともに随時周知し、支援した	市報や市ライン・ホームページでの周知、窓口での支援、【マイナポイント第2弾を活用した広報を実施】 【マイナンバーカードを活用してオンライン申請が行える「ぴったりサービス」に26件の手続きを登録し、申請手続きの受け付けを開始した。】	市報や市ライン・ホームページ、健診会場での周知、窓口での支援、【国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証利用について周知・啓発及び申請の支援】 出生者及び転入者に対する周知、窓口での支援等 【マイナポイント第2弾9月で終了】	出生者及び転入者に対する周知、窓口での支援等 【市報や市ライン・ホームページで、マイナ保険証の登録・利用を周知（総務課）】 市報や市ホームページ、健診会場での周知、窓口での支援 【国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証利用について周知・啓発及び申請の支援】	出生者及び転入者に対する周知、窓口での支援等 市報や市ホームページでの周知、窓口での支援 【国民健康保険及び後期高齢者医療保険のマイナ保険証利用について周知・啓発及び申請の支援】
目標値	マイナンバーカードの普及率	35%以上	100% 【ほぼ全市民に行き渡る】	100% 【ほぼ全市民に行き渡る】	100% 【ほぼ全市民に行き渡る】	100% 【ほぼ全市民に行き渡る】
実績値		46.75%	71.93%	82.00%	91.57%	105.49% （人口に対する交付率）

【取組３－３ マイナンバーカードの普及促進・利活用】

本取組は、マイナンバーカードの普及促進と利活用の拡大を通じて、市民の利便性向上と行政手続の効率化を図ることを目的として実施したものである。国が進めるデジタル社会の実現に向けた取組と連動しながら、オンライン申請や各種証明書のコンビニ交付など、市民が時間や場所にとらわれず行政サービスを利用できる環境整備を進める重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、マイナンバーカード交付率は、令和３年度の４６．７５％から令和４年度７１．９３％、令和５年度８２．００％、令和６年度９１．５７％、令和７年度１０５．４９％へと大幅に上昇した。国のマイナポイント事業等による後押しに加え、本市における取得促進策の実施により、計画期間を通じてカードの普及が大きく進展し、行政サービスのデジタル化を支える基盤整備が進んだ。

取組内容としては、夜間窓口や休日受付の実施、自治会や事業所等への出張申請受付、市報やホームページ、ＳＮＳ等を活用した周知啓発に加え、窓口での申請支援を継続的に実施した。また、コンビニ交付手数料の減額による利用促進やオンライン申請サービスの拡充など、カード取得後の利活用を見据えた環境整備にも取り組んだ。これらの取組により、市民がカードを取得しやすく、利用しやすい環境づくりを進めることができた。

これらの実績から、本取組は、マイナンバーカードの普及促進において大きな成果を上げたと評価できる。特に、交付率の大幅な向上は、行政手続のオンライン化やデジタルサービス利用の前提となる基盤整備につながるものであり、本市のＤＸ推進に大きく寄与した。また、コンビニ交付やオンライン申請などのサービス提供体制が整備されたことで、市民の利便性向上にも一定の効果をもたらしたものと考えられる。さらに、休日受付や出張申請などのきめ細かな対応により、多様な市民ニーズに応じた取得支援が実施されたことも成果の一つである。

一方で、カードの普及は大きく進んだものの、実際の利活用は交付率の伸びに比べて十分とは言えない状況にある。カードを保有していても、コンビニ交付やオンライン申請などの利用が十分に進んでいない市民も見られ、「取得」から「活用」への移行が課題となっている。また、高齢者をはじめデジタル機器の利用に不安を抱える市民もいることから、利用方法の周知や操作支援など継続的なサポートが必要である。さらに、市民がカードの利便性を実感できる活用場面についても、一層の充実が求められる。

また、マイナンバーカードは今後の行政サービスのデジタル化を支える重要な基盤であることから、本人確認手段としてだけでなく、各種行政サービスを円滑に利用するための共通基盤として活用を進めていくことが重要である。そのためには、オンライン申請やキャッシュレス決済、各種デジタルサービスとの連携を進めるとともに、市民が利便性を実感できるサービスを充実させる必要がある。また、利用状況を把握・分析しながら、効果的な利用促進策につなげていくことも求められる。

今後は、本市のＤＸ推進と連動しながら、コンビニ交付やオンライン手続の利用拡大、行政サービスとの連携強化を進める必要がある。また、高齢者等への支援体制の充実や分かりやすい操作説明を継続するとともに、利用状況の分析結果を踏まえた改善を図ることで、カードの利活用をさらに促進していくことが重要である。さらに、利用データを活用した業務改善や施策立案を進め、ＥＢＰＭの視点による行政運営の高度化につなげていくことが期待される。

以上のことから、本取組は、マイナンバーカードの普及促進において大きな成果を上げ、デジタル行政を推進するための基盤整備に寄与したと評価できる。一方で、カード取得後の利活用の拡大や利用定着には課題が残されていることから、今後は「取得」から「活用」への転換を図り、各種行政サービスとの連携強化や利用支援を進めることで、市民の利便性向上と行政サービスのさらなる高度化につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	ワンストップ化などにより、手続きにかかる手間と時間を減らします
--------------	---------------------------------

（取組の方向性） ・市民生活・統計課窓口で住民異動等の申請があった場合、他課の異動に伴う手続きについても可能な限り市民生活・統計課の窓口で処理する。（ワンストップ化） ・各課窓口での申請手続等について、できる限り市民が移動せずに手続きを済ませるようにする。（ワンストップ化） ・マイナンバーカードの普及促進及び行政手続きのオンライン化を推進するとともに、各種申請手続き等において、既に提出した資料を再度添付することを不要とする旨の規定を設けるなどして、ワンスオンリー化を進める。	（これまでの取組・現状） ・転入・転出・転居などの住民異動の届出時には、市民生活・統計課窓口において上下水道の開始廃止等の届出を受け付けている。また死亡届受理時に「お知らせ」の用紙を窓口で渡し、事後に必要な介護保険料還付請求の受付や年金手続きの案内を行うなど、関係課と連携して一つの窓口で各種届出の受付や案内を行っている。 ・子ども医療申請のオンライン化に伴い、保護者の手続き負担軽減に取り組んでいる。
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ワンストップ化の推進		庁内関係課にて可能な対応や課題を検討 【課題を整理した】	マイナンバーカード利用による転入・転出手続ワンストップ化を導入 【書かない窓口システムの運用により、住民異動に伴う各種手続きの簡素化を図ると共に、事務作業の効率化を図った。】 【おくやみに関する手続きについて、おくやみハンドブックの作成により、市民に利便性の高い情報提供を図った。】	マイナンバーカード利用による転入・転出手続ワンストップ化 【異動受付及び申請書作成支援システムの運用】 【おくやみに関する手続きについて、おくやみハンドブックの作成により、市民に利便性の高い情報提供を図った。】	【同左】	【同左】 【複数の窓口で行っていた交通支援の手続きをワンストップ化することで、公共交通利用者の負担軽減と事務作業の効率化を図った】
ワンスオンリー化の推進		庁内関係課にて可能な対応や課題を検討 各種申請書の住民票等添付省略を実施（23業務中23業務）	【引き続き、ワンスオンリー化できる業務の追加を洗い出し、ワンスオンリー化を推進】	【同左】	【同左】	【同左】
目標値	ワンストップ化に取組む手続数	－	申請書 40件 ワンストップ化の進捗率100%	申請書 50件 ワンストップ化の進捗率100%	申請書 50件 ワンストップ化の進捗率100%	申請書 50件 ワンストップ化の進捗率100%
実績値		－	申請書 50件 うち他課分 23件 100%	申請書 50件 うち他課分 23件 100%	申請書 50件 うち他課分 23件 100%	申請書 50件 うち他課分 23件 100%
目標値	ワンスオンリー化の進捗率	70%	（方針に基づくワンスオンリー化進捗率100%） 100%	100%	100%	100%
実績値		100%	100%	100%	100%	100%

【取組３－４ 手続きのワンストップ化などの推進】

本取組は、市民が行う各種行政手続において、ワンストップ化やワンスオンリー化を推進することにより、手続に係る負担軽減と利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化につなげることを目的として実施したものである。デジタル化の進展や市民ニーズの多様化が進む中、利用者目線に立った分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現は重要な課題であり、本取組は本市のＤＸ推進及び業務改革を支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、ワンストップ化に取り組む手続数は目標としていた５０件を達成し、進捗率１００％となった。また、ワンスオンリー化についても、住民票等の添付書類省略に取り組み、対象業務の見直しを進めた結果、進捗率１００％を達成していることから、計画期間を通じて手続の簡素化と利便性向上に向けた取組が着実に推進された。

取組内容としては、庁内関係課と連携しながら、マイナンバーカードを活用した転入・転出手続のワンストップ化や「書かない窓口」システムの運用を開始し、住民異動に伴う手続の簡素化と事務効率化を図った。また、死亡届提出後の各種手続については、「お知らせ」用紙の配布や「おくやみハンドブック」の作成により、必要な手続を分かりやすく案内するとともに、関係課と連携した窓口対応を実施した。さらに、住民票等の添付書類省略を全２３業務で実施したほか、交通支援に関する手続のワンストップ化にも取り組み、市民負担の軽減と業務効率化を進めた。

これらの実績から、本取組は、手続の整理や見直しを通じて市民の利便性向上と行政事務の効率化に一定の成果を上げたと評価できる。特に、住民異動や死亡に伴う手続など、市民にとって負担の大きいライフイベントに関する手続の簡素化が進んだことは、市民サービスの向上につながる成果である。また、ワンスオンリー化の推進により、既に行政が保有している情報の活用や添付書類の省略が進み、市民の負担軽減につながった。

一方で、ワンストップ化の取組は個別業務ごとの改善が中心となっており、市役所全体として一体的に完結する仕組みの構築には至っていない。手続の所管が複数課にまたがることや制度上の制約により、市民が複数の窓口で手続を行う必要が残されているほか、同じ情報を繰り返し記載するケースも見られるなど、利用者目線での利便性向上にはなお改善の余地がある。また、既存業務を前提とした改善が中心であり、制度や業務フローそのものの見直しによる抜本的な改革には至っていない点も課題である。

さらに、本取組の目的は手続数の達成ではなく、市民ができるだけ少ない負担で行政サービスを利用できる環境を整備することである。そのためには、手続単位ではなくライフイベント単位で行政サービスを捉え、必要な手続を一体的に処理できる仕組みへ発展させることが重要である。また、庁内における情報連携やデータ活用を進めることで、利用者の負担軽減と行政内部の業務効率化を両立していく必要がある。

今後は、本市のＤＸ推進と連動しながら、転入・転出、出産・子育て、介護、おくやみ手続などのライフイベントごとに手続を整理し、一度の申請で関連手続が完結できる環境整備を進めることが求められる。また、オンライン申請やキャッシュレス決済との連携を強化し、申請から支払、手続完了までを一連の流れとして利用できる仕組みの構築を進めることが重要である。さらに、不要な書類や確認手続の見直しを行い、市民にとって分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現につなげていく必要がある。

以上のことから、本取組は、ワンストップ化及びワンスオンリー化の推進により、市民の利便性向上と行政事務の効率化に一定の成果を上げたと評価できる。一方で、市民目線での一体的なサービス提供や業務全体の最適化には課題が残されていることから、今後はＤＸ推進と業務改革を一体的に進め、ライフイベントに応じた「一度で完結する行政サービス」の実現に向けて取組をさらに推進していく必要がある。

〔関連がある取組…取組No.1－4〕

GOAL（期間内の目標）	リモート会議や動画配信の年間実施数を１００回以上とします
--------------	------------------------------

（取組の方向性） ・庁内会議や各種審議会、市民等への説明会など、リモートで対応可能なものについて基準を定め、実施に向けた取り組みを行う。 ・ソーシャルメディアを活用した動画配信により、様々な情報を提供する。 ・全職員のＩＣＴスキルアップとスキル維持を図るため、職員研修を継続する。	（これまでの取組・現状） ・新型コロナウイルス感染症対策のため、リモートでの対応が注目されている。 ・令和２年度に、大会議室など３室にWi－Fiアクセスポイントを設置するとともにモバイルWi－Fiルーター１０個を整備した。また、Wi－Fi専用パソコン１２台を追加するなど、Web会議用備品を整備した。 ・リモート推進チームを立ち上げ、Zｏomの研修を実施した。
---	---

取組内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
リモート会議や動画配信の活用基準の策定		基準の策定 【感染症拡大防止の観点から可能な限り活用する】	【感染症の状況により必要に応じて活用】	【リモート会議は状況に応じて活用】 【研修等より多くの方が受講する必要がある場合に動画配信を活用】	【リモート会議は状況に応じて活用】 【研修等より多くの方が受講する必要がある場合に動画配信を活用】	【リモート会議は状況に応じて活用】 【研修等より多くの方が受講する必要がある場合に動画配信を活用】
上記基準に基づくリモート会議などの活用		【随時活用】	随時活用 【上記同様】	随時活用	随時活用	随時活用
目標値	リモート会議の年間実施数	３０回以上	９００回以上	９００回以上	９００回以上	９００回以上
実績値		８７４回	４９２回	６４６回	６４９回	５４８回
目標値	動画配信の年間実施数	－	５０回以上	５５回以上	６０回以上	６５回以上
実績値		４８回	１４回	２１回	２９回	２６回

【取組３－５ リモート会議や動画配信の活用】

本取組は、リモート会議や動画配信等のＩＣＴ技術を活用し、時間や場所の制約を受けない柔軟な情報共有と市民への情報発信の強化を図ることを目的として実施したものである。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として非対面での会議や情報発信の必要性が高まる中、行政運営の継続性確保や業務効率化を支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、リモート会議は計画期間を通じて高い水準で活用され、庁内会議や外部機関との打合せにおいてオンライン形式が定着した。また、動画配信についても、市の取組やイベント情報の発信、会議の公開などに活用され、市民への情報提供手段の一つとして定着が進んだ。令和７年度の実績では、リモート会議実施数が５４８回、動画配信が２６回となっており、継続的な活用が図られている。

取組内容としては、庁内会議や関係機関との協議においてリモート会議を活用するとともに、市の事業やイベント情報の発信、説明会等において動画配信を実施した。また、広域的な連携や外部機関との打合せについてもオンラインで対応することで、距離や移動時間に左右されない効率的な業務遂行を進めた。これにより、市民や関係者が参加しやすい環境を整備するとともに、情報発信手段の多様化を図った。

これらの実績から、本取組は、リモート会議及び動画配信の導入・定着により、業務効率化と情報発信機能の強化に一定の成果を上げたと評価できる。特に、リモート会議の活用によって移動時間の削減や日程調整の効率化が図られ、職員の業務負担軽減や働き方改革の推進につながった。また、動画配信の活用により、市民への情報提供手段の多様化や説明責任の充実につながったものと考えられる。さらに、広域的な連携や外部機関との協議を円滑に実施できる環境が整備されたことは、行政運営の柔軟性向上に寄与する成果である。

一方で、リモート会議実施数及び動画配信実施数はいずれも最終目標を下回っており、活用件数の拡大や活用効果の検証については課題が残った。リモート会議は継続的に活用されているものの、部署や職員によって利用頻度や活用方法に差が見られ、全庁的に効率的な運用が徹底されているとは言い難い状況である。また、動画配信についても、配信回数や視聴状況の分析が十分に行われておらず、視聴者への到達度や理解促進といった効果を客観的に把握できていないことが課題となっている。さらに、通信環境や機器整備、職員の操作スキルに差があることから、活用水準の均一化には改善の余地がある。

加えて、オンライン会議は利便性が高い一方で、対面による協議と比較して意思疎通や議論の深まりに課題が生じる場合もある。そのため、会議の目的や内容に応じてオンラインと対面を適切に使い分けることが重要であり、単に実施回数を増やすのではなく、効果的な活用を進める視点が求められる。また、動画配信についても、情報を発信するだけでなく、市民に伝わり理解してもらうための工夫が必要である。

今後は、本市のＤＸ推進と連動しながら、リモート会議の運用ルールや活用指針を整理し、会議の効率性と意思決定の質の向上を両立させる必要がある。また、職員のデジタルスキル向上や機器・通信環境の整備を進め、安定的な運用体制を確立することが重要である。さらに、動画配信については、視聴対象を明確にした情報発信やアーカイブ配信の充実、説明会や意見交換会への活用などにより、市民との双方向的なコミュニケーションの強化を図ることが求められる。

また、視聴回数や参加状況などのデータを把握・分析し、発信内容や手法の改善につなげることで、ＥＢＰＭの視点による情報発信の質の向上を図る必要がある。行政情報を分かりやすく伝え、市民の理解や参加につなげる仕組みを構築することで、より開かれた行政運営の実現が期待される。

以上のことから、本取組は、リモート会議及び動画配信の活用を通じて、業務効率化と情報発信の多様化に一定の成果を上げたと評価できる。一方で、活用効果の把握や運用の高度化、情報発信の質の向上などの課題も残されていることから、今後は「活用の量」から「活用の質」への転換を図り、効率的で分かりやすい行政運営と市民サービスの向上につなげていく必要がある。

取組No.3－6 市民向けICTサポートの強化

総務課、地域文化課
生涯学習・文化財保護課

GOAL（期間内の目標）	市民向け講座の開催など、ICTに関するサポート体制を確立します
--------------	---------------------------------

（取組の方向性） ・高齢者など、パソコンやスマートフォンの使い方が分からない市民へのサポートとして、公民館等におけるICT講座を充実させていくほか、職業訓練センターでの講座を引き続き開催する。また、会議用タブレットなどリモート機器の貸出などを検討する。 ・行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化が進む一方、その情報が伝わらないと利用率も上がらないため、周知徹底に取り組む。 ・市民に対して丁寧な説明を行うことができるよう、研修により、職員のICTスキルを向上させる。	（これまでの取組・現状） ・職業訓練センターにおいて、ワード、エクセル等の講座を開催している。 （令和2年度：181回） ・公民館でのパソコン等ICT講座を実施している。 （令和2年度：40回） ※大野公民館36回、他公民館4回
---	---

参考 ・公民館 和泉2回、大野1回、五箇1回 ・学び直し（職業訓練センター） ワード、エクセル、パワポ講座 13回 コパイロット 8回 JW-cad 入門 2回 JW-cad 活用 4回 Canva 2回

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者などを対象としたICT講座の開催		各公民館等で要望調査 年間計画を立て、開催	年間計画を立て、開催	年間計画を立て、開催	年間計画を立て、開催	年間計画を立て、開催
民間企業等と連携してICT講座の開催		－	【民間企業等に働きかけ講座を開催】	【同左】 【民間企業と連携して12月にスマートフォン体験型講習会（10日間計40回）開催】	【同左】 【民間企業と連携して10月に聴覚障がい者を対象としたスマートフォン体験型講習会（5日間計10回）開催】	【同左】
目標値	ICT講座年間開催数 （職業訓練センターを除く）	40回以上	55回以上	60回以上	65回以上	70回以上
実績値		51回	62回	65回 内訳：49回（総務課） 16回（生涯学習・文化財保護課（公民館））	25回 内訳：15回（総務課） 10回（生涯学習・文化財保護課（公民館））	5回 内訳：1回（総務課） 4回 （生涯学習・文化財保護課（公民館）） 【参考】29回（職業訓練センター）

【取組３－６ 市民向けＩＣＴサポートの強化】

本取組は、デジタル技術の活用が進む中、市民がＩＣＴを円滑に活用できる環境を整備し、行政サービスの利便性向上とデジタルデバイドの解消を図ることを目的として実施したものである。行政手続のオンライン化やキャッシュレス決済の普及が進展する一方で、誰もがこれらのサービスを利用できる環境を整備することが重要であり、本取組は、市民のデジタル活用を支える基盤的な施策として位置付けられる。

取組内容としては、公民館や職業訓練センター等におけるＩＣＴ講座の開催に加え、民間企業と連携したスマートフォン体験型講習会等を実施した。特に、高齢者を中心に、スマートフォンやパソコンの基本操作等を学ぶ機会を提供し、デジタル機器に対する不安の軽減と活用能力の向上に取り組んだ。

講座開催数は、令和３年度５１回、令和４年度６２回、令和５年度６５回と増加した後、令和６年度２５回、令和７年度５回と減少した。これまで継続して実施してきたＩＣＴ講座により、スマートフォンやパソコンの基本操作を学ぶ機会が広く提供され、従来型の基礎的な講座に対する需要にも変化が見られる。一方で、職業訓練センターや公民館等における講座は継続して実施されており、市民のニーズに応じた学習機会は引き続き確保されている。

これらの実績から、本取組は、ＩＣＴに不慣れな市民に対する支援や講習機会の提供を通じて、デジタル機器の基礎的な知識や技能の習得を支援し、デジタルサービスを利用しやすい環境の整備に一定の成果を上げたと評価できる。特に、高齢者を中心にきめ細かな支援を実施したことは、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化を進める上での支援の一つとなった。また、講座の継続的な開催は、市民がデジタル機器に触れ、活用を始めるきっかけづくりにつながったものと評価できる。

一方で、デジタル技術や行政サービスを取り巻く環境は変化しており、市民が抱える課題も、スマートフォン等の基本操作の習得から、オンライン申請、キャッシュレス決済及びマイナンバーカードを活用したサービスの利用など、より実践的かつ個別的なものへと移行している。このため、基礎的な講座を継続しつつ、実際のデジタルサービスの利用に結び付く支援を充実させていくことが必要である。

さらに、本取組の目的は、単に機器の操作方法を習得することではなく、市民がデジタルサービスを活用し、その利便性を実感できる環境を整備することにある。これまでのＩＣＴ講座による学習機会の提供を基礎として、相談対応や行政サービスの利用支援を含む取組へ発展させていくことが重要である。

これまでのＩＣＴ講座で得られた成果を生かし、高齢者をはじめ、デジタル機器の利用に不安を抱える市民が、身近な場所で継続的に相談や支援を受けられる体制づくりを進めるとともに、地域団体、ボランティア、民間事業者等との連携により、オンライン申請、キャッシュレス決済、マイナンバーカードの活用など、実際の行政サービスの利用に結び付く支援を充実させるとともに、市民一人ひとりの習熟度や利用目的に応じた支援により、デジタルサービスを利用しやすい環境づくりにつなげていくことが必要である。

以上のことから、本取組は、市民向けＩＣＴ支援を継続的に実施することにより、デジタル機器の基本操作を学ぶ機会を提供し、市民のデジタル活用を支える基盤づくりに一定の成果を上げたと評価できる。これを踏まえ、基礎的な学習機会を引き続き確保しながら、継続的かつ実践的なデジタルデバイド対策へと発展させていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	自主財源（主に市税、保育料、住宅使用料）の収入率を維持・向上します
--------------	-----------------------------------

（取組の方向性） ・口座振替による納付を推進する。 ・効率的かつ効果的な滞納整理を実施する。	（これまでの取組・現状） ・口座振替による納付を推進している。 ・督促状、催告状等を送付し、年度内納付を推進している。 ・令和2年度からコンビニエンスストア（MMK機器設置店舗、スマートフォンアプリケーションを含む）収納を導入した。（市税） ・令和元年度収入率は、市税が97.1％（現年度分99.0％）、保育料が99.0％（現年度分100％）、住宅使用料95.2％（現年度分99.8％）となっている。
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
口座振替による納付の推進（市税、保育料、住宅使用料）		市民への周知・広報と積極的な勧奨	市民への周知・広報と積極的な勧奨	市民への周知・広報と積極的な勧奨	市民への周知・広報と積極的な勧奨	市民への周知・広報と積極的な勧奨
適正な滞納整理の実施（市税、保育料、住宅使用料）		納税相談の実施、滞納処分の執行（市税） 【夜間納税相談：9日間開設 差押：129件実施】 個別連絡、個別訪問の実施（保育料、住宅使用料）	納税相談の実施、滞納処分の執行（市税） 【夜間納税相談：9日間開設 差押：175件実施】 個別連絡、個別訪問の実施（保育料、住宅使用料）	納税相談の実施、滞納処分の執行（市税） 【夜間納税相談：5日間開設 差押：122件実施】 個別連絡、個別訪問の実施（保育料、住宅使用料）	納税相談の実施、滞納処分の執行（市税） 個別連絡、個別訪問の実施（保育料、住宅使用料）	納税相談の実施、滞納処分の執行（市税） 個別連絡、個別訪問の実施（保育料、住宅使用料）
目標値	市税収納率（現年度分）の維持	99.0%以上	99.0%以上	99.0%以上	99.0%以上	99.0%以上
実績値		99.24%	99.21%	99.27%	99.23%	99.19%
目標値	保育料収入率（現年度分）の維持	100%	100%	100%	100%	100%
実績値		100%	100%	100%	100%	100%
目標値	住宅使用料（現年度分）の維持	99.8%以上	99.9%以上	100%	100%	100%
実績値		99.8%	99.4%	99.1%	98.9%	98.3%

【取組４－１ 市税などの自主財源の収入率向上（一般会計）】

本取組は、市税や保育料、住宅使用料などの自主財源の収入率向上を図ることで、安定した財源確保と財政の健全性維持を実現することを目的として実施したものである。人口減少や税収基盤の縮小が進む中、自主財源を確実に確保することは持続可能な行政運営の基盤であり、健全な財政運営を支える重要な取組として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、市税（現年度分）の収入率は計画期間を通じて高い水準を維持しており、令和３年度から令和７年度まで９９％台を確保し、高水準で推移している。また、保育料（現年度分）は全期間を通じて１００％を維持し、住宅使用料（現年度分）についても９８％以上の高い収入率を確保したことから、自主財源の確保に向けた取組は着実に成果を上げたと評価できる。

取組内容としては、口座振替の推進や納付方法の多様化に加え、督促状や催告状の送付、夜間納税相談の実施、滞納処分の執行などを継続的に実施した。また、保育料や住宅使用料についても個別連絡や訪問による滞納整理を行うなど、きめ細かな対応に努めた。さらに、市税についてはコンビニ収納やスマートフォンアプリ収納の導入に加え、地方税共同機構が運営する共通納税システムの導入により納付方法を拡充し、納税者が納付しやすい環境整備を進めた。

これらの実績から、本取組は、現年度課税分の収入率を高水準で維持し、安定した自主財源の確保に大きく寄与したと評価できる。特に、口座振替や電子的な納付手段の導入により、市民が納付しやすい環境が整備されたことは、収納率の向上と納付機会の確保につながる成果である。また、督促や催告、納税相談などを組み合わせた継続的な徴収対策により、現年度分を中心とした徴収体制が定着し、高い収入率の維持につながった。保育料や住宅使用料においても適切な収納管理が行われ、安定的な財源確保に寄与した。

一方で、現年度分の収入率は高水準を維持しているものの、滞納繰越分の縮減や回収強化については引き続き課題が残されている。経済状況や納付者個々の事情により徴収が困難な案件も存在しており、単に徴収を強化するだけでなく、納税相談や分納対応など、状況に応じた丁寧な対応が求められる。また、高い収納率の維持が職員の経験や個別対応に依存する側面もあり、継続的かつ安定的な徴収体制の構築が必要となっている。

さらに、納付方法の多様化は進んでいるものの、それぞれの利用状況や導入効果については十分な分析が行われているとは言えない。今後は収納データを活用しながら、滞納リスクの把握や重点的な徴収対策の実施、効果的な納付勧奨につなげていくことが重要である。また、滞納管理業務の標準化や事務手順の見直しを進めることで、特定の職員に依存しない持続可能な業務体制を構築する必要がある。

今後は、現年度課税分の高い収入率を維持するとともに、滞納繰越分の縮減に向けた早期対応や納税相談の充実を図る必要がある。また、口座振替や電子決済など納付しやすい手段のさらなる利用促進を進め、納付機会の拡大を図ることが重要である。さらに、収納データの分析を通じて効果的な徴収対策を推進するとともに、業務の標準化や効率化を進めることで、持続可能な徴収体制の構築につなげていくことが求められる。

以上のことから、本取組は、市税等の収入率の維持・向上を通じて安定した自主財源の確保に寄与し、財政基盤の強化に一定の成果を上げたと評価できる。一方で、滞納繰越分への対応や業務効率化には課題が残されていることから、今後は納付環境の充実と徴収業務の改善を一体的に進め、持続可能で効率的な収納体制の確立につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	財源補填目的の繰入金を約4千万円削減します
--------------	-----------------------

（取組の方向性） ・毎年県が示す事業費納付金及び保険税必要額により適正な国民健康保険税額を算出・検討し、必要に応じて税率の改正を行う。また、将来的な県内の保険料水準統一に向け、国民健康保険税の算定方式を4方式から資産割を廃止した3方式に移行する。 ・特定健康診査等の実施や後発医薬品の利用促進などの各種保健事業に取組み、医療費の適正化を図る。 ・滞納対策等に取り組む、国民健康保険税の収納率の向上を図る。	（これまでの取組・現状） ・将来にわたって国民健康保険制度を維持していくため、県が財政運営の責任主体となり、安定した財政運営と効率的な事業運営を目指し、平成30年度から県単位化されたが、依然財政状況は厳しく、基金や一般会計からの繰入金で財源補填している状況である。財源補填目的の繰入金を削減・解消し、健全な財政運営を図る必要がある。また、財源補填目的の一般会計繰入金は、保険者努力支援制度においてペナルティが課せられ交付金の減額対象となっている。 ・財源補填目的の繰入金額 平成30年度 2,547万円 令和元年度 1億2,790万円 令和2年度 5,450万円 令和3年度 2,490万円 令和4年度 未確定
---	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
適正な国民健康保険税の算定の検討及び税率改正		税率の検討 【4回の国保運営協議会を開催し、税率改定案を検討。3月議会で国保税条例改正の議案可決（税率引き上げ・資産割廃止）】	税率改正 【算定方式を4方式から資産割を廃止した3方式に移行】	税率の検討 【4回の国保運営協議会を開催し、税率改定案を検討。（税率引き上げ）】 【令和7年度以降は、毎年、税率を見直し、必要に応じて税率を改定する。】	税率見直しの検討 【3回の国保運営協議会を開催し、税率改定案を検討（税率据置）】	税率の検討
各種保健事業の実施により医療費適正化を図る		効果的な保健事業の実施 【特定健診未受診者への受診勧奨の実施 2,449件 特定健診継続受診者の受診勧奨の実施 1,996件 糖尿病重症化予防対象者の受診勧奨 30件 後発医薬品差額通知5回】	効果的な保健事業の実施 【特定健診未受診者への受診勧奨の実施 2,112件 特定健診継続受診者への受診勧奨の実施 1,713件 糖尿病重症化予防対象者への受診勧奨の実施 37件 後発医薬品差額通知 5回】	効果的な保健事業の実施 【特定健診未受診者への受診勧奨の実施 2,008件 特定健診継続受診者への受診勧奨の実施 1,252件 糖尿病重症化予防対象者への受診勧奨の実施 24件 後発医薬品差額通知 5回】	効果的な保健事業の実施 【特定健診未受診者のうち、医療機関通院者への受診勧奨の実施 1,221件 特定健診継続受診者への受診勧奨の実施 1,224件 糖尿病重症化予防対象者への受診勧奨の実施 15回 後発医薬品差額通知 5回】	効果的な保健事業の実施 【特定健診未受診者への受診勧奨通知の送付（1回目） 3,463件 （2回目） 2,260件 特定健診未受診者への電話勧奨 1,889件 生活習慣病重症化予防（糖尿病性腎症重症化予防対象者含む）への受診勧奨 79件 後発医薬品差額通知 4回】
目標値	財源補填目的の繰入金の削減額		約2,000万円		約2,000万円	
実績値		—	2,000万円	—	—	—

【取組４－２ 国民健康保険事業特別会計の健全運営】

本取組は、国民健康保険事業特別会計の収支均衡を図り、安定的かつ持続可能な制度運営を実現することを目的として実施したものである。高齢化の進行や医療費の増加により、国民健康保険財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、保険収収の確保と医療費適正化を両輪として進めることは、被保険者が安心して医療サービスを受けられる制度を維持するための重要な取組として位置付けられる。

取組内容としては、保険収収率の維持・向上に向けた徴収対策を継続するとともに、特定健診・特定保健指導の実施やジェネリック医薬品の普及促進、重複・頻回受診者への対応など、医療費適正化に向けた各種施策を推進した。また、県が示す事業費納付金や保険税必要額を踏まえながら適正な保険税率の検討を行い、将来的な県内保険料水準の統一を見据えて資産割を廃止し、３方式へ移行するなど制度改正への対応も進めた。さらに、財源補填目的の一般会計繰入金については、削減・解消に向けた取組を進め、国民健康保険財政の健全化に努めた。

これらの実績から、本取組は、保険税の適正な徴収と医療費適正化対策の推進により、国民健康保険事業特別会計の安定的な運営に一定の成果を上げたと評価できる。特に、保険税の適正な徴収と安定した財源確保に加え、ジェネリック医薬品の利用促進や保健事業の実施により、医療費の急激な増加抑制に向けた基盤整備が進められた。また、県単位化に対応した保険税制度の見直しや一般会計繰入金の削減に取り組んだことは、制度の持続可能性向上に寄与する成果である。

一方で、被保険者数の減少や高齢化の進行により保険収収の伸びは限定的である一方、医療費は増加傾向が続いており、国民健康保険財政を取り巻く構造的な課題は依然として解消されていない。また、収収率は一定の水準を維持しているものの、経済的事情を抱える世帯への対応については、引き続き丁寧な納付相談や分納支援が必要である。さらに、医療費適正化の効果についても、施策ごとの成果や影響を十分に把握・分析する余地が残されている。

また、本取組の目的は単に収支均衡を図ることではなく、市民の健康維持と制度の持続可能性を両立することにある。そのためには、医療費適正化を進めるだけでなく、健康寿命の延伸や生活習慣病予防など、予防を重視した取組をさらに強化する必要がある。加えて、レセプトデータや健診データを活用し、疾病傾向や受診状況を分析することで、より効果的な保健事業や重症化予防対策につなげていくことが重要である。

今後は、保険収収率の維持・向上を図るため、口座振替の利用促進や電子決済の活用など納付環境の充実を進めるとともに、納付困難世帯への相談支援を継続する必要がある。また、特定健診や特定保健指導の受診率向上、生活習慣病予防の強化などを通じて健康づくりを推進し、中長期的な医療費抑制につなげることが重要である。さらに、制度改正や県単位運営の動向を踏まえながら、広域的な連携や事務の効率化を進め、安定した制度運営の確保に努める必要がある。

以上のことから、本取組は、保険税の適正な徴収と医療費適正化の推進により、国民健康保険事業特別会計の健全運営に一定の成果を上げたと評価できる。一方で、被保険者数の減少や医療費の増加など構造的な課題は依然として大きく、今後は収入確保と予防重視の取組を一体的に進めるとともに、データ活用による効果的な保健事業の推進を通じて、持続可能な医療保険制度の確立につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	医療設備の計画的更新などにより、効率的かつ安心感のある診療体制を維持します
--------------	---------------------------------------

（取組の方向性） ・計画的な修繕・更新により健全な維持管理を行う。 ・後発医薬品を積極的に導入し、後発医薬品の利用率を85%以上に保つ。 ・効率的な診療体制を検討し、健全な運営を行う。	（これまでの取組・現状） ・へき地補助を活用し、計画的に施設の整備、医療機器の更新を行っている。 ・後発医薬品の利用促進により、医療材料費の削減を図る。また現在後発医療品使用数量割合が85%以上で「外来後発医薬品使用体制加算2」（4点）の算定加算を受けているが、同割合について90%以上を維持し、同加算3（6点）算定加算をめざす。 ・受診状況や今後の和泉地区の人口動態等を踏まえ、診療体制について検討を行っている。
---	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
へき地補助を活用し、施設設備・医療機器を更新する		生化学分析装置 CRシステムパソコン	ベッドサイドモニタ	小型分包機 内視鏡ファイバースコープ	胃カメラデジタル出力装置	予定なし
後発医薬品の利用促進		後発医薬品について周知し、受診患者に説明のもと使用を進める	後発医薬品について周知し、受診患者に説明のもと使用を進める 【後発医薬品の使用を進めた。】	後発医薬品について周知し、受診患者に説明のもと使用を進める	後発医薬品について周知し、受診患者に説明のもと使用を進める	後発医薬品について周知し、受診患者に説明のもと使用を進める
歯科診療の体制の見直し		週5日から3日に削減	週5日から3日に削減	中部縦貫自動車道（荒島IC－九頭竜IC間）供用開始に伴い、11月末日に歯科診療終了	【診療終了】	
目標値	後発医薬品の割合	80%以上	85%以上	90%以上	90%以上	90%以上
実績値		89%	90%	90%	95%	97%

【取組４－３ 和泉診療所事業特別会計の健全運営】

本取組は、和泉診療所事業特別会計について、安定的な診療体制の維持と収支バランスの確保を図り、地域住民に必要な医療サービスを継続的に提供することを目的として実施したものである。和泉地域は中山間地域に位置し、民間医療機関による医療提供が困難な地域であることから、診療所は地域住民の生命と健康を支える重要な医療拠点としての役割を担っており、その安定的な運営は地域の安全・安心を確保する上で重要な取組として位置付けられる。

取組内容としては、へき地医療に係る補助制度を活用しながら、生化学分析装置や内視鏡ファイバースコープなどの医療機器を計画的に更新し、診療環境の維持向上を図った。また、後発医薬品の利用促進や適正な薬剤管理を進めることで、医療の質を維持しながら経費の抑制に取り組んだ。さらに、地域の人口動態や受診状況を踏まえ、診療体制の見直しや必要な運営改善を行うなど、地域の実情に応じた診療所運営に努めた。

目標値と実績値の推移を見ると、後発医薬品の利用率は計画期間を通じて高い水準を維持し、最終年度には９７％となり、目標である９０％を大きく上回った。また、医療機器についても計画的な更新が進められ、安定した診療体制の維持につながった。一方で、人口減少や高齢化の進行に伴い受診者数は減少傾向にあり、診療収入の増加には結び付きにくい状況が続いた。なお、歯科診療については、利用者数の減少や交通インフラの変化などを踏まえ、令和５年１１月末をもって終了した。

これらの実績から、本取組は、計画期間を通じて地域医療の提供体制を維持し、住民が安心して医療サービスを受けられる環境を確保した点において大きな成果を上げたと評価できる。特に、医療機器の計画的な更新や後発医薬品の利用促進により、診療体制の維持と経費削減の両立を図ったことは、限られた財源の中で効率的な運営を進める上で有効であった。また、医師や医療従事者の確保、施設の維持管理など多面的な課題に対応しながら診療体制を維持したことは、へき地医療を支える取組として高く評価できる。

一方で、人口減少や高齢化の進行により受診者数の減少が続いており、診療収入の増加が見込みにくい状況にある。また、人件費や施設維持費などの固定的経費の割合が高く、診療所事業の性質上、収支均衡の確保が困難な状況が続いている。このため、診療所事業単独での収支均衡の確保は難しく、一般会計からの繰入金に依存する構造は解消されておらず、財政面における持続可能性の確保が課題となっている。加えて、地域医療を取り巻く環境や住民ニーズの変化への対応も求められている。

また、本取組の目的は収支改善そのものではなく、地域の実情に応じた医療サービスを継続的に提供することにある。そのため、受診状況や疾病構造の変化を把握しながら、診療所に求められる機能や役割を整理し、効率的かつ効果的な運営につなげていくことが重要である。さらに、地域包括ケアシステムや高齢者福祉施策との連携を強化し、予防・健康づくりの視点を含めた地域医療体制の充実を図る必要がある。

今後は、地域医療の確保を最優先としながら、初期医療やかかりつけ医機能の充実を図り、地域の実情に応じた診療所運営を進める必要がある。また、訪問診療や健康相談など、地域包括ケアと連携した機能の充実についても検討を進めることが重要である。さらに、診療報酬の適正確保や業務効率化、運営体制の見直しを進めながら、持続可能な運営体制の構築を図る必要がある。

以上のことから、本取組は、和泉地域における医療提供体制を維持し、地域医療の継続という重要な成果を上げたと評価できる。一方で、人口減少や受診者数の減少に伴う収支構造上の課題は依然として大きく、財政的な持続可能性の確保に向けた取組を継続していく必要がある。今後は、診療所の役割を踏まえた運営の最適化と効率化を進めるとともに、地域包括ケアや高齢者施策との連携を強化することで、地域の実情に即した持続可能な地域医療体制の構築につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	普通徴収の後期高齢者医療保険料（現年度分）の収納率を98.50%以上にします
--------------	--

（取組の方向性） ・普通徴収の保険料については、口座振替の促進等により収納率向上を図る。 ・現年度分保険料の年度内の収納を促進し、滞納繰越分となる保険料を減らす。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、医療費の適正化に取組む。	（これまでの取組・現状） ・システムの改修等により令和2年度から後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストアでの納付が可能となった。 ・年金支給月に合わせて、滞納者への電話や訪問などにより後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めている。 ・元年度保険料収納率：98.16%（普通徴収現年度分） ・2年度保険料収納率：98.64%（普通徴収現年度分）
--	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
口座振替の促進や電話・訪問などによる後期高齢者医療保険料の収納		収納対策の実施 【年金支給月及び年度末に臨戸訪問等を実施】	収納対策の実施 【年金支給月及び年度末に臨戸訪問等を実施】	収納対策の実施 【年金支給月の個別訪問等を実施】	収納対策の実施 【年金支給月の個別訪問等を実施】	収納対策の実施 【年金支給月の個別訪問等を実施】
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施			【健康長寿課との会議と福井県後期高齢者医療広域連合を交えた会議を計4回開催した。	【保健対策推進協議会で事業内容を協議し、基本的方針を策定（健康長寿課）】（R6.4から実施）	事業実施 【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施 ・フレイル予防の推進 ・ハイリスク高齢者の重症化予防支援】	事業実施 【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施 ・フレイル予防の推進 （出前講座13回、イベント1回） ・ハイリスク高齢者を対象とした講座の実施1クール（2回）
目標値	普通徴収の保険料（現年度分）の収納率	98.20%以上	98.25%以上	98.30%以上	98.40%以上	98.50%以上
実績値		98.90%	98.81%	99.75%	99.63%	99.30%

【取組４－４ 後期高齢者医療特別会計の健全運営】

本取組は、後期高齢者医療特別会計において、保険料の適正な徴収と安定した制度運営を図り、高齢者が安心して医療サービスを受けられる環境を維持することを目的として実施したものである。後期高齢者医療制度は広域連合を主体として運営される一方、市は保険料徴収や窓口業務など重要な役割を担っており、本取組は制度全体の安定運営を支える基盤的な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、普通徴収による後期高齢者医療保険料（現年度分）の収納率については、目標である９８．５０％以上に対し、計画期間を通じて高い水準を維持しており、最終年度には９９．３０％となるなど、目標を上回る成果を達成した。こうした実績から、保険料収納に係る取組が着実に機能し、安定した財源確保につながったことがうかがえる。

取組内容としては、口座振替の推進や納付環境の整備に加え、督促や催告の適切な実施、個別訪問や電話連絡による納付勧奨など、きめ細かな収納対策を継続的に実施した。また、健康長寿課や後期高齢者医療広域連合と連携し、フレイル予防や重症化予防支援など保健事業と介護予防事業の一体的実施を進めた。さらに、コンビニ納付や口座振替の利用促進を図ることで、高齢者が納付しやすい環境整備にも取り組んだ。

これらの実績から、本取組は、保険料収納率の高水準の維持と安定した制度運営の確保に一定の成果を上げたと評価できる。特に、収納率が計画期間を通じて高水準で推移したことは、安定した財源確保に寄与するとともに、制度運営の健全性確保につながる成果である。また、口座振替やコンビニ納付の普及、きめ細かな個別対応により、滞納の抑制や収納率向上が図られたことに加え、保健事業と介護予防の一体的実施により、医療費適正化に向けた取組も進められた。さらに、高額療養費支給事務や窓口業務についても適切に実施され、安定した制度運営が維持された。

一方で、被保険者数の増加や医療費の増加が続いており、制度全体の負担は今後も増大することが見込まれる。高齢化の進行に伴い医療需要が高まる中、保険料収納率の維持だけでは制度の持続可能性を確保することは難しく、医療費適正化に向けた取組を一層強化していく必要がある。また、高齢者の所得状況や生活実態に十分配慮しながら、適正な保険料徴収と制度の持続可能性の確保を両立していくことも重要な課題である。

さらに、本制度は広域連合による運営が基本となるため、市単独で対応できる範囲には限界がある。このため、制度改正や運営方針の変更に適切に対応するとともに、広域連合との連携を強化しながら課題解決に取り組む必要がある。また、医療費や収納状況に関するデータ分析を進め、実態に即した施策や業務改善につなげていく視点も求められる。

今後は、保険料収納率の維持・向上に向けて、口座振替や各種決済手段の利用促進など納付環境の充実を図るとともに、高齢者の生活状況に配慮した納付相談や分割納付への対応を継続する必要がある。また、健康寿命の延伸や介護予防施策との連携を強化し、フレイル予防や重症化予防を通じた医療費適正化を進めることが重要である。さらに、保険料収納状況や医療費動向の分析を行い、ＥＢＰＭの視点に基づく効果的な事業推進と業務改善につなげていく必要がある。

以上のことから、本取組は、保険料収納率の高水準の維持と安定した事務運営により、後期高齢者医療制度の円滑な運営に寄与したと評価できる。一方で、被保険者数の増加や医療費の増大といった構造的課題は依然として大きく、今後は収納対策と予防施策、業務改善を一体的に進めることで、持続可能な制度運営の確立につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標） 介護需要の将来推計を踏まえ、介護予防施策の推進と財政基盤の安定化を行います

（取組の方向性） ・団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年を視野に入れて介護需要を予測し、3年を1期とする介護保険事業計画を策定する。その際には、介護保険給付費準備基金残高の目標値を、5,000万円以上（介護給付費の第1号被保険者負担割合の約5%）とした上で介護保険料を見直す。 ・介護予防や高齢者の生きがいと健康づくりに取組み、要介護認定率の上昇を抑える。	（これまでの取組・現状） ・3年を1期とする介護保険事業計画策定時には、介護保険料の見直しを行い、令和2年度には、令和3～5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画を策定し、適正な保険料を算定した。 ・高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するため、社会参加の促進を図るなど、要介護認定率の上昇を抑えるよう努めてきた。 ・令和元年度介護給付費準備基金積立残高 2億2,655万円
--	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の見直し		・第8期介護保険事業計画開始（～令和5年度） ・計画の進捗管理	・計画の進捗管理	・計画の進捗管理 ・第9期介護保険事業計画の策定、基金の取崩しの検討及び介護保険料の見直し 【5月29日 第1回計画策定委員会開催】 【9月4日 第2回計画策定委員会開催】 【1月15日 第3回計画策定委員会開催】 【2月1日～15日 パブリックコメント実施】 【2月22日 第4回計画策定委員会開催】 【3月27日 庁議にて策定】	・第9期介護保険事業計画開始（～令和8年度） ・計画の進捗管理	・計画の進捗管理
介護予防、高齢者の生きがいと健康づくりの充実		フレイル予防 高齢者交流活動の充実	フレイル予防 【フレイルチェック2ヶ所 48人参加】 【フレイル予防ミニ講座10ヶ所 97人参加】 高齢者交流活動の充実 【登録サロン62ヶ所ほか 合計95ヶ所で活動】	フレイル予防 【フレイルチェック 0回】 【フレイル予防ミニ講座18ヶ所 264人参加】 【簡易フレイルチェック（イベント）1回 120人参加】 高齢者交流活動の充実 【登録サロン61ヶ所ほか 合計77ヶ所で活動】	フレイル予防 【フレイルチェック 0回】 【フレイル予防ミニ講座12ヶ所 145人参加】 【簡易フレイルチェック（イベント）1回 45人参加】 高齢者交流活動の充実 【登録サロン62ヶ所ほか 合計85ヶ所で活動】	フレイル予防 【フレイル予防ミニ講座15ヶ所、 簡易フレイルチェック（イベント）2回】 高齢者交流活動の充実 【登録サロン60ヶ所ほか 合計83ヶ所で活動】
目標値 実績値	介護給付費準備基金積立残高	5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上
		2億7,679万円	3億2,088万円	3億3,166万円	3億721万円	2億6,581万円

【取組４－５ 介護保険事業特別会計の健全運営】

本取組は、介護保険事業特別会計の安定的かつ持続可能な運営を図ることを目的として、介護給付費の適正化と財政基盤の安定化を推進したものである。高齢化の進行に伴い介護需要の増加が見込まれる中、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営するためには、安定した財源確保と給付の適正化が不可欠であり、本取組は地域包括ケアシステムを支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、介護給付費準備基金残高については、計画期間を通じて目標値を上回る水準を維持した。これは、介護予防・健康づくりの推進を含めた介護保険事業の適正な運営と介護保険料の収納率が安定した水準を維持したことによるもので、財政運営の安定化が図られた。

取組内容としては、介護保険料の収納対策を継続するとともに、介護予防事業や地域支援事業を推進し、要介護状態の重度化防止や健康寿命の延伸に取り組んだ。また、介護保険事業計画の策定及び進捗管理を通じて将来の介護需要を見据えた制度運営を進めるとともに、適切な給付管理や認定事務を実施し、制度の安定運営に努めた。

これらの実績から、本取組は、介護保険制度の安定的な運営と財政基盤の維持に一定の成果を上げたと評価できる。特に、収納率の維持による安定した財源確保に加え、介護予防事業に取り組んだことにより、給付費準備基金を一定水準以上確保したことは、将来的な財政負担への備えとして重要な成果である。また、介護予防事業や地域支援事業の継続的な実施により、高齢者の自立支援や重度化防止に向けた基盤整備が進められたことも評価できる。

一方で、高齢化率や要介護認定率の増加、給付単価の高い施設・居住系サービス利用の増加に伴い、介護給付費は横ばいで推移しており、制度運営には高齢化の進展に加え、単身高齢者世帯の増加など構造的な支出増加要因が存在している。単年度の収支は基金を計画的に活用しながら運営されているものの、中長期的には財政負担の増大が懸念されており、給付費の伸びを抑制するための継続した取組が求められる。また、介護保険料収納や給付適正化の取組は進められているものの、医療・福祉・予防分野との連携強化については引き続き課題が残る。

さらに、給付費の増減要因やサービス利用状況の分析結果を施策に反映し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を持続的に確保することが重要である。そのため、介護予防や生活支援を含めた総合的な視点による制度運営が重要である。また、介護人材の確保やサービス提供事業者との連携強化についても継続的な対応が必要である。

今後は、介護保険料収納率の維持・向上に向けた取組を継続するとともに、地域包括ケアシステムの推進と連動し、フレイル予防や生活習慣改善、通いの場の充実など介護予防施策を強化することで、将来的な給付費の抑制につなげることが重要である。さらに、給付データや認定情報、サービス利用状況の分析を進め、地域ごとの課題やニーズに応じた施策展開を図るとともに、介護人材の確保と事業者との連携強化により、持続可能なサービス提供体制の構築を進める必要がある。

以上のことから、本取組は、介護保険制度の安定的な運営と財政基盤の維持に一定の成果を上げた一方で、高齢化の進行に伴う給付費の増加や介護人材の確保などの課題が残されている。今後は、保険料収納、給付適正化及び介護予防施策を一体的に推進するとともに、データ活用による効果的な制度運営を進めることで、持続可能な介護保険制度の確立につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	各事業の経営戦略に基づき、経営の効率化・安定化を行います
--------------	------------------------------

（取組の方向性） ・水道・簡易水道は、施設の統合や経営統合などを踏まえ、計画的に事業を進める。 ・公共下水道・農業集落排水処理施設は、計画的に施設の整備や更新などを行うとともに、公共下水道においては、水洗化率の向上を目指し加入促進を行う。 ・令和３年度に水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の経営戦略について５年毎の改定を行い、計画的かつ合理的な経営を継続する。 ・令和６年度に農業集落排水事業特別会計を公営企業会計に移行する。 ・新たに農業集落排水事業において、公共下水道への統合や処理区同士の統合、経営統合などを検討する。	（これまでの取組・現状） ・人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化などに伴う更新費用の増大により、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。 ・このような状況に対応すべく、水道及び簡易水道事業においては、令和２年度に大野市営水道事業基本計画を策定、公共下水道及び農業集落排水事業においては、平成２９年度以降、大野市汚水処理施設整備構想の改定、大野市公共下水道ストックマネジメント計画、大野市農業集落排水事業最適整備構想を策定した。 ・各事業を継続的に運営するため、平成２８年度に各事業において公営企業の中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定した。 ・令和２年度には、簡易水道事業、公共下水道事業が公営企業会計に移行し、経営戦略に活用できるコスト情報（費用）やストック情報（資本）の把握が可能となった。 ・上水道有収率：７０．０％、公共下水道整備率：７３．１％、水洗化率：４４．１％（いずれも令和元年度）
--	--

取組内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
経営戦略の改訂		改訂 【令和４年３月改訂】				
大野市営水道事業基本計画の推進		・上水道変更認可 【令和４年３月完了】 ・計画的な統合、施設更新 【地元調整完了(木本)】	計画的な統合、施設更新 【地元説明に向けて課題を整理中（富田地区）】 料金改定 【段階的な料金改定（木本）】	計画的な統合、施設更新 【１１月に富田区長会説明済、個別に地区説明会を開始（富田４地区）】 【取水施設詳細設計完了(木本)】	計画的な統合、施設更新 【地元説明会（富田４地区）】 【さく井工事（木本）】	計画的な統合、施設更新 【変更認可および機械設備・送水管工事（木本）】
公営企業適用推進事業の実施（農業集落排水事業）		固定資産調査・評価業務の実施 【管路施設の調査完了】	固定資産調査・評価業務の実施、条例改正・システム導入の準備作業 【公営企業会計移行業務を業者に委託（８月）】 【固定資産調査完了】	固定資産データの登録、条例改正、システム導入 【固定資産データの登録、条例改正、システム導入を実施し、企業会計への移行完了】	【取組なし：令和５年度に移行完了】	
公共下水道と農業集落排水処理施設の統合、処理施設同士の統合や経営統合などの検討		処理施設の統合の検討 処理施設の統合計画の策定 【令和４年３月 大野市汚水処理施設最適化計画策定】	処理施設の統合の検討、地元説明 【地元説明に向けて課題を整理中】	汚水処理整備構想、下水道全体計画の見直し、地元説明 【方針の地元説明を実施】	処理施設の統合、地元説明及び合意完了 量水器の設置開始、減量適用補助制度の創設 【地元との合意形成完了】	都市計画決定、下水道法・都市計画法の事業認可変更手続き 地元説明及び量水器の設置 減量適用補助制度による助成 【各種下水道計画の変更】 【量水器設置（Ｒ９まで）】
目標値	上水道有収率	７１．０％以上	７１．５％以上	７２．０％以上	７２．５％以上	７３．０％以上
実績値		６６．４％	６９．３％	６２．５％	６８．６％	６７．６％
目標値	公共下水道整備率	７８．０％以上	８３．０％以上	８８．０％以上	９３．０％以上	９８．０％以上
実績値		７７．５％	８０．５％	８１．８％ ※国庫補助金の内示額が少なかったため	８３．１％	８４．４％

目標値		46.7%以上	48.0%以上	49.4%以上	50.9%以上	52.4%以上
実績値	水洗化率（処理区域内）	46.8%	47.9%	49.4%	49.9%	51.4%

【取組４－６ 公営企業会計の健全運営】

本取組は、水道事業及び下水道事業などの公営企業会計について、経営の健全性と持続可能性を確保し、市民生活に不可欠なライフラインを安定的に提供することを目的として実施したものである。人口減少や施設の老朽化が進行する中、公営企業にはサービス水準の維持と経営の効率化を両立することが求められており、本取組は将来にわたり安定した事業運営を支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、経営戦略や各種計画に基づき、施設の更新や統合、経営改善策を計画的に進め、健全な経営基盤の確保に向けた取組を進めた。また、料金収入については人口減少等の影響により大きな伸びは見られなかったものの、適正な料金徴収や滞納対策に取り組むことで必要な財源の確保に努めた。一方で、上水道有収率、公共下水道整備率及び水洗化率はいずれも向上が見られたものの、最終目標の達成には至らなかった。

取組内容としては、公営企業会計への移行を進めるとともに、経営戦略の見直しや施設の統合・更新を計画的に実施した。また、事業運営に必要な収入確保に向けた収納対策を継続しながら、老朽化した施設の更新や維持管理を進め、安全で安定したサービス提供体制の維持に努めた。加えて、経営状況の把握や将来推計を行いながら、中長期的な視点による事業運営を推進した。

これらの実績から、本取組は、公営企業会計の安定的な運営と経営基盤の強化に一定の成果を上げたと評価できる。特に、公営企業会計への移行によりコスト情報や資産情報をより正確に把握できるようになり、経営の透明性向上と計画的な事業運営につながった。また、施設更新や統合を進めながら、安定した事業運営に努め、市民生活に必要なインフラサービスを継続的に提供できたことは大きな成果である。さらに、下水道整備の推進により生活環境の向上や公衆衛生の確保にも寄与した。

一方で、公営企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、施設の老朽化に伴う更新需要の増加や人口減少による料金収入の減少など、構造的な課題が顕在化している。加えて、維持管理費や人件費などの固定的経費が経営を圧迫する要因となっており、将来的な財政負担の増加が懸念される。また、専門的な知識や技術を有する人材の確保と技能継承についても重要な課題となっている。

さらに、経営状況や施設投資の効果に関するデータは蓄積されているものの、その分析結果が投資の優先順位付けや経営改善に十分活用されているとは言えない。本取組の目的は収支の均衡を維持することにとどまらず、将来にわたり安定したサービスを継続的に提供することであるため、投資計画や維持管理方針をより戦略的に検討していく必要がある。また、事業の効率化や広域連携の可能性についても引き続き検討を進めることが求められる。

今後は、中長期的な経営見通しに基づき、施設更新や耐震化を計画的に進めるとともに、長寿命化対策を推進することで財政負担の平準化と効率的な投資を図る必要がある。また、広域連携や民間事業者の知見活用により運営体制の効率化を進めるほか、料金徴収や施設管理業務の効率化を図りながら安定した財源の確保に努めることが重要である。さらに、運営データの分析やEBPMの考え方を取り入れ、経営状況を的確に把握した上で、持続可能な事業運営につなげていく必要がある。

以上のことから、本取組は、公営企業会計の健全な運営に向けた取組を進め、安定したインフラサービスの提供に一定の成果を上げた一方で、人口減少や施設老朽化に伴う収支課題に加え、上水道有収率や下水道整備率、水洗化率の向上など成果指標に関する課題も残されている。今後は、計画的な施設投資、業務の効率化及び運営体制の強化を一体的に進めることで、持続可能な公営企業経営の確立と市民サービスの安定的な提供につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	財政調整基金の残高を20億円以上にします
--------------	----------------------

（取組の方向性） ・当初予算における財政調整基金の繰入金を出来る限り抑え、財政調整基金を積み増しする。 ・市債発行額を償還元金以内に抑える。 ・将来負担比率など財政指標を注視し、財政の健全性を堅持する。	（これまでの取組・現状） ・令和元年度以降、2年連続で当初予算における財政調整基金の繰入金を減少させた。令和元年度は、財政調整基金を約1億円積み増した。 ・平成28年度以降、市債発行額を抑え、市債現在高は4年連続で減少している。 ・財政調整基金残高16億4,183万円、将来負担比率48.5%（いずれも令和元年度）
--	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
財政調整基金の積み増し		財政調整基金を積み増しする 【4億2,250万円 積み増した】	財政調整基金を積み増しする 【3,013万円を積み増した 】	財政調整基金を積み増しする 【703万円残高が減少した】	財政調整基金を積み増しする 【5,471万円残高が減少した 】	財政調整基金を積み増しする 【1億8,713万円 残高が減少した】
市債発行額の抑制		償還元金の額以下に抑える 【発行額11億4,520万円 償還元金額19億6,829万円 】	償還元金の額以下に抑える 【発行額10億5,350万円 償還元金額18億6,213万円 】	償還元金の額以下に抑える 【発行額19億5,440万円 償還元金額18億3,093万 円】	償還元金の額以下に抑える 【発行額36億7,020万円 償還元金額18億1,032万円 】	償還元金の額以下に抑える 【発行額27億6,230万円 償還元金額18億2,265万円】
目標値	財政調整基金残高	17億6千万円以上	18億2千万円以上	18億8千万円以上	19億4千万円以上	20億円以上
実績値		22億2,970万円	22億5,982万円	22億5,279万円	21億9,808万円	20億1,095万円
目標値	将来負担比率	47.5%以下	47.0%以下	46.5%以下	46.0%以下	45.5%以下
実績値		23.3%	15.7%	17.0%	12.6%	R8年9月に確定

【取組４－７ 基金の確保と市債発行額の抑制】

本取組は、財政調整基金の残高確保と市債発行額の適正管理を通じて、将来負担の軽減と財政の健全性維持を図ることを目的として実施したものである。人口減少や税収の伸び悩みが見込まれる中、安定した行政サービスの提供と持続可能な財政運営を実現するためには、将来を見据えた財政基盤の強化が不可欠であり、本取組は将来にわたり安定した財政運営を支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、財政調整基金残高については計画期間を通じて一定水準の確保が図られ、最終年度である令和７年度には２０億１，０９５万円となり、期間内の目標である２０億円以上を達成した。また、市債については、借入額をなるべく抑制し、原則として交付税措置のある有利な市債を借り入れる方針としているため、将来の実質的な財政負担の抑制につながっており、計画期間内の将来負担比率は目標値を大幅に下回る水準で推移している（なお、市町村における将来負担比率の早期健全化基準は３５０％）。

基金残高の確保と市債残高の抑制は、いずれも財政の安定性を評価する上で重要な視点であり、どちらか一方ではなく両者を総合的に見ながら管理していくことが重要である。この点において、目標である財政調整基金残高２０億円以上を確保しつつ、将来負担比率についても低水準で推移していることから、財政の安定性維持に一定の成果を上げたと評価できる。

今後も、中長期的な財政見通しを踏まえ、基金と市債の均衡に留意しつつ、事業の選択と集中、財源の確保に取り組むことで持続可能な財政基盤の確立に努めていく。

GOAL（期間内の目標）	返礼品の新規開拓を行い、ふるさと納税の年間寄附金額を200%以上とします
--------------	--------------------------------------

（取組の方向性） ・継続して市内事業者への働きかけを行うことより、返礼品及び返礼品提供事業者の新規開拓を進める。 ・市の観光や物産情報と合わせて、ふるさと納税返礼品の情報発信を行う（特にふるさと納税寄附者に継続して応援してもらえるよう情報発信を行う）。 ・ガバメント・クラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用し、必要な資金を調達する。	（これまでの取組・現状） ・随時、市内事業者へ市内事業者への働き掛けを行っており、返礼品及び返礼品提供事業者を増やしている。 ・市のブランド（観光、物産）情報と合わせて、ふるさと納税返礼品の情報発信を随時行っている。 ・ふるさと納税寄附件数・寄附額 令和元年度　2,340件、4,808万円 令和2年度　3,316件、7,269万円
---	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
返礼品及び返礼品提供事業者の新規開拓		市内事業者への働きかけ 【新規事業者18件、新規返礼品124品】	市内事業者への働きかけ 【新規事業者15件、新規返礼品248品】	市内事業者への働きかけ 【新規事業者13件、新規返礼品181品】	市内事業者への働きかけ 【新規事業者8件、新規返礼品145品】	市内事業者への働きかけ 【新規事業者4件、新規返礼品83品】
市のブランドと合わせた、ふるさと納税返礼品の情報発信		メルマガ定期配信	メルマガ定期配信	メルマガ定期配信	メルマガ定期配信	メルマガ定期配信
ガバメント・クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用		庁内各課との連携による企画立案・実施 【企業版ふるさと納税実績 1件1,000万円】	庁内各課との連携による企画立案・実施 【企業版ふるさと納税マッチング支援業務を委託】 【企業版ふるさと納税実績 1件100万円】	ガバメント・クラウドファンディングを活用した補助事業で3団体を支援 （寄附総額： 3,438,000円 補助金交付額： 2,870,730円） 企業版ふるさと納税実績　6件 8,825,990円 （うち物納3件 5,325,990円）	ガバメント・クラウドファンディングを活用した補助事業で2団体を支援 （寄附総額： 2,301,800円 補助金交付額： 1,922,003円） 企業版ふるさと納税実績　4件 9,082,700円 （うち物納1件 2,582,700円）	庁内各課との連携による企画立案・実施 企業版ふるさと納税実績　5件 27,364,800円 （うち物納1件 364,800円）
目標値	ふるさと納税年間寄附金額	7,420万円以上	1億円以上	1億4,000万円以上	1億7,500万円以上	2億1,500万円以上
実績値		8,018万円	1億1,900万円	1億8,653万円	2億7,649万円	2億9,674万円
目標値	ガバメント・クラウドファンディングなどの年間実施件数	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上
実績値		企業版ふるさと納税1件	企業版ふるさと納税1件	ガバメント・クラウドファンディング　5件 （越美北線ラッピング、名水マラソン、団体活動支援3件） 企業版ふるさと納税　6件	ガバメント・クラウドファンディング　2件（団体活動支援2件） 企業版ふるさと納税　5件	ガバメント・クラウドファンディング 1件（団体活動支援） 企業版ふるさと納税　5件

【取組４－８ ふるさと納税やクラウドファンディングの活用】

本取組は、ふるさと納税制度やクラウドファンディングを活用し、寄附金の獲得による財源確保を図るとともに、本市の魅力発信や関係人口の創出につなげることを目的として実施したものである。人口減少や税収の伸び悩みが見込まれる中、多様な財源を確保しながら地域資源の発信や地域経済の活性化を進めることは、持続可能な行政運営を実現する上で重要な取組として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、ふるさと納税による寄附金額は計画期間を通じて増加傾向で推移し、最終年度には２億９，６７４万円となり、目標値である２億１，５００万円を大きく上回る結果となった。また、返礼品の新規開拓についても継続的に取り組み、新規事業者や新規返礼品の確保を進めたほか、ガバメント・クラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用することで、特定事業への資金確保や地域団体等の活動支援にも取り組んだ。

取組内容としては、市内事業者への働きかけによる返礼品の充実や新規事業者の開拓を進めるとともに、ポータルサイトの活用や寄附者へのメール配信などを通じて効果的な情報発信を実施した。また、ガバメント・クラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用し、通常の財源のみでは実施が困難な事業への資金調達を図るなど、多様な手法を組み合わせながら寄附の獲得に取り組んだ。

これらの実績から、本取組は、寄附金額の増加による財源確保と本市の魅力発信において一定の成果を上げたと評価できる。特に、ふるさと納税寄附額が目標を大きく上回ったことは、財源の多様化と自主財源の確保に大きく寄与したものであり、厳しい財政環境の中において重要な成果である。また、返礼品の充実や情報発信の工夫により、本市の特産品や地域資源を広く発信する機会の拡大が図られ、市内事業者の販路拡大につながる取組としても一定の意義があった。さらに、ガバメント・クラウドファンディングを活用した取組は、地域課題の解決や特色ある事業への共感を通じた資金調達につながり、本市の新たな財源確保手法として一定の成果を上げた。

一方で、寄附額の更なる拡大や安定的な確保という観点では、全国的な自治体間競争の激化に加え、返礼品に依存する傾向が課題となっている。また、寄附額の増加を持続的なものとするためには、寄附者との継続的な関係構築やリピーター確保の仕組みについても強化が必要であり、単発の寄附にとどまるケースも多い。

さらに、本取組の目的は寄附金額を増やすことだけではなく、本市と寄附者とのつながりを深め、関係人口の創出や地域活性化につなげることにある。そのためには、寄附者属性や返礼品の選択傾向などのデータ分析を行い、寄附者ニーズに応じた返礼品開発や情報発信を進める必要がある。また、寄附をきっかけとして観光や地域産業への関心を高め、来訪や継続的な関わりにつなげていく視点も重要である。

今後は、地域資源や物語性を生かした返礼品の開発や体験型返礼品の充実により、他自治体との差別化を図る必要がある。また、観光振興や地域産業の活性化と連動しながら寄附者との継続的な関係構築を進め、関係人口の創出や地域への誘客につなげていくことが重要である。さらに、ガバメント・クラウドファンディングについては、地域課題の解決や特色ある施策と結び付いたプロジェクトにおいて積極的に活用を検討し、効果的な情報発信を行うことで、寄附機会の拡大と共感の輪の拡大を図る必要がある。

以上のことから、本取組は、ふるさと納税やガバメント・クラウドファンディング、企業版ふるさと納税の活用により、財源確保と魅力発信の両面で大きな成果を上げたと評価できる。一方で、寄附の継続性や関係人口の創出、自治体間競争への対応などの課題も残されている。今後は、返礼品戦略の強化、寄附者ニーズを踏まえた情報発信及び関係人口の創出を一体的に進めることで、持続可能な地域活性化と安定した財源確保につなげていく必要がある。

〔関連がある取組…No.3－1、No.4－10〕

GOAL（期間内の目標）	RPAなどの導入により、300時間以上の業務時間を削減します
--------------	--------------------------------

（取組の方向性） ・現在運用されている庁内システム（基幹系以外）において、財務会計システムを中心とした連携を検討し、業務効率化を進める。 ・国はデジタル改革の一つとして、基幹系システムの標準化（共通化）への移行を進めており、本市においても、システム経費の軽減のため、標準化を進める。また、併せて広域でのクラウド利用を検討する。 ・ICTを活用したRPAなどの導入効果を検証し、業務効率化のため必要なシステム導入を進める。	（これまでの取組・現状） ・財務会計システムに、出退勤管理や時間外申請機能を加えた。 ・財務会計やグループウェアなど全庁的なシステムのほか、各部署において、単独で設置しているシステムも多く運用されている。 ・税や住基など基幹系システムの広域でのクラウド利用が進んでいるが、本市は単独クラウドを使用している。 ・令和2年度より、RPA（パソコンによる定型業務などの自動処理化）の試験導入を行っている。（4業務）
---	--

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庁内システム連携による効率化		システム連携の検討	システム連携の検討	システム連携の検討	システム連携の準備 【財務会計システム更新に合わせて、新たに文書管理システム、電子決裁システムを導入した（令和7年4月本稼働）】	財務会計システム更新に合わせた導入・整備
基幹系システムの標準化			標準化の検討 【標準化の検討を進めた】	標準化の検討 広域クラウドの利用検討	標準化の準備	標準化完了
電子決裁システムの導入				システムの検討 【令和6年度導入（令和7年度稼働）に向けて財務、文書管理と併せて電子決裁システムのデモを実施した】	システムの検討 【システム導入】 【財務会計システム更新に合わせて、新たに文書管理システム、電子決裁システムを導入した（令和7年4月本稼働）】	導入 【システム本稼働】
RPAの導入		試験導入（2業務追加） 検証	【R3検証の結果、導入見送り】	－	－	－
会議録作成支援システムの導入		導入（同時に検証）		【システム利用件数 238件】	【システム利用件数 214件】	
目標値	RPA、会議録作成支援システムの導入による削減時間（推計による）	100時間以上	150時間以上	200時間以上	250時間以上	300時間以上
実績値		80時間	約190時間	約201時間	約198時間	約200時間

【取組４－９ 行政事務のデジタル化推進】

本取組は、行政事務にデジタル技術を積極的に導入し、業務の効率化や生産性の向上を図ることで、限られた人的資源の中でも質の高い行政サービスを持続的に提供することを目的として実施したものである。人口減少や職員数の制約が進む中、従来の業務手法を見直し、省力化と業務の高度化を推進することは、本市が進めるDXの重要な柱であり、持続可能な行政運営を支える基盤整備として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、行政事務のデジタル化は計画期間を通じて着実に進展した。財務会計システムを中心とした庁内システム連携の検討や基幹系システムの標準化・共通化への対応を進めるとともに、財務会計システムの更新に合わせて文書管理システム及び電子決裁システムを導入し、令和７年度から本格運用を開始した。また、会議録作成支援システムの活用などにより、業務時間の削減実績は、令和４年度以降、年間約２００時間で推移しており、最終目標である年間３００時間以上には達しなかったものの、一定水準の削減実績が継続して確認された。

取組内容としては、庁内システムの連携強化や電子決裁の導入に加え、国が進める自治体情報システム標準化への対応を進めた。また、会議録作成支援システムの活用を進めるとともに、グループウェアやオンライン会議、M i c r o s o f t 3 6 5等の活用による情報共有の効率化やペーパーレス化にも取り組んだ。さらに、市民向けオンライン手続や各種デジタルサービスとの連携により、内部事務の処理方法の見直しを進めた。

これらの実績から、本取組は、電子決裁や文書管理の電子化、クラウドサービス等の活用を通じて、事務処理や情報共有の効率化に向けた環境整備を進めた点で、一定の成果があったものと評価できる。また、オンライン会議を活用し、時間や場所にとらわれない業務環境の整備を進めるとともに、会議録作成支援システムを活用して定型業務の省力化に取り組んだ。

一方で、デジタル技術を導入するだけでなく、整備したシステムを実際の業務の効率化に結び付けていく視点が重要となる。

さらに、本取組の目的はシステムを導入すること自体ではなく、業務の効率化と行政サービスの質の向上を図ることにある。これまでに整備した電子決裁や文書管理等の環境を活用し、定型業務の省力化に加え、文書作成や情報整理等の業務支援へと活用範囲を広げていくことが重要である。

今後は、電子決裁や文書管理システムの定着を図るとともに、生成A Iなどを活用した文書作成、情報検索、要約等の業務支援を進め、業務効率化と生産性の向上につなげることが重要である。その際には、情報セキュリティや個人情報保護に十分配慮した運用ルールの整備と、職員への活用支援を併せて進めることが求められる。

以上のことから、本取組は、行政事務のデジタル化を着実に進め、継続的な業務時間の削減と事務処理の効率化に一定の成果を上げたと評価できる。また、電子決裁、文書管理、クラウドサービス等の導入・活用により、業務改革を進めるための環境整備も進んだ。これを踏まえ、生成A Iなどの新たな技術の活用も進めながら、さらなる業務効率化と行政サービスの質の向上につなげていく必要がある。

取組No.4－１０
行政事務のペーパーレス化

総務課

〔関連がある取組…No.3－１、No.4－９〕

GOAL（期間内の目標）	庁内の文書量を５０％以下にします
--------------	------------------

（取組の方向性） ・文書保存年限の見直しにより、ペーパーの総量自体を削減する。 ・導入済のグループウェア（庁内の情報共有のためのネットワークシステム）の機能を再検証し、容易なものから電子決裁を進め、順次対象を拡大する。 ・各種手続きのオンライン化を踏まえ、決裁事務の効率化を併せて検討する。	（これまでの取組・現状） ・ホームページの記事更新など一部電子決裁によるものがあるが、ペーパーによる決裁の割合は１００％に近い。 ・書庫の余裕がなく、特に永年保存文書の保管スペースが乏しい。 ・執務室内にたくさんの書類があり、検索に時間がかかることがある。
--	---

取組内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
文書保存年限の見直し		文書保存年限の検証 【保存文書量調査を実施し、現在の文書量を把握した。】	文書管理規程の改正（文書保存年限の見直し） 【文書保存年限について検討を進めた。】	【令和６年度文書管理システム導入（令和７年度稼働）に合わせて文書管理規程等を見直すこととした。】	【文書管理規程の改正】 【文書保存年限の見直し】 【文書管理システム導入に合わせて規程等の見直し（令和７年４月施行）】	文書管理規程全部改正（R7.4.1 施行） 文書保存年限改正（同上）
グループウェア機能の活用（電子決裁のスモールスタート）		ワークフロー機能などによる簡易決裁 【ワークフローの利用を開始した。】	ワークフロー機能などによる簡易決裁 【ワークフロー利用拡大を図った。】	ワークフロー機能などによる簡易決裁 【令和６年度電子決裁システム導入（令和７年度稼働）に伴い全業務について電子決裁とすることとした。】	ワークフロー機能などによる簡易決裁 【電子決裁システム導入（令和７年度本稼働予定）により、グループウェアのワークフロー機能は使用しないこととした】	【全業務電子決裁化】 【電子決裁システム導入に伴いグループウェアのワークフロー機能は使用しない】 【令和７年度文書から事務統合システム（文書管理、電子決裁等）本稼働※基本全ての文書について電子決裁化】
（再掲：取組No.4－９） 電子決裁システムの導入				システムの検討 【令和６年度電子決裁システムの導入（令和７年度稼働）に向けた検討を実施した。】	システムの検討 【電子決裁システム導入（令和７年４月本稼働）】	導入 【同上】
目標値	庁内の保存文書量（毎年６月時点）※図書以外	１００％（基準値）	９０％以下	８０％以下	７０％以下	５０％以下
実績値			９８％	９３.４５％	８７.２５％	８３.６３％

【取組４－１０ 行政事務のペーパーレス化】

本取組は、行政事務における紙媒体の使用削減を進め、文書の電子化と情報共有の効率化を図ることで、業務の効率化、コスト削減及び環境負荷の低減を実現することを目的として実施したものである。従来の紙中心の業務運用は、印刷や保管に係る経費の増加、情報共有の非効率化などの課題を抱えており、本取組はDX推進の基盤として、持続可能な行政運営を支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、庁内文書量の削減については計画期間を通じて着実に進展したものの、最終目標である「文書量５０％以下」の達成には至らなかった。一方で、電子決裁システムや文書管理システムの導入、会議資料の電子化などが進んだことにより、紙使用量は大幅に削減され、令和７年度時点では基準年度比８３．６３％となるなど、一定の成果が見られた。

取組内容としては、文書保存年限の見直しや文書管理規程の改正を行うとともに、グループウェアやワークフロー機能を活用した簡易決裁を推進した。また、文書管理システム及び電子決裁システムを導入し、令和７年度から本格運用を開始したほか、会議資料や内部文書の電子化、オンライン会議の活用などを進め、紙に依存しない業務運営への転換を図った。あわせて、文書管理システムの導入に合わせた運用ルールの見直しを行い、電子文書の活用環境整備を進めた。

これらの実績から、本取組は、紙使用量の削減や保管業務の効率化、印刷コストの抑制などに一定の成果を上げたと評価できる。特に、会議資料や内部文書の電子化が進んだことで、情報共有の迅速化や業務効率の向上につながった。また、オンライン会議の普及と連動し、紙資料を前提としない業務運用への移行が進みつつあることは、行政事務の効率化に向けた大きな成果である。さらに、各種手続の電子化や電子決裁の導入により、紙媒体を前提としない事務処理体制の構築が進み、DX推進の基盤強化にも寄与した。

一方で、紙使用削減の進捗には部署ごとの差が見られ、業務内容や従来からの慣行により紙媒体が依然として残る分野も存在している。また、法令上の要件や外部とのやり取りなどにより紙文書が必要なケースもあり、目標としていた文書量５０％以下の達成には至っておらず、依然として紙媒体に依存する業務も残されている。また、電子化が進む一方で、電子化された文書の管理方法や命名ルールが十分に統一されていない場合があり、検索性や共有性に課題が残るほか、紙削減によるコスト削減効果や業務時間短縮効果の把握が十分に行われていない点も課題である。

さらに、このような課題を踏まえると、本取組の目的は単なる紙使用量の削減ではなく、業務プロセス全体を見直し、より効率的な行政運営を実現することにある。そのためには、文書作成から決裁、保存、共有までの一連の流れを見直し、「紙を前提としない業務設計」へ転換していくことが重要である。また、電子化した文書や業務データを活用し、業務の見える化や継続的な改善につなげる視点も必要である。加えて、職員の業務習慣として紙媒体への依存が残る場面もあることから、意識改革や活用スキル向上に向けた取組も求められる。

今後は、電子決裁や文書管理システムの運用定着を図るとともに、文書管理ルールや電子文書の取扱い基準を統一し、全庁的に一貫した管理体制を構築する必要がある。また、業務プロセスそのものの見直しを進め、紙を使用しなくても完結できる業務の拡大を図ることが重要である。さらに、電子化による削減効果や業務改善効果を定量的に把握し、EBPMの考え方を取り入れながら継続的な改善につなげていく必要がある。加えて、職員研修や活用支援を充実させることで、組織全体としてペーパーレス化を定着させ、より効率的な行政運営を推進していくことが求められる。

以上のことから、本取組は、文書の電子化と紙使用量の削減に向けた環境整備を進めることで、業務効率化に一定の成果を上げたと評価できる。一方で、業務プロセス全体の見直しや運用ルールの統一、効果の可視化などの課題も残されている。今後は、目標未達となった要因を検証しながら、ペーパーレス化を単なる紙削減にとどめることなく、業務改革と一体的に推進することで、効率的で持続可能な行政運営の実現につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	P D C Aサイクルによる継続的改善を進め、施策評価における上位評価を20%以上とします
--------------	---

（取組の方向性） ・第六次大野市総合計画を効果的かつ効率的に推進していくため、これまでの評価方法を改善し、総合計画の推進体制を整備する。 ・施策や事業の取り組み効果を上げるため、「政策形成→予算編成→事業実施→評価」の仕組みを構築する。	（これまでの取組・現状） ・事業や施策の計画、実行、評価、改善のサイクルが十分に機能していなかった。 ・施策評価の事務処理の負担が大きかった。 ・施策評価と総合計画の進捗管理の実施主体が別々であった。 ・総合計画と総合戦略にそれぞれ会議体があり、整理が必要である。
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新しい施策評価の仕組みづくり		【総合計画・総合戦略推進会議を設置し、委員21名を委嘱（5月）】	【新しい施策評価の制度設計（4月～5月）】	－（令和4年度で完了）		
総合計画と総合戦略の進捗管理等（第六次）		【推進会議で中間時点の取組を報告・意見徴集（11月）】 【ごみ減量部会を3回開催し、市の取組の改善提案を取りまとめ（7～9月）】	【第1回推進会議で外部評価を依頼（6月）】 【第2回推進会議で評価結果を報告（8月）】 【評価報告書を公開（9月）】 【推進会議委員の意見を取り入れて総合計画評価報告書を作成】 【移住定住部会を3回開催し、移住活性化策を報告書に取りまとめ】	進捗管理（令和5年度） 評価（令和4年度） 【4～8月：庁内の内部評価に加え、総合計画・総合戦略推進会議による外部評価を実施】 【9月：総合計画評価報告書を公開】	進捗管理（令和6年度） 評価（令和5年度） 【4～8月：庁内の内部評価に加え、総合計画・総合戦略推進会議による外部評価を実施】 【9月：総合計画評価報告書を公開】	進捗管理（令和7年度） 評価（令和6年度） 【4～8月：庁内の内部評価に加え、総合計画・総合戦略推進会議による外部評価を実施】 【9月：総合計画評価報告書を公開】
総合計画と総合戦略の評価（第五次）		【推進会議で取組と成果を報告・意見徴集（5月）】	【第五次の評価は令和3年度で終了】	－（令和3年度で完了）		
目標値 実績値	前年度事業の施策評価における上位評価の割合	－	8%以上	10%以上	15%以上	20%以上
		－	16.7% （全24項目中のA評価の割合）	8.3% （全24項目中のA評価の割合）	29.2% （全24項目中のA評価の割合）	20.8% （全24項目中のA評価の割合）

【取組４－１１ 施策評価などによる行政事務の改善】

本取組は、各施策の実施状況や成果を客観的に評価し、その結果を行政運営や業務改善に反映させることで、効率的かつ効果的な行政運営を実現することを目的として実施したものである。限られた財源や人員の中で最大の成果を上げるためには、施策の進捗状況や効果を的確に把握し、継続的な改善につなげる仕組みが不可欠であり、本取組は行政改革や施策のＰＤＣＡサイクルを支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、行政改革推進プランや総合計画に基づき、各施策においてＫＰＩ（重要業績評価指標）や成果指標の設定と実績値の把握、年度ごとの進捗管理や評価が継続的に実施された。各取組については数値目標と実績を対比しながら評価が行われ、その結果を総括として整理することで、行政運営の見える化が一定程度進展した。また、評価結果を踏まえた事業の見直しや改善にも取り組み、ＰＤＣＡサイクルの基本的な仕組みは概ね定着した。

取組内容としては、行政改革推進プランや各種計画の進捗管理を実施するとともに、施策ごとのＫＰＩや成果指標を活用した評価を行った。また、各担当課において事業の実績や課題を整理し、施策評価の結果を次年度以降の事業展開や改善へ反映する取組を進めた。さらに、業務データや実績情報を活用した進捗把握を推進することで、従来の経験や慣例に依存した行政運営から、客観的な数値や成果に基づく行政運営への転換を図った。

これらの実績から、本取組は、施策評価の仕組みを継続的に運用し、行政運営の透明性向上と改善サイクルの定着に一定の成果を上げたと評価できる。特に、各施策の進捗や成果を定期的に把握し、その結果を公表することで、行政運営の見える化が進み、市民への説明責任の向上にもつながった。また、評価を通じて事業の課題や改善点を整理する機会が確保され、ＰＤＣＡサイクルに基づく継続的な改善を進める仕組みの定着が図られたことは大きな成果である。さらに、実績データを活用した進捗管理が進んだことで、施策運営における客観性の向上にも寄与した。

一方で、施策評価は実施されているものの、活動量や実施件数などの指標に偏る傾向があり、施策によって生み出された成果や効果との関連が必ずしも明確でない場合がある。

さらに、評価結果の庁内共有や横断的な活用の仕組みについても改善の余地がある。現在は個別施策ごとの評価にとどまる傾向があり、評価結果を行政運営の改善につなげることであるため、評価と改善をより密接に結び付ける仕組みづくりが求められる。

今後は、施策評価における要因分析を強化し、達成・未達成の結果だけでなく、その背景や要因を整理した上で次年度の施策の改善や資源配分によりつなげていく必要がある。加えて、職員の分析能力や評価結果を活用する能力の向上を図り、ＥＢＰＭの実践を支える人材育成を進めることも重要である。

以上のことから、本取組は、施策評価制度の運用定着とＰＤＣＡサイクルに基づく行政運営の推進という点で一定の成果を上げたと評価できる。今後は、評価と改善を一体的に運用した行政運営をより進めることで、限られた経営資源の中で最大の効果を発揮する持続可能な行政運営の実現につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）

人材育成基本方針に基づき、職員の意識改革と資質の向上を図り、組織の能力を最大限引き出します

（取組の方向性） ・ I T や A I の活用、稼ぐ力の向上、循環型社会への対応、住民主導の地域づくりの展開などができる専門性をもった職員を育成する。 ・ 大野市人材育成基本方針に基づき、次代に即応した能力を開発する職員研修を計画的に実施する。 ・ 優秀な人材の確保のために、効果的な採用試験方法の検討を行う。	（これまでの取組・現状） ・ 専門性を重視し、特定の職員の異動サイクルを長くするなどの対応をとってきたが、職員数の減少に伴い、専門的な知識・技能の継承がうまくいかない傾向があった。 ・ R 2 年 8 月に大野市人材育成基本方針を策定し、社会情勢の変化に合わせた「目指すべき職員像」を設定した。 ・ オンライン研修の実施環境を整備し、コロナ禍の状況の中でも、多くの職員が研修を受講できる環境を整えた。 ・ 効果的な採用試験とするため、令和 2 年度採用においては、S P I 試験を導入した。 ・ 研修受講者延人数 1, 2 8 5 人（令和元年度）、8 4 8 人（令和 2 年度：実績）
--	---

取組内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
系統を立てた研修の実施		実施	実施	実施	実施	実施
職員採用試験内容の検討及び実施		検討は随時 試験は前期・後期の原則 2 回実施	【前期第 1 次試験の方法を w e b 方式からテストセンター方式に変更した】 試験は前期・後期の原則 2 回実施	【前期第 1 次試験の方法をテストセンター方式から本市集合方式に変更した】 試験は前期・後期の原則 2 回実施	検討は随時 試験は前期・後期の原則 2 回実施 【消防職の採用試験を前期日程（大卒程度）で実施】	検討は随時 試験は前期・後期の原則 2 回実施 後期日程の一般職（事務）の年齢要件を引き上げた 移住・定住促進枠、任期付募集、秋季募集、随時募集（経験者）を実施した
計画的な人事異動による専門的知識のループ化、掛け合わせ		計画的な人事異動	計画的な人事異動	計画的な人事異動	計画的な人事異動	計画的な人事異動
目標値	研修受講者延人数 （オンライン参加数含む）	1, 3 0 0 人以上	1, 4 0 0 人以上	1, 5 0 0 人以上	1, 5 0 0 人以上	1, 5 0 0 人以上
実績値		2, 4 1 0 人	3, 0 8 5 人	3, 5 4 6 人	3, 8 6 3 人	3, 0 9 5 人

【取組４－１２ 職員の能力向上と組織力の強化】

本取組は、職員一人ひとりの専門性や政策形成能力の向上を図るとともに、組織全体のマネジメント力や業務遂行力を高めることで、質の高い行政サービスの提供と持続可能な行政運営の実現を目指して実施したものである。人口減少や行政課題の複雑化が進む中、限られた人員で多様な行政需要に対応するためには、職員の能力向上と組織力の強化が不可欠であり、本取組は行政改革を支える人的基盤として重要な役割を担っている。

目標値と実績値の推移を見ると、階層別研修や専門研修、実務研修などを継続的に実施した結果、研修受講者延人数は計画期間を通じて高い水準を維持し、令和７年度には３，０９５人となるなど、目標を上回る実績を確保した。また、人事評価制度や目標管理制度の運用を継続することで、職員の能力向上や意識改革にも取り組み、組織としての対応力向上を図った。さらに、庁内の情報共有や部門横断的な取組を推進することで、組織内の連携強化にも努めた。

取組内容としては、階層や職種に応じた各種研修の実施に加え、実務を通じた人材育成や人事評価制度の活用を進めた。また、採用試験方法の見直しや経験者採用、任期付職員の募集、移住・定住促進枠の活用など、多様な人材確保に取り組むことで、専門性の維持と組織の活性化を図った。さらに、人事異動の工夫や業務を通じた能力開発を推進し、組織全体の人材育成基盤の強化に努めた。

これらの実績から、本取組は、人材育成と組織力強化の基盤整備において一定の成果を上げたと評価できる。

一方で、研修成果の業務への反映状況や組織全体の能力向上効果についての把握に加え、データ活用能力やＤＸへの対応力、課題解決力など、今後の行政運営に求められる新たな能力については、更なる強化が必要な状況である。

今後、人員制約が更に進むことが想定される中で、限られた職員数と財源で行政サービスを維持し、デジタル技術の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に生かしていく必要がある。

今後は、刻々と変化する社会情勢や行政課題に対応するため、研修を通じて業務改善や政策形成に結び付けられるような課題解決力や分析力、企画力など実務に直結する能力の向上を図る必要がある。また、業務の標準化やマニュアル化を推進し、属人化の解消と知識・技術の継承を図ることが重要である。さらに、部門横断的な連携体制の構築や管理職のマネジメント能力向上、人材育成と人事評価の連動強化を進めることで、職員が主体的に成長し成果を発揮できる組織づくりを推進する必要がある。加えて、ＥＢＰＭやＤＸの推進を支える人材の育成を強化し、根拠に基づく政策立案や業務改善を実践できる組織文化の定着を図ることが求められる。

以上のことから、本取組は、人材育成と組織力強化の基盤整備において一定の成果を上げた一方で、育成成果の定着や組織全体の生産性向上、業務改革への展開といった課題も残されている。今後は、人材育成、業務の効率化を一体的に進めることで、持続可能で質の高い行政運営の実現につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）

大野市定員適正化計画に基づき職員数を管理します

（取組の方向性）

- ・定員適正化計画に基づき職員数の管理を行う。
- ・時代の変化や重点施策の進捗に合わせて、組織機構の見直しと適正な人員配置を行う。
- ・必要な分野に外部アドバイザーを活用する。

（これまでの取組・現状）

- ・職員数は、旧和泉村との合併時（平成17年度）の443人から368人（令和2年度、目標は373人）まで減少している。
- ・重点施策を推進するために、専門課室を設置するなど機構の見直しを行ってきた。

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員適正化計画にも基づく定員数の管理、機構の見直し		定員管理・機構の見直し	定員管理・機構の見直し 【令和5年4月の定年延長制度の導入に伴い、定員適正化計画を改正した】	定員管理・機構の見直し 【財政経営課内に公共施設再編推進室を設置した（令和6年4月1日設置）】	定員管理・機構の見直し	定員管理・機構の見直し 第八次計画策定作業
外部アドバイザーの活用		活用	活用 【定年延長に伴う条例等において、例規担当外部講師のアドバイスを受けた】	活用		
目標値	大野市定員適正化計画における職員数（毎年4月1日）	368人以内	371人以内	362人以内	367人	366人
実績値		362人	361人	361人	366人	356人

【取組４－１３ 職員の適正な定員管理と人員配置】

本取組は、行政需要の変化や業務量に応じた職員数の適正管理と人員配置の最適化を図ることで、効率的かつ持続可能な行政運営を実現することを目的として実施したものである。人口減少や厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する行政課題に対応するためには、限られた人的資源を最大限に活用する必要がある、本取組は組織運営の基盤を支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、定員適正化計画に基づき、業務の見直しや効率化と連動した定員管理が進められた結果、全体として職員数の適正化が図られた。退職者補充や新規採用においては、医療・福祉分野をはじめとする行政需要の高い分野への人員確保を進めるとともに、重点施策への配置を意識した人事運営を実施した。また、会計年度任用職員の活用や外部委託の導入などにより、柔軟な人員配置にも取り組んだ。令和７年度の職員数は３５６人となり、目標である３６６人以内となっている。

取組内容としては、定員適正化計画に基づく定員管理を毎年度実施するとともに、組織機構の見直しや重点施策推進のための専門課室の設置を行った。また、定年延長制度の導入に伴う計画改定や組織運営の見直しを進めたほか、外部アドバイザーの活用による組織体制の強化に取り組んだ。

これらの実績から、本取組は、業務の見直しや効率化と連動した定員管理により、適正な職員数を維持しながら行政運営の継続に一定の成果を上げたと評価できる。特に、医療・福祉など行政需要の高い分野への重点配置や、会計年度任用職員及び外部委託の活用による柔軟な人員配置は、多様化する行政課題への対応力向上につながった。また、組織機構の見直しや専門課室の設置により、重点施策を推進する体制整備が進み、組織としての実行力強化にも寄与した。

一方で、業務量の増加や行政課題の高度化に対して、人員配置が十分に対応しきれていない分野も見られ、職員一人当たりの業務負担は増加傾向にある。特に、専門性が求められる分野では人材確保や育成が十分に追い付かず、組織内での対応に限界が生じる場面も見受けられる。

さらに、業務量や負担状況の把握が十分に整理されておらず、人員配置の判断が経験や慣行に依存する部分も残されている。本取組の目的は職員数を削減することではなく、行政需要に応じた最適な人員配置により組織力を高めることにあるため、業務の実態把握やデータに基づく配置検討を進める必要がある。また、今後求められるＤＸやＥＢＰＭへの対応など、新たな行政課題に対応するための人材確保と育成についても、計画的に進めることが求められる。

今後は、業務量の可視化や分析を進め、定員管理及び人員配置の根拠を明確化することで、より効果的かつ公平な人員配置を実現する必要がある。また、業務効率化やデジタル化と連動しながら、作業的業務の負担軽減を図り、政策立案や課題解決など付加価値の高い業務へ人的資源を重点的に配置することが重要である。さらに、専門性の高い分野については、外部人材の活用や他自治体との連携など多様な手法による人材確保を進めるとともに、人材育成と連動した組織運営を推進することで、柔軟かつ持続可能な組織体制の構築につなげていく必要がある。

以上のことから、本取組は、適正な定員管理と人員配置を通じて行政運営の維持に一定の成果を上げたと評価できる。一方で、業務負担の偏在や専門人材の確保、根拠に基づく配置検討などの課題も残されている。今後は、業務効率化、人材育成及び人員配置の最適化を一体的に進めることで、効率的かつ持続可能な組織運営の実現につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	庁内業務のリスクマネジメント率を100%にします
--------------	--------------------------

（取組の方向性） ・どの業務に、どのようなリスクが想定されるかという情報を管理することにより、リスク発生の予防と、リスク発生時の速やかな対応を図る。 ・常時、「ヒヤリ・ハット事例」の収集を行い、リスク管理情報をアップデートする。 ・グループリーダーを軸とした回転の速い業務改善に取り組み、リスクの発生しにくい組織づくりに努める。	（これまでの取組・現状） ・定期監査などの指摘事項をもとに、適正な会計処理を図っている。 ・公金等取扱事務（事務局を担当する関係団体の経理事務）について、令和元年度10月から毎月の出入金を組織レベルでチェックしている。 ・業務に伴うリスクが発生したとき、その対応に時間がかかる場合がある。
--	--

取組内容		+	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヒヤリ・ハット事例の収集		リスク発生時記録書の作成・運用	リスク発生時記録書の作成・運用 【リスク管理の中でヒヤリハット事例も収集公表（職員間）】	リスク発生時記録書の作成・運用 【リスク管理取り組みを継続】	【リスク情報共有アプリの活用】 【部局長連絡調整会議で報告】	【リスク情報共有アプリの活用】 【部局長連絡調整会議で報告】
大野市リスク管理マニュアルの作成と運用		—	【作成・運用開始】 【R4.12大野市業務リスク管理実施要綱作成】 【R5.1から運用開始】	【運用】 【リスク管理取り組みの手順を随時作成】	【運用】 【大野市業務リスク管理要綱改正：リスク管理マネージャーの設置】	【運用】
業務記述書の作成・運用（庁内業務の洗出し）		主要事業（概ね1～2割）について作成	全業務について作成 ※リスクも記載 【全業務におけるリスクを洗い出し、全庁リスク（50項目）とグループ及び施設ごとの個別リスクを入れたリスクチェック表を作成】	全業務について運用（随時更新）	全業務について運用（随時更新）	全業務について運用（随時更新）
業務改善の推進		業務改善提案書の作成・運用	リスク再発防止策の作成・運用 【リスク発生時に再発防止策を作成し、実行することで業務改善を進めた。】	リスク発生防止策の作成・運用 【リスク発生防止策の作成について、事務局（総務課）が随時指導】	リスク発生防止策の作成・運用 【リスク発生防止策の作成について、事務局（総務課）が随時指導】	リスク発生防止策の作成・運用 【リスク発生防止策の作成について、リスク管理マネージャーによる随時指導】
会計処理上のリスク管理（公金等取扱チェックなど）		実施	実施	実施	実施	実施
目標値	リスクを把握、管理している業務の割合	母数（全業務数）を洗出ししていないため数値なし	90%	95%	100%	100%
実績値		—	100%（全庁取組）	100%（全庁取組）	100%（全庁取組）	100%（全庁取組）

【取組４－１４ 業務上のリスク管理の強化】

本取組は、行政事務の適正かつ確実な遂行を確保するため、業務上のリスクを組織的に把握・分析・対応し、事務ミスや不祥事等の未然防止を図ることを目的として実施したものである。近年、情報管理や法令遵守に対する社会的要請が高まる中、業務上のリスクを適切に管理することは、市民から信頼される行政運営を実現する上で不可欠であり、本取組はリスク管理の強化と組織運営の安定性向上を支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、庁内業務のリスクマネジメント率１００％を目標として取組を進めた結果、全業務におけるリスクの洗い出しと管理体制の整備が行われ、計画期間を通じてリスクマネジメント率１００％を維持した。また、ヒヤリ・ハット事例やリスク発生時の記録・共有を継続的に実施することで、重大な事務事故や不祥事の未然防止に向けた取組を進めた。

取組内容としては、リスク発生時記録書の作成・運用やリスク情報共有アプリの活用を進めるとともに、部局長連絡調整会議を通じた情報共有を実施した。また、令和４年度には「大野市業務リスク管理実施要綱」を策定し、翌年度から運用を開始したほか、令和６年度にはリスク管理マネージャーを配置し、体制強化を図った。さらに、全業務を対象としたリスクの洗い出しとリスクチェック表の作成・更新を行うとともに、リスク発生時には再発防止策を策定し、継続的な業務改善につなげた。加えて、公金等取扱チェックを実施し、会計処理上のリスク管理にも取り組んだ。

これらの実績から、本取組は、業務上のリスク管理体制の整備と職員のリスク管理意識の向上に一定の成果を上げたと評価できる。特に、全業務に対するリスクの洗い出しと管理体制の構築により、組織的なリスクマネジメントの基盤が整備されたことは大きな成果である。また、ヒヤリ・ハット事例やリスク発生事案の共有を継続したことで、組織全体で再発防止に取り組む仕組みが構築され、リスク低減に向けた取組が進められた。さらに、情報セキュリティや個人情報保護に関する制度整備や職員研修を通じて、適切な情報管理の推進にも寄与した。

一方で、リスク管理の取組は各部署の運用に委ねられる部分も大きく、組織全体として統一的な運用や横断的な情報共有が十分とは言えない状況も見られる。また、洗い出したリスクについて、重要度や影響度に応じた優先順位付けや対策の体系化が十分に進んでおらず、限られた資源の中で効果的にリスク対応を行うための仕組みには改善の余地が残されている。

さらに、ヒヤリ・ハット事例やリスク発生事案の情報は蓄積されているものの、全庁的な業務改善や再発防止策の高度化に十分活用されているとは言えない。このような課題を踏まえると、本取組の目的は事案発生後の対応だけではなく、潜在的なリスクを把握し未然に防止することにあるため、発生事例の分析や傾向把握を進め、予防型のリスク管理へ発展させていくことが重要である。また、ＤＸの進展に伴い、情報セキュリティやシステム運用に関する新たなリスクへの対応強化も求められている。

今後は、リスク管理手順の標準化と全庁的な運用徹底を図り、リスクの把握から評価、対策、見直しまでの一連のプロセスを明確化する必要がある。また、事務ミスやトラブルの発生状況を継続的に蓄積・分析し、発生要因に応じた事前対策を講じることで、予防的なリスク管理を強化することが重要である。さらに、ヒヤリ・ハット事例の庁内共有や内部監査の活用、業務マニュアルの整備・更新を進め、業務の標準化と属人化の解消につなげる必要がある。加えて、情報管理やセキュリティ対策の強化、職員の意識向上と運用ルールの徹底を図ることで、ＤＸ時代に対応した信頼性の高い業務執行体制を構築していくことが求められる。

以上のことから、本取組は、業務上のリスク管理の基盤整備と組織的なリスク管理体制の構築において一定の成果を上げたと評価できる。一方で、全庁的な管理体制の強化やリスク分析の高度化、新たなリスクへの対応といった課題も残されている。今後は、リスク分析の高度化やリスク管理の運用強化、情報共有、継続的な改善を一体的に進めることで、信頼性の高い行政運営と安定した業務遂行体制の確立につなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	職員の地域貢献活動参加率60%以上を維持します。
--------------	--------------------------

（取組の方向性） ・他自治体等の先進地事例を参考とし、職員が参加しやすい制度となるよう、基準となる規程を策定する。 ・周知を積極的に行い、参加率を向上させる。また、活動参加状況の把握のため、自己申告書においての報告を求める。	（これまでの取組・現状） ・これまでも、職員が地域活動への参加については、制限を設けておらず、有償となる場合についても、営利企業等従事許可申請により、概ね許可してきており、一定数の職員が地域貢献活動に参加している。 ・令和2年度の職員の地域貢献活動参加率：59%（消防職を除く。）
---	---

取組内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域貢献活動における兼業・副業の基準規程の策定		策定				
地域貢献活動参加についての周知		職員への周知 年2回	職員への周知 年2回 【自己申告書の記入の際に、活動参加について周知した】 前年度の参加率を公表	職員への周知 年2回 【自己申告書の記入の際に、活動参加について周知した】 前年度の参加率を公表	職員への周知 年2回 【自己申告書の記入の際に、活動参加について周知した】 前年度の参加率を公表	職員への周知 年2回 前年度の参加率を公表
地域貢献活動状況の把握		自己申告書での報告	自己申告書での報告	自己申告書での報告	自己申告書での報告	自己申告書での報告
目標値	地域貢献活動参加率	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上
実績値		60.97%	61.11%	61.69%	60.19%	55.08%

【取組４－１５ 市民と職員のパートナーシップの構築】

本取組は、職員の地域貢献活動への参加を促し、市民と職員が地域において関わる機会を広げることで、協働によるまちづくりにつなげることを目的として実施したものである。職員が地域活動に参加することは、市民との関わりを深め、地域に貢献する取組の一つとして位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、職員の地域貢献活動参加率については、令和３年度６０．９７％、令和４年度６１．１１％、令和５年度６１．６９％、令和６年度６０．１９％と目標である６０％以上を維持してきたものの、令和７年度は５５．０８％となり、目標を下回る結果となった。一方で、令和７年度も半数を超える職員が地域貢献活動に参加しており、地域活動への参加は一定程度維持されているものと捉えることができる。

取組内容としては、職員の地域貢献における兼業・副業の基準規程を策定するとともに、職員への年２回の周知、前年度参加率の公表及び自己申告書による活動状況の把握を実施した。これらを通じて、職員の地域貢献活動への参加を促す制度の整備と継続的な周知に取り組んだ。

これらの実績から、本取組は、計画期間の大半で参加率が目標を上回り、職員の地域貢献活動への参加促進に一定の成果があったものと評価できる。本取組の目的は、参加率の向上にとどまらず、職員が地域活動を通じて市民と関わり、地域に貢献する機会を広げることにある。

今後も、職員への周知、前年度参加率の公表及び自己申告書による活動状況の把握を継続し、職員の地域貢献活動への参加を促進する必要がある。

以上のことから、本取組は、職員の地域貢献活動への参加を促す制度整備や周知を継続し、地域活動への参加促進に一定の成果を上げたと評価できる。今後も、職員が地域活動に参加する機会を広げ、市民と職員が協働するまちづくりにつなげていく必要がある。

GOAL（期間内の目標）	計画に基づき、公共施設等の最適化を着実にを行います
--------------	---------------------------

（取組の方向性） ・公共施設の安全確保や適切な維持管理を行う。 ・中長期的な財政負担の軽減と標準化を図る。 ・施設の統廃合や譲渡などにより施設数を削減する。 ・公的なサービスを提供するために必要な施設の長寿命化を図る。 ・財産の貸付、売却などに向けた必要な調査を行う。	（これまでの取組・現状） ・大野市公共施設等総合管理計画 平成２９年３月策定、計画期間１０年 ・大野市公共施設再編計画編 平成２５年１０月策定、平成３０年３月改訂、令和８年２月改訂、計画期間１０年 ・公共施設等の数 - 平成３０年度 ３０９施設 前年度から１０施設減（廃止１１、譲渡２、新規３） - 令和元年度 ３０５施設 前年度から４施設減（廃止２、譲渡３、新規１） - 令和２年度 ３０５施設 前年度から増減なし（廃止４、譲渡１、新規５）
---	---

取組内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
公共施設等の維持管理の最適化		計画に基づく進捗管理 市ホームページでの公開 【和泉郷土資料館の冬期閉館（Ｒ３．１２月～Ｒ４．３月）を実施】	計画に基づく進捗管理 市ホームページでの公開 【越前大野城の窓口業務委託をシルバー人材センターから観光協会へ、和泉郷土資料館・笛資料館の窓口業務を直営からシルバー人材センターへ変更】	計画に基づく進捗管理 市ホームページでの公開 【亀山南第２駐車場を直営に変更】	計画に基づく進捗管理 市ホームページでの公開	計画に基づく進捗管理 市ホームページでの公開 【和泉郷土資料館、化石発掘体験センターを直営に変更】
大野市公共施設再編計画の推進		個別施設計画編の令和２年度改定内容を反映 【大野市小中学校再編計画の改訂と、大野市小中学校施設管理計画の作成により、小中学校の適正配置と施設の長寿命化を図る。】 【再編して使用しなくなる校舎等の活用については、地域からの提案等に基づいて協議を進める。】 【和泉地区の観光施設の不動産鑑定を行い再編を検討する。】 【（３月）利用状況やコストなど４項目をもとに各施設の方向性を出した。】	【小中学校再編に向け、統合校改修工事の基本設計を実施】 【和泉地区の観光施設の土地整理に着手】 【未活用の市有地１件を売却した】	【方向性が廃止や廃止検討となっている旧奥越農業共済事務所、和泉体験農園堆肥舎の解体や、西里団地の一部解体等を実施】 【方向性が廃止の宝慶寺いこいの森について、プロポーザル方式にて譲渡希望者の公募を実施】 【未活用の市有地１件（美川町 211番地 1,466.08㎡）を売却】 【笛資料館を廃止】 【小学校再編推進の準備を進める：中学校を５校から２校に再編】	【公共施設の再編の流れを加速させるため、公共施設再編推進庁内会議を設置した】 【方向性が廃止検討、除却（解体）、見直しとなっている笛資料館、木本集落センター、旧乾側幼稚園、旧乾側小学校、九頭竜保養の里旧コテージ１棟の解体工事を実施】 【中学校を２校に再編】 【小中学校再編に係る統合校の改修工事の継続（開成中、陽明中、下庄小）、実施設計の実施（有終南小、富田小）】 【小学校を令和８年４月に再編することを目標とし取組みを推進】	【方向性が廃止の施設だけでなく、廃止検討や見直しとなっている施設の再編も推進する】 【方向性が廃止検討となっている旧大納ハイツを解体し、方向性が現状維持となっている和泉診療所旧医師住宅（歯科）を民間に売却】 【小中学校再編に係る統合校の改修工事の実施（開成中、陽明中、下庄小、有終南小、富田小）】 【小学校を令和８年４月に再編する取組を推進】 【未活用の市有地２件を売却】
目標値 実績値	再編計画に基づく公共施設等の数	３０４施設	—	—	—	—
		３０３施設	３０３施設	３０１施設	２９４施設	２８９施設

【取組４－１６ 市有財産の適正管理と有効活用】

本取組は、市が保有する公共施設や土地、建物等の市有財産について、適正な維持管理と有効活用、整理統合を計画的に進めることで、中長期的な財政負担の軽減と資産価値の最大化を図ることを目的として実施したものである。人口減少や施設の老朽化が進行する中、全ての資産を従来どおり維持していくことは困難であり、「量の適正化」と「質の向上」を両立した資産管理が求められていることから、本取組は持続可能な行政運営を支える重要な施策として位置付けられる。

目標値と実績値の推移を見ると、公共施設については定期的な点検や修繕を実施し、安全性と機能性の確保を図りながら適正な管理体制を維持した。また、公共施設等総合管理計画や再編計画に基づき、施設の統廃合や用途見直し、未利用資産の売却・貸付などを段階的に進めた結果、施設数は令和３年度の３０３施設から令和７年度には２８９施設となり、施設の最適化が着実に進められた。さらに、指定管理者制度や民間事業者の活用により、施設運営の効率化とサービス向上にも取り組んだ。

取組内容としては、公共施設等総合管理計画及び再編計画に基づき、各施設の役割や必要性を再評価し、統廃合や複合化を含めた施設再編を推進した。また、定期的な点検や修繕により施設の安全性を確保するとともに、未利用資産の売却や貸付を進めることで財政負担の軽減と資産の有効活用を図った。

これらの実績から、本取組は、市有財産の適正管理と有効活用に向けた基盤整備において一定の成果を上げたと評価できる。特に、計画的な施設数の削減や未利用資産の活用が進められたことで、将来的な維持管理負担の軽減につながる基盤が整備された。また、施設の点検や修繕を継続的に実施したことで、安全性や機能性を確保しながら市民サービスを維持することができた。

一方で、老朽化した施設の更新や修繕需要は依然として大きく、維持管理コストの抑制には限界がある。また、施設ごとの利用状況には差が見られ、稼働率が低い施設については今後の在り方を含めた見直しが必要な状況である。加えて、未利用資産の活用についても、立地条件や市場ニーズの影響により活用が進みにくいケースが見られるなど、資産の有効活用には課題が残されている。

本取組の目的は単に施設数を削減することではなく、限られた財源の中で市有財産を効果的に活用し、市民サービスの維持と地域価値の向上を図ることである。そのためには、施設の利用状況や維持コスト、将来的な更新需要などを総合的に把握し、優先順位を踏まえた戦略的な資産管理が求められる。また、施設再編や資産活用に当たっては、市民への十分な説明と合意形成を図ることも重要である。

今後は、公共施設等総合管理計画に基づき、統廃合や複合化を含めた施設再編を計画的に進める必要がある。